

店舗総合保険・地震保険 普通保険約款および特約集

(統合)
F0052-00-11 2510 2,000 (マ)

このたびは、セコム損保の店舗総合保険をご契約いただきありがとうございます。

この「普通保険約款および特約集」(以下「約款集」といいます。)は、店舗総合保険と地震保険の普通保険約款および特約をとりまとめたもので、ご加入いただきました保険契約についての大切なことがらが記載されております。

ご一読のうえ保険証券と同様に保管くださいますようお願い申し上げます。

※1 この約款集に記載された特約以外の特約があるときは、証券に添付してあります。

※2 地震保険約款については、保険証券に地震保険金額が表示されたご契約にのみ適用されます。

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社

目次

◎店舗総合保険普通保険約款	1	36. 火災・盗難危険軽減費用補償特約	自動付帯	32
◎地震保険普通保険約款	11	37. 水災補償変更特約（店総用）		32
◎普通火災保険、住宅火災保険、住宅総合保険および店舗総合保険に付帯される場合の特則	20	<支払額・契約方式に関する特約>		
◎特約	22	38. 火災通知保険特約（普火・店総用）		33
○自動的に付帯される特約	22	39. 付保割合条件付実損払特約（店総用）		35
<補償危険、補償範囲に関する特約>		40. 新価保険特約		35
1. 商品・製品等盗難危険補償特約	22	41. 価額協定保険特約（建物新価・家財時価用）		36
2. 不在危険補償特約	24	42. 価額協定保険特約（建物新価・家財新価用）		38
3. 機械警備条件付不在危険補償特約	24	43. 追加特約		39
4. 168時間までの機械警備条件付不在危険補償特約	24	<利益等の補償に関する特約>		
5. 金庫外危険補償対象外特約	25	44. 家賃補償特約		39
6. 営業時間内危険補償対象外特約	25	45. 休業損失補償特約		40
7. 営業時間外の金庫外危険補償対象外特約	25	<賠償責任補償に関する特約>		
8. 営業時間外の金庫内危険のみ補償特約	25	46. 借家人賠償責任補償特約		44
9. 他保険優先払特約	25	47. 個人賠償責任補償特約		50
10. 火災、落雷、破裂・爆発危険臨時費用保険金補償対象外特約（店総用）	25	48. 店舗賠償責任補償特約		54
11. 火災、落雷、破裂・爆発危険残存物取上げ費用保険金補償対象外特約（店総用）	25	49. 賠償事故解決に関する特約	自動付帯	57
12. 風災、雹災、雪災危険補償対象外特約（普火一般物件・工場物件、店総用）	25	50. 電車等運行不能に対する賠償責任追加補償特約	自動付帯	60
13. 風災、雹災、雪災危険臨時費用保険金補償対象外特約（店総用）	25	51. 受託品に対する賠償責任追加補償特約	自動付帯	60
14. 風災、雹災、雪災危険残存物取上げ費用保険金補償対象外特約（店総用）	26	52. 借家人賠償責任補償特約包括契約に関する特約		62
15. 水災危険補償対象外特約（店総用）	26	<保険料に関する特約>		
16. 雑危険等補償対象外特約（店総用）	26	53. 長期保険保険料一括払特約		64
17. 雑危険臨時費用保険金補償対象外特約（店総用）	26	54. 長期保険保険料年払特約		65
18. 雑危険残存物取上げ費用保険金補償対象外特約（店総用）	26	55. 保険料分割払特約（一般）		66
19. 地震火災費用保険金補償対象外特約（店総用）	26	56. 保険料分割払特約（大口）		67
20. 地震危険補償特約	26	57. 保険料クレジットカード払特約		68
21. 地震危険補償特約（縮小支払方式）	27	58. 初回保険料の口座振替特約（翌月振替用）		68
22. 地震危険補償特約（支払限度額方式）	28	59. 初回保険料の払込取扱票・請求書払特約		69
23. 地震衝撃危険補償対象外特約	30	60. 適用保険料に関する特約	自動付帯	69
24. 地震破裂爆発危険補償特約	30	61. セキュリティ適用時精算特約	自動付帯	70
25. 地震水災危険補償特約	30	62. 長期保険保険料払込特約（地震保険用）		70
26. 噴火危険補償特約	30	63. 長期保険保険料年払特約（地震保険用）		71
27. ガラス損害補償特約	30	<団体扱等に関する特約>		
28. 冷凍（冷蔵）損害補償対象外特約	31	64. 団体扱に関する特約（一般A）		72
29. 冷凍（冷蔵）損害補償特約	自動付帯	65. 団体扱に関する特約（一般B）		73
30. ボイラ等破裂・爆発損害補償対象外特約	自動付帯	66. 団体扱に関する特約（一般C）		74
31. テコ危険補償対象外特約	自動付帯	67. 団体扱に関する特約		75
32. 無体物に関する特約	自動付帯	<契約の手続きに関する特約ほか>		
33. 法令禁止物件に関する特約	自動付帯	68. 代位求償権不行使特約	自動付帯	76
34. 補償対象外となる損害に関する特約	自動付帯	69. 告知等変更特約（店総用）	自動付帯	76
35. サイバー攻撃等対象外特約	自動付帯	70. 機械警備工事変更サポート特約	自動付帯	78
		71. 共同保険に関する特約		79

自動付帯と記載がある特約は、ご契約の内容・条件により自動的にその特約が付帯されます。

自動付帯される条件については、「○自動的に付帯される特約」をご参照ください。この冊子に記載された特約以外の特約が付帯される場合は、保険証券に同封して送付します。

店舗総合保険普通保険約款

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害（消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。以下同様とします。）に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

① 火災

② 落雷

③ 破裂または爆発（「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下この条において同様とします。）

（2）当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害（風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分が次のいずれかに該当する事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限り、以下（2）において同様とします。なお、「建物」とは、土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置（建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。以下同様とします。）を除きます。以下同様とします。また、「建物の外側の部分」とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。）(3)の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第36条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、第32条（事故の通知）および第33条（損害防止義務および損害防止費用）の規定に基づく義務を負うものとします。以下（2）において同様とします。）を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、敷地内（特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。以下同様とします。）ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとします。

① 風災（台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。）

② 雹災

③ 雪災（豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）

（3）当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

① 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。以下同様とします。）または（2）もしくは（6）の事故による損害を除きます。

② 給排水設備（水道管、排水管、貯水タンク、給水タンク、トイレの水洗用の設備、雨樋、浄化槽、スプリンクラー設備および装置、スノーダクト（屋根の積雪を熱で融かして排水する設備）等を指し、常設されておらずその都度排水の用に供する排水ホースの類を除きます。なお、流し台、風呂槽、洗濯機、皿洗器および洗面台等については、本体に連なる排水管部分のみを給排水設備に

含み、本体そのものは給排水設備に含まれません。以下②において同様とします。）の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた漏水、放水等による水濡れ。ただし、次の損害を除きます。ア.（2）の事故による損害

イ. 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等による損害

ウ. 給排水設備自体に生じた損害

③ 騒擾およびこれに類似の集団行動（群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、次条（2）①の暴動に至らないものをいいます。）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

（4）当会社は、盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。以下同様とします。）によって保険の対象である建物、家財または設備・什器等（設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下同様とします。）について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

（5）当会社は、家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における生活用の通貨もしくは預貯金証書（預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。以下同様とします。）の盗難によって損害が生じたとき、または設備・什器等が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における業務用の通貨もしくは預貯金証書の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。

① 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。

② 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。（現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能が第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合も同様とします。）

（6）当会社は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この約款に従い、水害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

① 保険の対象である建物または家財にそれぞれの保険価額（損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。以下同様とします。なお、「保険の対象の価額」とは、保険の対象が貴金属等（貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。以下同様とします。）である場合には、保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額を、保険の対象が商品・製品等（商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。以下同様とします。）のうち貴金属等以外の物である場合には、再調達価額と保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額のいずれか低い額を、保険の対象がこれら以外の物である場合には、再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をそれぞれいい、その減価額は再調達価額の別表1に掲げる割合に相当する額を限度とします。以下同様とします。また、「再調達価額」とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築、再作成または再取得するのに要する額をいいます。以下同様とします。）の30%以上の損害が生じた場合

② 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物、床上浸水（居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、

畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。以下②から④までにおいて同様とします。）または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。以下③および④において同様とします。）より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物または家財にそれぞれの保険価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合

③ ①および②に該当しない場合において、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物または家財に損害が生じたとき。

④ 保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等に損害が生じた場合

(7) 当社は、(1) から (3) までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この約款に従い、臨時費用保険金を支払います。

(8) 当社は、(1) から (3) までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(9) 当社は、次に掲げる①の事故によって②の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、この約款に従い、失火見舞費用保険金を支払います。

① 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者（保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。以下②において同様とします。なお、「親族」とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいい、また、「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。以下同様とします。）の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。

② 第三者の所有物（動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所にあるものに限り、ます。）の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

(10) 当社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合（この場合においては、次条(2)②の規定は適用しません。）には、それによって臨時に生ずる費用に対して、この約款に従い、地震火災費用保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となったとき（建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。以下②および③において同様とします。）。

② 保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物が半焼以上となったとき、またはその家財が全焼となったとき（家財の火災による損害の額が、その家財の保険価額の80%以上となった場合をいいます。この場合にお

ける家財には第3条（保険の対象の範囲）(3) ②に掲げる物は含みません。）。

③ 保険の対象が設備・什器等または商品・製品等である場合には、これらを収容する建物が半焼以上となったとき。

(11) 当社は、(1) の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり次のいずれかに該当する費用（居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。）が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（以下「修理付帯費用」といいます。）に対して、この約款に従い、修理付帯費用保険金を支払います。

① 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。以下②において同様とします。）

② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えるものとし、ます。以下⑤において「復旧期間」といいます。）を超える期間に対応する費用を除きます。

③ 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。

④ 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。

⑤ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下⑥および⑦において同様とします。）。

⑥ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用

⑦ 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金（損害保険金、水害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金または修理付帯費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。

① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって前条の事故が生じた場合を除きます。

④ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為

⑤ 次のいずれかの事故の際における保険の対象の紛失または盗難

- ア. 前条（１）から（３）までの事故または（６）の事故
イ. （２）②に規定する事由によって生じた事故
- ⑥ 保険の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難
- （２）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- （３）当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、前条の事故による場合を除き、保険金を支払いません。
- ① 電気的事故による炭化または熔融の損害
- ② 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
- ③ 亀裂、変形その他これらに類似の損害
- （４）当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（前条の事故が生じた場合は、次のいずれかに該当する損害に限ります。）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含み、保険の対象が建物または屋外設備・装置の場合は、屋根材等のずれや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ③ ねずみ食い、虫食い等
- （５）当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害（保険の対象が建物または屋外設備・装置の場合は、機能の喪失または低下を伴わない雨樋や塀のゆがみ等を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険の対象の範囲）

- （１）この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物またはこれに収容される動産（特別の約定がないかぎり、敷地内に所在する床面積が66㎡未満の物置、車庫その他の付属建物に収容される動産を含みます。）とします。
- （２）次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。）
- ② 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ③ 動物、植物等の生物。ただし、（３）①に規定する垣が生垣である場合には、生垣を保険の対象に含むものとします。
- （３）次に掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。

- ① 門、塀もしくは垣（「門」「塀」「垣」とは、この普通保険約款において、敷地境界等における敷地内部と外部または敷地内部を区分、遮断する目的で設置されたものをいい、生垣を含みます。）または物置、車庫その他の付属建物
- ② 貴金属等で、１個または１組の価額が30万円を超えるもの
- ③ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- （４）建物が保険の対象である場合には、次に掲げる物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- ① 畳、建具その他これらに類する物
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
- （５）家財が保険の対象である場合には、被保険者の親族の所有する家財で保険証券記載の建物に収容されているもの（敷地内に所在する床面積が66㎡未満の物置、車庫その他の付属建物に収容されるものを含みます。）は、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- （６）建物と家財の所有者が異なる場合において、家財が保険の対象であるときは、（４）に掲げる物で被保険者の所有する生活用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- （７）建物と設備・什器等の所有者が異なる場合において、設備・什器等が保険の対象であるときは、（４）に掲げる物で被保険者の所有する業務用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- （８）家財が保険の対象である場合においては、生活用の通貨または預貯金証書に、また、設備・什器等が保険の対象である場合においては、業務用の通貨または預貯金証書に、第1条（保険金を支払う場合）（５）の盗難による損害が生じたときは、（２）の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この約款にいう保険価額および保険金額ならびに保険証券記載の家財または設備・什器等の保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

第4条（損害保険金の支払額）

- （１）当会社が第1条（保険金を支払う場合）（１）から（４）までの損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式（算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。）によって算出した額とします。

修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額（再調達価額の別表1に掲げる割合に相当する額を限度とします。）	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	＝	損害の額
---	-------------------------	---	------

- （２）盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、（１）の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。
- （３）保険金額が保険価額の80％に相当する額以上の場合は、当会社は、保険金額を限度とし、（１）および（２）の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。

(4) 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低い場合は、当会社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\begin{array}{l} \text{(1) および (2) の} \\ \text{規定による損害の額} \end{array} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の80\%}} = \text{損害保険金の額に相当する額}$$

(5) 前条(3)②に掲げる物を保険証券に明記して保険の対象に含めた場合において、その物に盗難による損害が生じたときの当会社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。

第5条 (損害保険金の支払額—通貨または預貯金証書の盗難の場合)

(1) 第1条(保険金を支払う場合)(5)の生活用の通貨または業務用の通貨の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに生活用の通貨の盗難については20万円を、また、業務用の通貨の盗難については30万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。

(2) 第1条(保険金を支払う場合)(5)の生活用の預貯金証書または業務用の預貯金証書の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに生活用の預貯金証書の盗難については200万円または家財の保険金額のいずれか低い額を、また、業務用の預貯金証書の盗難については300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。

第6条 (水害保険金の支払額)

(1) 当会社が第1条(保険金を支払う場合)(6)①の水害保険金として支払うべき損害の額は、第4条(損害保険金の支払額)(1)の規定による額とします。

(2) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(6)①の水害保険金として、次の算式(保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。)によって算出した額を支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{(1)の規定による損害の額}}{\text{保険価額}} \times \text{縮小割合(70\%)} = \text{水害保険金の額}$$

(3) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(6)②の水害保険金として、次の算式(保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。)によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合(10\%)} = \text{水害保険金の額}$$

(4) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(6)③または④の水害保険金として、次の算式(保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。)によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合(5\%)} = \text{水害保険金の額}$$

(5) (3) および (4) の規定に基づいて、当会社が支払うべき第1条(保険金を支払う場合)(6)②から④までの水害保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。

第7条 (臨時費用保険金の支払額)

(1) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(7)の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。

$$\begin{array}{l} \text{第1条(1)から} \\ \text{(3)までの損害} \\ \text{保険金} \end{array} \times \frac{\text{支払割合(30\%)}}{\text{(30\%)}} = \text{臨時費用保険金の額}$$

(2) (1) の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

第8条 (残存物取片づけ費用保険金の支払額)

(1) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(1)から(3)までの損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(8)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

(2) (1) の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第9条 (失火見舞費用保険金の支払額)

(1) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(9)の失火見舞費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、同条(9)①の事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。)の20%に相当する額を限度とします。

$$\begin{array}{l} \text{第1条(9)②の損害} \\ \text{が生じた世帯または法} \\ \text{人(以下「被災世帯」} \\ \text{とします。)} \end{array} \times \frac{\text{1被災世帯あたりの} \\ \text{支払額(20万円)}}{\text{支払額(20万円)}} = \frac{\text{失火見舞費用} \\ \text{保険金の額}}{\text{保険金の額}}$$

(2) (1) の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき失火見舞費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、失火見舞費用保険金を支払います。

第10条 (地震火災費用保険金の支払額)

(1) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(10)の地震火災費用保険金として、次の算式(保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。)によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合(5\%)} = \text{地震火災費用保険金の額}$$

(2) (1) ただし書においては、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。

第11条 (修理付帯費用保険金の支払額)

(1) 当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。)に30%を乗じて得た額または1,000万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用の額を第1条(保険金を支払う場合)(11)の修理付帯費用保険金として、支払います。

(2) (1) の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、修理付帯費用保険金を支払います。

第12条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等(この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された第1条(保険金を支払う場合)の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。)がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額

(以下「支払責任額」といいます。)の合計額が、保険金の種類ごとに別表2に掲げる支払限度額(以下「支払限度額」といいます。))を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2)(1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条(保険金を支払う場合)(1)から(4)までの損害保険金および同条(6)①の waters 保険金については、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。
- (3)(1)の場合において、第1条(保険金を支払う場合)(7)の臨時費用保険金および同条(8)の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)から(3)までの損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。
- (4)損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのおの別に適用します。

第13条(包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第4条(損害保険金の支払額)(3)および(4)、第6条(waters 保険金の支払額)(2)から(4)までならびに第10条(地震火災費用保険金の支払額)(1)の規定をおのおの別に適用します。

第2章 基本条項

第14条(保険責任の始期および終期)

- (1)当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)の初日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3)保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第15条(告知義務)

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険(損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。))に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの(他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。))について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2)当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ①(2)に規定する事実がなくなった場合
 - ②当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしく

は事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。)

- ③保険契約者または被保険者が、第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4)(2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第26条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

第16条(通知義務)

- (1)保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
 - ①保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
 - ②保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。))が発生したこと。
- (2)(1)の事実の発生によって危険増加(告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。))が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4)(2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第26条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。
- (6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。))を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7)(6)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第26条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合

において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第17条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第18条（保険の対象の譲渡）

- （１）保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- （２）（１）の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、（１）の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- （３）当会社が（２）の規定による承認をする場合には、第21条（保険契約の失効）（１）の規定にかかわらず、（２）の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第19条（保険の対象の調査）

当会社は、いつでも保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することができます。

第20条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第21条（保険契約の失効）

- （１）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
- ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第39条（保険金支払後の保険契約）（１）の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- （２）おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、（１）の規定を適用します。

第22条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第23条（保険金額の調整）

- （１）保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- （２）保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第24条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第25条（重大事由による解除）

- （１）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払

わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア、反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下③において同様とします。）に該当すると認められること。
 - イ、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ、反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ、法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ、その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- （２）当会社は、被保険者が（１）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。
- （３）（１）または（２）の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、（１）①から④までの事由または（２）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （４）保険契約者または被保険者が（１）③アからオまでのいずれかに該当することにより（１）または（２）の規定による解除がなされた場合には、（３）の規定は、（１）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第26条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第27条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）

- （１）第15条（告知義務）（１）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
- （２）危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、保険契約者または被保険者の申出に基づく危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間に対して、次の規定に従い、保険料を返還または請求します。
- ① 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも高い場合は、その差額に対して、未経過期間に対する月割（１か月に満たない期間は１か月とします。以下同様とします。）をもって計算した保険料を請求します。
 - ② 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも低い場合は、その差額に対して、既経過期間に対する月割をもって計算した保険料を差し引いた額を返還します。
- （３）当会社は、保険契約者が（１）または（２）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4)(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた日より前に発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

(6)(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、(2)①および②の規定に従い、保険料を返還または請求します。

(7)(6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第28条（保険料の返還—無効または失効の場合）

(1)第20条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2)保険契約が失効となる場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割をもって計算した保険料を差し引いて、その残額（未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きします。）を返還します。

第29条（保険料の返還—取消しの場合）

第22条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第30条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）

(1)第23条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が超過部分の保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2)第23条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、次の①の額から②の額を差し引いて、その残額を返還します。

① 減額前の保険金額に対する保険料から、減額後の保険金額に対する保険料を差し引いた残額

② ①の保険料の既経過期間に対し月割をもって計算した保険料

第31条（保険料の返還—解除の場合）

(1)第15条（告知義務）(2)、第16条（通知義務）(2)もしくは(6)、第25条（重大事由による解除）(1)または第27条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料（未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きします。）を返還します。

(2)第24条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割をもって計算した保険料を差し引いて、その残額（未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きします。）を返還します。ただし、中途更改（保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。）のうちの次の3つの条件をすべて満たすときは、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料（未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きします。）を返還します。

- ① 解除する契約の契約者が、新たに締結する契約の契約者と同一であること。
- ② 解除する契約で対象としていた保険の対象が、新たに締結する契約に含まれること。
- ③ 解除する契約の保険期間より、新たに締結する契約の保険期間が短くないこと。

と。

第32条（事故の通知）

(1)保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

(2)保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

(3)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第33条（損害防止義務および損害防止費用）

(1)保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

(2)(1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないとき（免責金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。）を除き、当会社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。ただし、同条(10)の損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は負担しません。

- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- ② 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます。）の修理費用または再取得費用
- ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。）

(3)保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の額	－	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額	＝	損害の額
--------------------------	---	------------------------------	---	------

(4)第4条（損害保険金の支払額）(4)、第12条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および第13条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第12条(1)の規定中「別表2に掲げる支払限度額」とあるのは「第33条（損害防止義務および損害防止費用）(2)によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。

(5)(2)の場合において、当会社は、(2)に規定する負担金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これを負担します。

第34条（残存物および盗難品の帰属）

(1)当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)から(4)までの損害保険金または(6)の waters 保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、当会社に移転しません。

(2)盗取された保険の対象について、当会社が第1条（保険金を支払う場合）(4)の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第4条（損害保険金の支払額）(2)の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

(3)保険の対象が盗取された場合に、当会社が第1条（保険金を支払う場合）(4)

の損害保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

(4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額(第4条(損害保険金の支払額)(2)の費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

第35条(保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使用することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 保険証券
- ③ 損害見積書
- ④ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ⑤ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第36条(保険金の支払時期)

(1) 当社は、被保険者が前条(2)の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(保険価額を含みます。)および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日

② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

第37条(時効)

保険金請求権は、第35条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第38条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第39条(保険金支払後の保険契約)

(1) 第1条(保険金を支払う場合)(1)から(4)までの損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

(3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。

(4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第40条(保険契約の継続)

(1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当社に告げなければなりません。この場合の告知については、第15条(告知義務)の規定を適用します。

(2) 第14条(保険責任の始期および終期)(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第4 1 条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- （１）この保険契約について、保険契約者または被保険者が２名以上である場合は、当会社は、代表者１名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- （２）（１）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の１名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- （３）保険契約者または被保険者が２名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第4 2 条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第4 3 条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1 再調達価額に乗じる割合の上限

	保険の対象		割合
1	建物		90%。ただし、保険の対象の維持管理が適切に行われている場合には、50%とします。
2	屋外設備・装置		
3	家財	(1) 貴金属等	0%
		(2) (1) 以外の物	90%。ただし、保険の対象の維持管理が適切に行われている場合には、50%とします。
4	設備・什器等	(1) 貴金属等	0%
		(2) (1) 以外の物	90%。ただし、保険の対象の維持管理が適切に行われている場合には、50%とします。
5	商品・製品等		0%

別表 2 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類		支払限度額
1	第1 条（保険金を支払う場合）（１）から（３）までの損害保険金		損害の額
2	第1 条（保険金を支払う場合）（４）の損害保険金	（１）第3 条（保険の対象の範囲）（３）②に掲げる物	1 回の事故につき、1 個または1 組ごとに100 万円（他の保険契約等に、限度額が100 万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
		（２）上記以外の物	損害の額
3	第1 条（保険金を支払う場合）（５）の損害保険金	（１）生活用の通貨	1 回の事故につき、1 敷地内ごとに20 万円（他の保険契約等に、限度額が20 万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
		（２）業務用の通貨	1 回の事故につき、1 敷地内ごとに30 万円（他の保険契約等に、限度額が30 万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
		（３）生活用の預貯金証書	1 回の事故につき、1 敷地内ごとに200 万円（他の保険契約等に、限度額が200 万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
		（４）業務用の預貯金証書	1 回の事故につき、1 敷地内ごとに300 万円（他の保険契約等に、限度額が300 万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
4	第1 条（保険金を支払う場合）（６）の水火保険金	（１）①の水火保険金	損害の額に70 %（他の保険契約等に、縮小割合が70 %を超えるものがある場合は、これらの縮小割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額

		(2) ②の水害保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円（他の保険契約等に、この損害に対する限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または保険価額に10%（他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が10%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額のいずれか低い額
		(3) ③または④の水害保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円（他の保険契約等に、この損害に対する限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または保険価額に5%（他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額のいずれか低い額
		(4) 上記(2)および(3)の水害保険金の合計額	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円（他の保険契約等に、1敷地内ごとの限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの1敷地内ごとの限度額のうち最も高い額）
		(5) 上記(1)から(4)までの規定にかかわらず、他の保険契約等に損害の額を支払限度額とするものがある場合	損害の額
		5 第1条（保険金を支払う場合）(7)の臨時費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円（他の保険契約等に、限度額が500万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）
		6 第1条（保険金を支払う場合）(8)の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額
		7 第1条（保険金を支払う場合）(9)の失火見舞費用保険金	1回の事故につき、20万円（他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額）に被災世帯の数に乗じて得た額

8	第1条（保険金を支払う場合）(10)の地震火災費用保険金	(1) それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）
		(2) 上記(1)に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または共済契約のおのおのの保険の対象についての支払責任額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5%（他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額を超えるとき。	1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5%（他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額
9	第1条（保険金を支払う場合）(11)の修理付帯費用保険金		1回の事故につき、1敷地内ごとに1,000万円（他の保険契約等に、限度額が1,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または修理付帯費用の額のいずれか低い額

地震保険普通保険約款

第 1 章 用語の定義条項

第 1 条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部損	（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の 3 % 以上 20 % 未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 （注）門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 （生活用動産の場合） 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の 10 % 以上 30 % 未満である損害をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第 9 条（警戒宣言等）第 1 項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律（昭和 41 年法律第 73 号）をいいます。

小半損	（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の 20 % 以上 40 % 未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が 20 % 以上 50 % 未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 （注）門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 （生活用動産の場合） 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の 30 % 以上 60 % 未満である損害をいいます。
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限りです。
全損	（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の 50 % 以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が 70 % 以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 （注）門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 （生活用動産の場合） 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の 80 % 以上である損害をいいます。
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
大震法	大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）をいいます。
大半損	（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の 40 % 以上 50 % 未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が 50 % 以上 70 % 未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 （注）門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 （生活用動産の場合） 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の 60 % 以上 80 % 未満である損害をいいます。

建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。
建物の主要構造部	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。
他の保険契約	（保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合） この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）（2）①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。 （保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合） この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）（3）①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。

（2）地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（注）に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。

（注）一時的に居住不能となった場合を除きます。

（3）地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水（注1）または地盤面（注2）より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合（注3）には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。

（注1）居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

（注2）床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

（注3）その建物に生じた（1）の損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

（4）（1）から（3）までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

（4）保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、（1）から（3）までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。

（5）保険の対象が生活用動産である場合には、（1）から（3）までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険の対象の紛失または盗難
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ⑤ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。（注2）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。（注4）使用済燃料を含みます。（注5）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後が生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条（保険の対象の範囲）

（1）この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。

（2）（1）の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。

（3）（1）の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

- ① 畳、建具その他これらに類する物
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

- (4) (1) および (3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車 (注)
 - ③ 貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
- (注) 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第2条 (定義) 第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条 (保険の対象の範囲)

(1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分 (注) または生活用動産に限られます。

(注) 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。

(2) (1) の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、堀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。

(3) (1) の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

- ① 畳、建具その他これらに類する物
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの

(4) (1) および (3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ② 自動車 (注)
- ③ 貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

(注) 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第2条 (定義) 第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条 (保険金の支払額)

(1) 当会社は、第2条 (保険金を支払う場合) の保険金として次の金額を支払います。

- ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
- ② 保険の対象である建物または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。

- ③ 保険の対象である建物または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
- ④ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

(2) (1) の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし (1) の規定を適用します。

① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円

② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

(3) (2) ①または②の建物または生活用動産について、地震保険法第2条 (定義) 第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が (2) ①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1) の規定を適用します。

① 建物

$$5,000\text{万円または} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

② 生活用動産

$$1,000\text{万円または} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(4) 当会社は、(2) ①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または (2) ①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに (2) および (3) の規定をそれぞれ適用します。

(5) (2) から (4) までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① (2) の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から (2) ①または②に規定する限度額を差し引いた残額

② (3) の規定により保険金を支払った場合 (注) は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額
ア. 建物

$$(2) \text{ ①に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

イ. 生活用動産

$$(2) ②に規定する限度額 \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(注)(2) ①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2) ①または②に規定する限度額を超える場合に限り、

(6) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条（保険金の支払額）

(1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。

- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
- ② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
- ③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
- ④ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

(2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1) および(4)の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合(注)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。

(注) 専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。

(3) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。

- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000万円
- ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

(4) (3) ①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条（定義）第2項の地震保険契約がこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3) ①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 専有部分

$$5,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の専有部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

② 共用部分

$$5,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の共用部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

③ 生活用動産

$$1,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(5) 当会社は、(3) ①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3) ①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに(3) および(4)の規定をそれぞれ適用します。

(6) (3) から(5)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

- ① (3)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3) ①または②に規定する限度額を差し引いた残額
- ② (4)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額
ア. 専有部分および共用部分

$$(3) ①に規定する限度額 \times \frac{\text{この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

イ. 生活用動産

$$(3) ②に規定する限度額 \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(注)(3) ①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3) ①または②に規定する限度額を超える場合に限り、

(7) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

第6条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

第7条（保険金支払についての特則）

(1) 地震保険法第4条（保険金の削減）の規定により当会社が支払うべき保険金を

削減するおそれがある場合は、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算払し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。

(2) 地震保険法第4条（保険金の削減）の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第8条（2以上の地震等の取扱い）

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条（通知義務）

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。

② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。

② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合（注）には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

(7) (6) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) の事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険の対象の譲渡）

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) (1) の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1) の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 当会社が(2) の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失効）(1) の規定にかかわらず、(2) の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条（保険契約の無効）

(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

(2) 警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条（警戒宣言等）第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（注）までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時まで締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。

(注) その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条（保険契約の失効）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条（保険金支払後の保険契約）(1) の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の対象が譲渡された場合

(2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) の規定を適用します。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険金額の調整）

(1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) (1) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1) の規定による解除がなされた場合には、(2) の規定は、(1) ③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第20条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第10条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基

づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

（３）当会社は、保険契約者が（１）または（２）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

（４）（１）または（２）の規定による追加保険料を請求する場合において、（３）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（５）（４）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第２条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

（６）（１）および（２）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

（７）（６）の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第２２条（保険料の返還－無効、失効等の場合）

（１）第１４条（保険契約の無効）（１）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

（２）第１４条（保険契約の無効）（２）の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。

（３）保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（４）この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第３３条（付帯される保険契約との関係）（２）の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第２３条（保険料の返還－取消しの場合）

第１６条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第２４条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

（１）第１７条（保険金額の調整）（１）の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

（２）第１７条（保険金額の調整）（２）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第２５条（保険料の返還－解除の場合）

（１）第１０条（告知義務）（２）、第１１条（通知義務）（２）もしくは（６）、第１９条（重大事由による解除）（１）または第２１条（保険料の返還または請求－告知義務・通

知義務等の場合）（３）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（２）第１８条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第２６条（事故の通知）

（１）保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

（注）既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（２）保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

（３）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（１）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第２７条（損害防止義務）

保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第２８条（保険金の請求）

（１）当会社に対する保険金請求権は、第２条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使用することができるものとします。

（２）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 保険証券
- ③ 損害見積書
- ④ その他当会社が次条（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（３）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の３親等内の親族
- （注）法律上の配偶者に限ります。

（４）（３）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（５）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（６）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（５）の規定に違反した場合

または（２）、（３）もしくは（５）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

（１）当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了（注3）の事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）保険価額を含みます。

（注3）第33条（付帯される保険契約との関係）（2）において定める終了に限りします。

（２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① （１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② （１）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 365日

⑤ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

（４）当会社は、第7条（保険金支払についての特則）の規定により保険金（注）を支払う場合には、（１）から（３）までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。

（注）概算払の場合を含みます。

第30条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第32条（保険金支払後の保険契約）

（１）当会社が第5条（保険金の支払額）（1）①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】
（２）（１）の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）（5）の規定が適用される場合には、保険金額から同条（5）①または②の残額を差し引いた金額を同条（5）の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】
（２）（１）の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）（6）の規定が適用される場合には、保険金額から同条（6）①または②の残額を差し引いた金額を同条（6）の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

（３）（１）の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

（４）おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、（１）から（３）までの規定を適用します。

第33条（付帯される保険契約との関係）

（１）この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条（定義）第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。

（２）この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第34条（保険契約の継続）

（１）保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合（注）に、保険契約

申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条（告知義務）の規定を適用します。

（注）新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。

（2）第9条（保険責任の始期および終期）（3）の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条（保険契約者の変更）

（1）保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとします。

（2）（1）の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

（3）保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

（1）この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

（2）（1）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

（3）保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合（％）
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

普通火災保険、住宅火災保険、住宅総合保険および店

舗総合保険に付帯される場合の特則

第1条（特則の適用条件）

この地震保険契約が2020年1月以降を保険期間の初日とする火災保険普通保険約款（一般物件用）、火災保険普通保険約款（工場物件用）、住宅火災保険普通保険約款、住宅総合保険普通保険約款および店舗総合保険普通保険約款に基づく保険契約に付帯される場合には、地震保険普通保険約款にこの特則が適用されます。

第2条（保険料の返還または請求の特則）

保険料の返還、請求または変更に関する規定について、地震保険普通保険約款の規定にかかわらず、以下の規定を適用します。

（1）第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）

（1）第10条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

（2）危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、保険契約者または被保険者の申出に基づく危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間に対して、次の規定に従い、保険料を返還または請求します。

① 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも高い場合は、その差額に対して、未経過期間に対する月割（注）をもって計算した保険料を請求します。

② 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも低い場合は、その差額に対して、既経過期間に対する月割（注）をもって計算した保険料を差し引いた額を返還します。

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

（3）当会社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

（4）（1）または（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

（6）（1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、（2）①および②の規定に従い、保険料を返還または請求します。

（7）（6）の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

（2）第22条（保険料の返還—無効、失効等の場合）の規定を次のとおり読み替え

て適用します。

第22条（保険料の返還—無効、失効等の場合）

（1）第14条（保険契約の無効）（1）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

（2）第14条（保険契約の無効）（2）の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対する既に払い込まれた保険料を返還します。

（3）保険契約が失効となる場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注1）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額（注2）を返還します。

（注1）1か月に満たない期間は1か月とします。

（注2）未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。

（4）この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）（2）の規定により終了する場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注1）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額（注2）を返還します。

（注1）1か月に満たない期間は1か月とします。

（注2）未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。

（3）第24条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第24条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）

（1）第17条（保険金額の調整）（1）の規定により、保険契約者が超過部分の保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

（2）第17条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料から既経過期間に対し月割（注）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

（4）第25条（保険料の返還—解除の場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第25条（保険料の返還—解除の場合）

（1）第10条（告知義務）（2）、第11条（通知義務）（2）もしくは（6）、第19条（重大事由による解除）（1）または第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料（注）を返還します。

（注）未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。

（2）第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注1）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額（注2）を返還します。ただし、中途更改（注3）次の3つの条件をすべて満たすときは、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料（注2）を返還します。

① 解除する契約の契約者が、新たに締結する契約の契約者と同一であること。

② 解除する契約で対象としていた保険の対象が、新たに締結する契約に含まれること。

- ③ 解除する契約の保険期間より、新たに締結する契約の保険期間が短くないこと。
- (注1) 1 か月に満たない期間は1 か月とします。
- (注2) 未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。
- (注3) 保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。

第3条（保険料率の適用）

この保険契約については、保険期間の初日に使用されている保険料率によるものとします。

第4条（他の特約との関係）

- (1) この保険契約に長期保険保険料払込特約（地震保険用）が付帯される場合は、長期保険保険料払込特約（地震保険用）の規定を優先して適用します。
- (2) この保険契約に長期保険保険料年払特約（地震保険用）が付帯される場合は、下表に掲げる日の属する契約年度の保険料の返還、請求または変更について、第2条（保険料の返還または請求の特則）の規定を準用します。

①	長期保険保険料年払特約（地震保険用）第5条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2) に該当する場合は、危険増加または危険の減少が生じた時
②	長期保険保険料年払特約（地震保険用）第5条（6）に該当する場合は、承認した日
③	長期保険保険料年払特約（地震保険用）第6条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(2) に該当する場合は、保険契約者が保険金額の減額を請求した日

特約

○自動的に付帯される特約

ご契約の内容・条件により、自動的に付帯される特約は下表のとおりです。自動的に付帯される特約は、保険証券には表示されない場合があります。

※お申し出により任意に付帯することができる特約につきましては、保険証券に表示しております。

ご契約の内容・条件	自動的に付帯される特約	掲載頁
建物内の冷凍（冷蔵）物を保険の対象とする場合（冷凍（冷蔵）損害補償対象外特約が付帯されている場合を除きます。）	冷凍（冷蔵）損害補償特約	31
機械、設備・装置を保険の対象とする場合	ボイラ等破裂・爆発損害補償対象外特約	31
1 敷地内あたりの保険金額の合計額（他の保険契約等を含みます。）が10億円以上の敷地内に所在する保険の対象である場合	テロ危険補償対象外特約	31
すべてのご契約	無体物に関する特約	31
すべてのご契約	法令禁止物件に関する特約	31
すべてのご契約	補償対象外となる損害に関する特約	31
すべてのご契約	サイバー攻撃等対象外特約	31
すべてのご契約	火災・盗難危険軽減費用補償特約	32
個人賠償責任補償特約または個人賠償責任保険包括契約に関する特約が付帯された場合	賠償事故解決に関する特約	57
個人賠償責任補償特約または個人賠償責任保険包括契約に関する特約が付帯された場合	電車等運行不能に対する賠償責任追加補償特約	60
個人賠償責任補償特約または個人賠償責任保険包括契約に関する特約が付帯された場合	受託品に対する賠償責任追加補償特約	60
すべてのご契約	適用保険料に関する特約	69
機械警備の実施または終了に伴うセキュリティ割引の追加削除が発生した場合	セキュリティ適用時精算特約	70
賃貸借契約または使用貸借契約に基づき、所有者以外の者が占有する建物を保険の対象とする場合で、保険契約者から反対の意思表示がないとき（建物に適用）	代位求償権不行使特約	76

保険の対象または保険の対象を収容する建物の用法が店舗併用住宅以外の場合	告知等変更特約（店総用）	76
セキュリティ割引が適用されている場合	機械警備工事変更サポート特約	78

1. 商品・製品等盗難危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、窃盗または強盗（これらの未遂を含みます。以下「盗難」といいます。）の事故によって保険証券記載の収容場所（日本国内に所在するものに限ります。以下「収容場所」といいます。）内の保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、この特約においては、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 次のいずれかに該当する者が単独でまたは他人と共謀して行った盗難
ア. 保険契約者または被保険者の使用人
イ. 保険契約者または被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）と同居の親族
ウ. 保険の対象の使用または管理を委託された者

（2）当会社は、この特約においては、次のいずれかに該当する事由の際における盗難によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、騒擾もしくはこれらに類似の集団行動（「暴動、騒擾もしくはこれらに類似の集団行動」とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上もしくはこれに準ずる規模またはこれらを超える規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態をいいます。）または労働争議
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 風災（台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。）
- ④ 雪災
- ⑤ 雪災（豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）
- ⑥ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいいます。）・落石等の水災
- ⑦ 火災または破裂・爆発（「破裂・爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下この条において同様とします。）
- ⑧ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下⑥において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放

射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑧ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染

(3) 当会社は、この特約においては、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 盗難の際に生じた火災または破裂・爆発による損害
- ② 棚卸しの際に発見された数量の不足による損害
- ③ 盗難発生後60日以内に知ることができなかった盗難による損害
- ④ 万引きその他収容場所に不法に侵入しなかった者によりなされた盗取による損害。ただし、その者が暴行または脅迫した場合を除きます。
- ⑤ 次のいずれの者も収容場所に不在であった間に生じた盗難による損害。ただし、その不在期間が72時間を超えない場合を除きます。
ア. 保険契約者
イ. 被保険者
ウ. 保険の対象の使用または管理を委託された者
- ⑥ 保険の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難による損害
- ⑦ 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含まません。）に生じた損害
- ⑧ 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物に生じた損害
- ⑨ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物に生じた損害
- ⑩ 書画、骨董、彫刻物その他の美術品に生じた損害

第3条（保険の対象の範囲）

この特約における保険の対象は、この特約が付帯された普通保険約款（火災保険普通保険約款（一般物件用）、火災保険普通保険約款（工場物件用）または店舗総合保険普通保険約款をいいます。以下「普通約款」といいます。）の規定による保険の対象のうち、保険証券記載の敷地内に所在する商品、製品、原料、材料、半製品、仕掛品、副産物または副資材（以下「商品・製品等」といいます。）とします。

第4条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損害の額は、普通約款における次の規定によって算出した額とします。
- ① この特約が火災保険普通保険約款（一般物件用）に付帯された場合
火災保険普通保険約款（一般物件用）第4条（保険金の支払額）(1)の規定
 - ② この特約が火災保険普通保険約款（工場物件用）に付帯された場合
火災保険普通保険約款（工場物件用）第4条（保険金の支払額）(1)の規定
 - ③ この特約が店舗総合保険普通保険約款に付帯された場合
店舗総合保険普通保険約款第4条（損害保険金の支払額）(1)の規定
- (2) 盗取された保険の対象を回収することができた場合において、保険契約者または被保険者がそのために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。
- (3) 保険証券記載の保険金額（以下「保険金額」といいます。）が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、1回の事故につき、保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\begin{array}{rcl} \text{(1) および (2) の} & \text{保険証券記載の} & \\ \text{規定による損害の額} & \text{免責} & \\ & \text{金額 (以下「免責金} & \\ & \text{額」といいます。)} & \end{array} \quad \begin{array}{l} - \\ \\ \\ \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{保険金額} \\ \\ \\ \end{array} \quad \begin{array}{l} = \\ \\ \\ \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{保険金の額} \\ \\ \\ \end{array}$$

- (4) 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、保険金額を限度とし、1回の事故につき、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。

$$\begin{array}{rcl} \left(\begin{array}{l} \text{(1) および} \\ \text{(2) の規定に} \\ \text{よる損害の額} \end{array} \right) & - & \begin{array}{l} \text{免責} \\ \text{金額} \end{array} \end{array} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{保険金の額}$$

- (5) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(3)または(4)の規定を適用します。

第5条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

- (1) 当会社は、2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、①に規定する総損害額を損害の額、②に規定する総保険価額を保険価額とそれぞれみなし、前条(3)または(4)の規定を適用して算出した額を保険金として支払います。

① 総損害額
それぞれの保険の対象について、前条(1)および(2)の規定により算出した損害の額の合計額をいいます。

② 総保険価額
それぞれの保険の対象の保険価額の合計額をいいます。

- (2) (1)の場合において、それぞれの保険の対象について支払うべき保険金の額は、それぞれの保険の対象に生じた損害の額の割合によって(1)の規定により算出した保険金の額を比例配分して算出するものとします。

第6条（特約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時にこの特約は効力を失います。

- ① 保険の対象の全部が滅失した場合。（普通約款の規定により保険契約が終了した場合を含み、第11条（保険金支払後の保険金額および特約の終了）(1)の規定により特約が終了した場合を除きます。）
- ② 保険の対象が譲渡された場合

- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第7条（事故の通知および警察への届出）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、遅滞なく警察官に届け出なければなりません。
- (3) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた保険の対象の収容場所もしくは収容施設を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（損害防止義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

$$\begin{array}{rcl} \text{第1条（保険金を支} & \text{損害の発生または拡大} & \\ \text{払う場合）の事故に} & \text{を防止することができ} & \\ \text{よる損害の額} & \text{たと認められる額} & \end{array} \quad \begin{array}{l} - \\ \\ \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{損害の額} \\ \\ \end{array}$$

第9条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞無く、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第10条（残存物および盗難品の帰属）

- （1）当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれ取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- （2）盗取された保険の対象について、当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、盗取の損害は生じなかったものとみなします。この場合、回収されるまでの間に保険の対象に生じた損傷または汚損の損害（第4条（保険金の支払額）（2）の費用を含みます。）に対して保険金を請求することができます。
- （3）保険の対象に生じた盗取の損害について、当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払った場合は、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- （4）当会社が保険の対象について生じた盗取の損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して1年以内に保険の対象が回収された場合は、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（第4条（保険金の支払額）（2）の費用に対する保険金に相当する額を含みます。）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。この場合、回収されるまでの間に保険の対象に生じた損害（同条（2）の費用を含みます。）に対して保険金を請求することができます。

第11条（保険金支払後の保険金額および特約の終了）

- （1）第1条（保険金を支払う場合）の保険金の支払額が1回の事故につき保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）の80％に相当する額を超えた場合は、この特約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- （2）（1）の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この特約の保険金額は、減額することはありません。
- （3）（1）の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社はこの特約の保険料を返還しません。
- （4）おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、（1）から（3）までの規定を適用します。
- （5）（1）から（4）までの規定は、この特約が付帯された保険契約の保険金額または保険料については適用されません。

第12条（普通約款の読み替え）

この特約においては、普通約款の他の保険契約等がある場合の保険金の支払額に関する規定の（1）の規定中「保険金の種類ごとに別表3に掲げる支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）」または「保険金の種類ごとに別表2に掲げる支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）」とあるのを「商品・製品等盗難危険補償特約第4条（保険金の支払額）（1）および（2）の規定による損害の額から、1回の事故につき、同特約に定める免責金額を控除した残額をいいます。この場合において、他の保険契約等にもこの保険契約の免責金額より低い額がある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。以下この条において同様とします。」と読み替えて適用します。

第13条（普通約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通約款に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通

約款および他の特約の規定を準用します。

2. 不在危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、商品・製品等盗難危険補償特約（以下「商品盗難特約」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）（3）⑤の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者のいずれの者も収容場所に不在であった間に生じた盗難による損害について、この特約に従い、その不在となった時間を問わず、保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、商品盗難特約の規定を準用します。

3. 機械警備条件付不在危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、この特約により、商品・製品等盗難危険補償特約（以下「商品盗難特約」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）（3）⑤の規定にかかわらず、収容場所の機械警備が有効に機能中である場合にかぎり、保険契約者、被保険者または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者のいずれの者も収容場所に不在であった間に生じた盗難による損害について、この特約に従い、その不在となった時間を問わず、保険金を支払います。
- （2）（1）の規定中「機械警備が有効に機能中」とは、警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）に定める警備業者が行う同法に定める機械警備業務（盗難危険に対する監視があるもの）に限ります。）が収容場所に施されており、かつ、有効に機能している状態をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、商品盗難特約の規定を準用します。

4. 168時間までの機械警備条件付不在危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、商品・製品等盗難危険補償特約（以下「商品盗難特約」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）（3）⑤の規定にかかわらず、収容場所の機械警備が有効に機能中である場合にかぎり、保険契約者、被保険者または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者のいずれの者も収容場所に不在であった間に生じた盗難による損害について、この特約に従い、保険金を支払います。ただし、その不在となった時間が168時間以内である場合に限りです。
- （2）（1）の規定中「機械警備が有効に機能中」とは、警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）に定める警備業者が行う同法に定める機械警備業務（盗難危険に対する監視があるもの）に限ります。）が収容場所に施されており、かつ、有効に機能している状態をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、商品盗難特約の規定を準用します。

5. 金庫外危険補償対象外特約

当社は、商品・製品等盗難危険補償特約第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、金庫（耐火定置式ものをいい、手提げ金庫等可搬型ものを除きます。収容場所が営業時間外である間においては施錠されたものに限りです。）の内部に収容されていなかった保険の対象に生じた損害について、保険金を支払いません。

6. 営業時間内危険補償対象外特約

当社は、この特約に従い、商品・製品等盗難危険補償特約第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、収容場所が営業時間内である間において、保険の対象に生じた損害については、保険金を支払いません。

7. 営業時間外の金庫外危険補償対象外特約

当社は、この特約に従い、商品・製品等盗難危険補償特約第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、収容場所が営業時間外である間において、施錠された金庫（耐火定置式ものをいい、手提げ金庫等可搬型ものを除きます。）の内部に収容されていなかった保険の対象に生じた損害について、保険金を支払いません。

8. 営業時間外の金庫内危険のみ補償特約

当社は、この特約に従い、商品・製品等盗難危険補償特約第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、次の損害については保険金を支払いません。

- ① 収容場所が営業時間内である間に生じた損害
- ② 収容場所が営業時間外である間において、施錠された金庫（耐火定置式ものをいい、手提げ金庫等可搬型ものを除きます。）の内部に収容されていない保険の対象に生じた損害

9. 他保険優先払特約

第1条（免責金額の変更）

当社は、当社が引き受ける別の盗難保険契約または動産総合保険契約（保険の対象の収容場所を警備する警備業者を保険契約者とする契約に限りです。以下「警備業者の保険契約」といいます。）で保険金が支払われる場合は、この特約に従い、商品・製品等盗難危険補償特約（以下「商品盗難特約」といいます。）第4条（保険金の支払額）の規定に「保険証券記載の免責金額（以下「免責金額」といいます。）」または「免責金額」とあるのを、次の額と読み替えて適用します。

- 次の①の額または②および③の合計額のいずれが高い額
- ① 保険証券記載の免責金額
 - ② 警備業者の保険契約の支払責任額
 - ③ 警備業者の保険契約の免責金額またはこの保険契約の免責金額のいずれか低い額

第2条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

商品盗難特約において準用して適用する普通保険約款の他の保険契約等がある場合の保険金の支払額に関する規定にかかわらず、他の保険契約等が警備業者の保険契約である場合にかぎり、この保険契約で支払うべき保険金の額は同条（1）②の規定に従い、算出するものとします。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、商品盗難特約の規定を準用します。

10. 火災、落雷、破裂・爆発危険臨時費用保険金補償対象外特約（店総用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(7)の規定にかかわらず、この特約が付帯された保険の対象が普通約款第1条（1）の事故によって損害が生じた場合でも、臨時費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および他の特約の規定を準用します。

11. 火災、落雷、破裂・爆発危険残存物取片づけ費用保険金補償対象外特約（店総用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(8)の規定にかかわらず、この特約が付帯された保険の対象が普通約款第1条（1）の事故によって損害が生じた場合でも、残存物取片づけ費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および他の特約の規定を準用します。

12. 風災、雹災、雪災危険補償対象外特約（普火一般物件・工場物件、店総用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定にかかわらず、この特約が付帯された保険の対象が普通約款第1条（2）によって損害が生じた場合でも、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および他の特約の規定を準用します。

13. 風災、雹災、雪災危険臨時費用保険金補償対象外特約（店総用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(7)の規定にかかわらず、この特約が付帯された保険の対象が普通約款第1条（2）の事故によって損害が生じた場合でも、臨時費用

保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および他の特約の規定を準用します。

14. 風災、雹災、雪災危険残存物取片づけ費用保険金補償対象外特約（店総用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）（8）の規定にかかわらず、この特約が付帯された保険の対象が普通約款第1条（2）の事故によって損害が生じた場合でも、残存物取片づけ費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および他の特約の規定を準用します。

15. 水災危険補償対象外特約（店総用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）（6）の規定にかかわらず、この特約が付帯された保険の対象が普通約款第1条（6）の事故によって損害が生じた場合でも、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および他の特約の規定を準用します。

16. 雑危険等補償対象外特約（店総用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）（3）から（5）までの規定にかかわらず、この特約が付帯された保険の対象が普通約款第1条（3）から（5）までの事故によって損害が生じた場合でも、保険金を支払いません。

第2条（損害保険金の支払額）

当会社が損害保険金を支払う場合には、この特約が付帯された普通約款第4条（損害保険金の支払額）（4）の規定にかかわらず、保険金額が保険価額より低いときは、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、水災補償変更特約（店総用）第4条（普通約款および他の特約との関係）（2）の場合を除きます。

$$\text{普通約款第4条（1）の規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{損害保険金の額}$$

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および他の特約の規定を準用します。

17. 雑危険臨時費用保険金補償対象外特約（店総用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）（7）の規定にかかわらず、この特約が付帯された保険の対象が普通約款第1条（3）の事故によって損害が生じた場合でも、臨時費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および他の特約の規定を準用します。

18. 雑危険残存物取片づけ費用保険金補償対象外特約（店総用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）（8）の規定にかかわらず、この特約が付帯された保険の対象が普通約款第1条（3）の事故によって損害が生じた場合でも、残存物取片づけ費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および他の特約の規定を準用します。

19. 地震火災費用保険金補償対象外特約（店総用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）（10）の規定にかかわらず、この特約が付帯された保険の対象が普通約款第1条第（10）によって損害が生じた場合でも、地震火災費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および他の特約の規定を準用します。

20. 地震危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）（2）②の規定にかかわらず、この特約に従い、この特約の保険の対象について生じた次のいずれかに該当する損害に対して、損害保険金を支払います。

- ① 地震による火災によって生じた損害
- ② 地震によって生じた損壊、埋没等の損害

第2条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、同条（3）および（4）の規定中、「前条の事故」とあるのは、「地震危険補償特約第1条（保険金を支払う場合）の事故」と読み替えるものとします。

（2）当会社は、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 地震による破裂または爆発によって生じた損害

- ② 地震による津波、洪水その他の水災によって生じた損害
- ③ 噴火または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の際における保険の対象の盗難または紛失による損害

第3条（小損害額の控除）

- （１）当会社が第１条（保険金を支払う場合）の損害保険金として支払うべき損害の額は、１回の事故（72時間以内に生じた２以上の地震は、これらを一括して、１回の事故とみなします。）につき、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定による損害の額（この場合において、普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約の規定において、損害の額を算出する過程で免責金額を適用する旨の規定があるときでも、その免責金額は適用しません。）から保険価額の２％に相当する額を差し引いた残額とします。
- （２）（１）の規定は、保険の対象が建物である場合はその建物ごとに、保険の対象が建物内収容の動産である場合はこれを収容する建物ごとに、それぞれ適用し、また、保険の対象が建物および建物内収容の動産以外のものである場合は、その全体について、敷地内ごとに適用します。
- （３）（１）および（２）の場合において、差し引く額が１万円に満たない場合は、これを１万円とし、10万円を超える場合は、これを10万円とします。

第4条（普通約款等に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第5条（通知義務）

- （１）保険契約締結の後、この特約の保険の対象を他の場所に移転する場合には、保険契約者または被保険者は、あらかじめその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。
- （２）（１）の事実（この特約の保険の対象を他の場所に移転することをいいます。以下（３）から（５）までにおいて同様とします。）がある場合には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- （３）（２）の規定は、当会社が、（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または（１）の事実が生じた時から５年を経過した場合には適用しません。
- （４）（１）に規定する手続を怠った場合には、当会社は、（１）の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第１条（保険金を支払う場合）に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。
- （５）（４）の規定は、（１）の事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。

第6条（保険料の返還－解除の場合）

前条（２）の規定により、当会社がこの特約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し、日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、この特約が付帯される保険契約に付帯される他の特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合において、当会社が別に定める方法により保険料を返還または請求することがあります。

第7条（保険金の支払時期）

- （１）当会社が第１条（保険金を支払う場合）の損害保険金を支払う場合において、普通約款の保険金の支払時期に関する規定における（１）①から⑤までの事項の確認をするため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、

東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における調査が不可欠なときには、普通約款の保険金の支払時期に関する規定にかかわらず、当会社は、普通約款の保険金の請求に関する規定における（２）の手続を完了した日からその日を含めて365日を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- （２）（１）に規定する調査を開始した後、（１）に規定する期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、（１）に規定する期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- （３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

21. 地震危険補償特約（縮小支払方式）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）（２）②の規定にかかわらず、この特約に従い、この特約の保険の対象について生じた次のいずれかに該当する損害に対して、損害保険金を支払います。

- ① 地震による火災によって生じた損害
- ② 地震によって生じた損壊、埋没等の損害

第2条（保険金を支払わない場合）

- （１）当会社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、同条（３）および（４）の規定中、「前条の事故」とあるのは、「地震危険補償特約（縮小支払方式）第1条（保険金を支払う場合）の事故」と読み替えるものとします。
- （２）当会社は、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。
- ① 地震による破裂または爆発によって生じた損害
 - ② 地震による津波、洪水その他の水災によって生じた損害
 - ③ 噴火または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の際における保険の対象の盗難または紛失による損害

第3条（小損害額の控除）

- （１）当会社が第１条（保険金を支払う場合）の損害保険金として支払うべき損害の額は、１回の事故（72時間以内に生じた２以上の地震は、これらを一括して、１回の事故とみなします。）につき、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定による損害の額（この場合において、普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約の規定において、損害の額を算出する過程で免責金額を適用する旨の規定があるときでも、その免責金額は適用しません。）から保険価額の２％に相当する額を差し引いた残額とします。
- （２）（１）の規定は、保険の対象が建物である場合はその建物ごとに、保険の対象が建物内収容の動産である場合はこれを収容する建物ごとに、それぞれ適用し、また、保険の対象が建物および建物内収容の動産以外のものである場合は、その全体について、敷地内ごとに適用します。
- （３）（１）および（２）の場合において、差し引く額が１万円に満たない場合は、これを１万円とし、10万円を超える場合は、これを10万円とします。

第4条（損害保険金の支払額）

当会社がこの特約によって支払うべき損害保険金の額は、前条の規定、普通約款の保険金の支払額に関する規定または損害保険金の支払額に関する規定および包括して契約した場合の保険金の支払額に関する規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載の割合を乗じて得た額とします。

第5条（普通約款等に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第6条（通知義務）

- （１）保険契約締結の後、この特約の保険の対象を他の場所に移転する場合には、保険契約者または被保険者は、あらかじめその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。
- （２）（１）の事実（この特約の保険の対象を他の場所に移転することをいいます。以下（３）から（５）までにおいて同様とします。）がある場合には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- （３）（２）の規定は、当会社が、（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または（１）の事実が生じた時から５年を経過した場合には適用しません。
- （４）（１）に規定する手続を怠った場合には、当会社は、（１）の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第１条（保険金を支払う場合）に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。
- （５）（４）の規定は、（１）の事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。

第7条（保険料の返還－解除の場合）

前条（２）の規定により、当会社がこの特約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し、日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、この特約が付帯される保険契約に付帯される他の特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合において、当会社が別に定める方法により保険料を返還または請求することがあります。

第8条（保険金の支払時期）

- （１）当会社が第１条（保険金を支払う場合）の損害保険金を支払う場合において、普通約款の保険金の支払時期に関する規定における（１）①から⑤までの事項の確認をするため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における調査が不可欠なときには、普通約款の保険金の支払時期に関する規定にかかわらず、当会社は、普通約款の保険金の請求に関する規定における（２）の手続を完了した日からその日を含めて365日を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- （２）（１）に規定する調査を開始した後、（１）に規定する期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、（１）に規定する期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- （３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間につい

ては、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通約款の保険金支払後の保険契約に関する規定中「第１条（保険金を支払う場合）（１）または（２）の損害保険金の支払額」、「第１条（保険金を支払う場合）（１）から（４）までの損害保険金の支払額」または「第１条（保険金を支払う場合）（１）の損害保険金の支払額」とあるのは、「地震危険補償特約（縮小支払方式）第１条（保険金を支払う場合）の損害保険金を同特約第４条（損害保険金の支払額）に定める割合で除した額」と読み替えて適用するものとします。

22. 地震危険補償特約（支払限度額方式）

第1条（保険金を支払う場合）

- （１）当会社は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第２条（保険金を支払わない場合）（２）②の規定にかかわらず、この特約に従い、この特約の保険の対象について生じた次のいずれかに該当する損害に対して、損害保険金を支払います。

- ① 地震による火災によって生じた損害
- ② 地震によって生じた損壊、埋没等の損害

- （２）当会社は、この特約に従い、（１）の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。）が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（以下「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- （１）当会社は、普通約款第２条（保険金を支払わない場合）に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、同条（３）および（４）の規定中、「前条の事故」とあるのは、「地震危険補償特約（支払限度額方式）第１条（保険金を支払う場合）の事故」と読み替えるものとします。
- （２）当会社は、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。
- ① 地震による破裂または爆発によって生じた損害
 - ② 地震による津波、洪水その他の水災によって生じた損害
 - ③ 噴火または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の際における保険の対象の盗難または紛失による損害

第3条（控除額）

当会社が第１条（保険金を支払う場合）（１）の損害保険金として支払うべき損害の額または同条（２）の残存物取片づけ費用保険金として支払うべき残存物取片づけ費用の額（以下これらを「損害の額等」といいます。）は、１回の事故（72時間以内に生じた２以上の地震は、これらを一括して、１回の事故とみなします。）につき、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定による損害の額（この場合において、普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約の規定において、損害の額を算出する過程で免責金額を適用する旨の規定があるときでも、その免責金額は適用しません。）および残存物取片づけ費用の額の合計額から、保険証券記載の控除額を差し引いた残額とします。

第4条（保険金の支払額）

- （１）当会社は、保険金額を限度として、前条の規定による損害の額等を第１条（保険金を支払う場合）（１）の損害保険金または同条（２）の残存物取片づけ費用保険金として支払います。この場合において、普通約款の残存物取片づけ費用保険金の

限度額に関する規定は、これを適用しません。

(2) (1) の規定によって算出した損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の合計額が保険証券記載の支払限度額を超えた場合には、これらの保険金の合計額は当該支払限度額を限度とします。

(3) 保険期間中の支払限度額を定めた場合において、この保険契約の保険期間中に既に当会社が第1条（保険金を支払う場合）の損害保険金または残存物取片づけ費用保険金を支払っていた場合は、(2) の保険金の限度となる支払限度額は、保険証券記載の支払限度額からすでに支払ったこれらの保険金の合計額を差し引いた残額とします。

第5条（普通約款等に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第6条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、この特約の保険の対象を他の場所に移転する場合には、保険契約者または被保険者は、あらかじめその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。

(2) (1) の事実（この特約の保険の対象を他の場所に移転することをいいます。以下(3)から(5)までにおいて同様とします。）がある場合には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1) の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (1) に規定する手続きを怠った場合には、当会社は、(1) の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第1条（保険金を支払う場合）に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。

(5) (4) の規定は、(1) の事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。

第7条（保険料の返還－解除の場合）

前条(2)の規定により、当会社がこの特約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し、日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、この特約が付帯される保険契約に付帯される他の特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合において、当会社が別に定める方法により保険料を返還または請求することがあります。

第8条（保険料の返還に関する特則）

この特約に保険期間中の支払限度額を定めた場合において、この保険契約が失効したときまたはこの特約が解除となるとき（この保険契約が解除となるときを含みます。以下この条において同様とします。）に、既経過期間中に第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が発生していたときには、この特約の失効または解除に伴う保険料の返還に関する規定は、次の①または②のとおりとします。ただし、この特約が付帯される保険契約に付帯される他の特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合において、当会社が別に定める方法により保険料を返還または請求することがあります。

① この保険契約が失効したとき

次の算式によって算出した額をこの特約の返還保険料の額とします。

普通約款の保険料の返還－無効または失効の場合に関する規定の(2)による返還保険料の額

$$\left(\begin{array}{l} \text{既経過期間中に発生} \\ \text{した第1条（保険金} \\ \text{を支払う場合）の事} \\ \text{故による損害に対す} \\ \text{る保険金として当会} \\ \text{社が支払うべき保険} \\ \text{金の合計額} \\ \hline \text{保険期間中の支払限} \\ \text{度額} \end{array} \right) \times 1 -$$

= この特約の返還保険料の額

② この特約が解除となるとき

次の算式によって算出した額をこの特約の返還保険料の額とします。

普通約款の保険料の返還－解除の場合に関する規定による返還保険料の額

$$\left(\begin{array}{l} \text{既経過期間中に発生} \\ \text{した第1条（保険金} \\ \text{を支払う場合）の事} \\ \text{故による損害に対す} \\ \text{る保険金として当会} \\ \text{社が支払うべき保険} \\ \text{金の合計額} \\ \hline \text{保険期間中の支払限} \\ \text{度額} \end{array} \right) \times 1 -$$

= この特約の返還保険料の額

第9条（保険金の支払時期）

(1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）の損害保険金を支払う場合において、普通約款の保険金の支払時期に関する規定における(1) ①から⑤までの事項の確認をするため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における調査が不可欠なときには、普通約款の保険金の支払時期に関する規定にかかわらず、当会社は、普通約款の保険金の請求に関する規定における(2)の手続きを完了した日からその日を含めて365日を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

(2) (1) に規定する調査を開始した後、(1) に規定する期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(1) に規定する期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2)の期間に算入しないものとします。

第10条（保険金支払後の保険契約）

(1) 第4条（保険金の支払額）(2) および(3)の規定がないものとして算出した第1条（保険金を支払う場合）の損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の合計額がそれぞれ1回の事故につき、保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、

保険価額とします。)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、これらの保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(2) この特約に保険期間中の支払限度額を定めた場合において、この特約の保険期間中の当会社が支払うべき第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の合計額がその支払限度額に達したときは、この特約は、その支払限度額に達した原因となった損害が発生した時に終了します。

(3) (1)の規定により保険契約が終了した場合または(2)の規定によりこの特約が終了した場合には、当会社はこの特約の保険料を返還しません。

第11条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

23. 地震衝撃危険補償対象外特約

当会社は、次に掲げる規定にかかわらず、地震によって生じた損壊、埋没等の損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 地震危険補償特約または地震危険補償特約(縮小支払方式)第1条(保険金を支払う場合)②
- ② 地震危険補償特約(支払限度額方式)第1条(保険金を支払う場合)(1)②

24. 地震破裂爆発危険補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、地震危険補償特約(地震危険補償特約(縮小支払方式)または地震危険補償特約(支払限度額方式))を含みます。以下同様とします。)第2条(保険金を支払わない場合)(2)①の規定にかかわらず、この特約に従い、地震による破裂または爆発(破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象をいいます。)によってこの特約の保険の対象について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)および地震危険補償特約の規定を準用します。この場合において、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)(3)および(4)の規定中、「前条の事故」とあるのは、「地震破裂爆発危険補償特約第1条(保険金を支払う場合)の事故」と読み替えるものとします。

25. 地震水災危険補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、地震危険補償特約(地震危険補償特約(縮小支払方式)または地震危険補償特約(支払限度額方式))を含みます。以下同様とします。)第2条(保険金を支払わない場合)(2)②の規定にかかわらず、この特約に従い、地震による津波、洪水その他の水災によってこの特約の保険の対象について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)および地震危険補償特約の規定を準用します。この場合において、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)(3)および(4)の規定中、「前条の事故」とあるのは、「地震水災危険補償特約第1条(保険金を支払う場合)の事故」と読み替えるものとします。

26. 噴火危険補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、地震危険補償特約(地震危険補償特約(縮小支払方式)または地震危険補償特約(支払限度額方式))を含みます。以下同様とします。)第2条(保険金を支払わない場合)(2)③の規定にかかわらず、この特約に従い、噴火によってこの特約の保険の対象について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)および地震危険補償特約第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、普通約款第2条(3)および(4)の規定中、「前条の事故」とあるのは、「噴火危険補償特約第1条(保険金を支払う場合)の事故」と読み替えるものとします。

(2) 当会社は、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害
- ② 噴火の降灰による汚損等の損害
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の際における保険の対象の盗難または紛失による損害

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震危険補償特約の規定を準用します。

27. ガラス損害補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ガラス	この特約の保険の対象である建物に定着する板ガラスをいいます。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、普通約款の保険金を支払う場合に関する規定に定める事故による損害のほか、この特約に従い、不測かつ突発的な事故によって、ガラスについて生じた破損の損害(注)に対しても、損害保険金を支払います。

(注) ガラスの破損に伴い生じたそのガラスに付属する枠・取っ手等の損害およびガラスの取付費用を含みます。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通約款の保険金を支払わない場合に関する規定に掲げる損害のほか、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 保険契約締結の当時既に亀裂その他の欠陥のあったガラスに生じた損害
- ② 取付上の欠陥によって取付後7日以内に生じた損害
- ③ ガラスに付属する枠、取っ手等についてのみ生じた損害

第4条(普通約款等に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

28. 冷凍（冷蔵）損害補償対象外特約

当会社は、保険の対象である冷凍（冷蔵）物について、冷凍（冷蔵）装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって起こった温度変化のために生じた損害に対しては、その原因がこの保険契約で補償する事故であると否とを問わず、保険金を支払いません。

29. 冷凍（冷蔵）損害補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険の対象である冷凍（冷蔵）物について、冷凍（冷蔵）装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって起こった温度変化のために生じた損害に対し、この特約に従い、同一敷地内での火災による場合に限り損害保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款の規定を準用します。

30. ボイラ等破裂・爆発損害補償対象外特約

当会社は、汽器（化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するものを除きます。）、ボイラ、蒸気タービン、ガスタービン、蒸気機関、内燃機関、油圧機、水圧機等（これらの付属装置を含み、汽器およびボイラのうち、法令による定期検査または性能検査を必要としないものを除きます。）の破裂または爆発によりその機器に生じた損害（注3）に対しては、保険金を支払いません。

（注1）「ボイラ」（炉および煙道の構成部分を含みます。）、「汽器」とは、密閉した容器または管内で水を熱し、温水または水蒸気を他へ供給またはこれを受け入れる装置およびこれらの付属装置であって、蒸気缶、温水缶、エコノマイザ、貯湯槽、水蒸気の蒸気だめ、水蒸気による蒸発器、蒸缶、蓄熱器および蒸気管、給湯管を含みます。

（注2）「化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するもの」とは、熱交換器、クーラ、コンデンサ、ブローンがま、蒸留器、塔類、加熱炉および反応器等が1作業設備・装置の中に含まれていて、機構上分離できないものをいいます。

（注3）その機器の外部で生じた破裂または爆発による損害およびその機器の外部で生じた火災によりその機器に生じた破裂または爆発による損害については除きます。

31. テロ危険補償対象外特約

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および普通約款に付帯された他の特約の規定にかかわらず、この特約に従い、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によってもしくはその事由の結果として生じた損失、損害または費用に対しては保険金を支払いません。

- ① テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、当該主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。）
- ② 生化学物質による汚損・損傷・破損

32. 無体物に関する特約

この特約が付帯された保険契約において、データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物（注）は、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれません。

（注）OSなど、コンピュータが新品として販売された時に既にコンピュータに記録されていたプログラム、データその他これらに類する物については、そのコンピュータと同時に損害が生じ、コンピュータについて損害保険金または水害保険金が支払われる場合にかぎり、保険の対象に含まれるものとします。

33. 法令禁止物件に関する特約

この特約が付帯された保険契約において、損害が生じた地および時において、法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物は、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれません。

34. 補償対象外となる損害に関する特約

この特約が付帯された保険契約において、次のいずれかに該当する場合でも、当会社は、保険の対象に損害が生じたものとみなしません。

- ① ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはこれらの疑いがある場合
- ② この保険契約に適用される普通保険約款またはこの保険契約に付帯された他の特約の規定により保険金が支払われる場合において、保険の対象の修理その他の復旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合
- ③ この保険契約に適用される普通保険約款またはこの保険契約に付帯された他の特約に規定する事故の発生により、日常生活または通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合

35. サイバー攻撃等対象外特約

第1条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義
サイバー攻撃等	方法手段を問わず、電子的方式、磁気的方式または人の知覚によっては認識することができない方式により記録、発信、伝送、受信される情報が漏えい、滅失または毀損されることをいいます。
敷地外物件	供給者または受入者が占有するものをいいます。
敷地外ユーティリティ設備	保険証券記載の建物または屋外設備・装置と配管または配線により接続している次に掲げる事業者の占有する電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線に次に掲げる事業者の占有するものをいいます。 ① 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者 ② ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者 ③ 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者

	④ 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者 ⑤ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者
--	--

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定にかかわらず、直接であると間接であると問わず、サイバー攻撃等の結果として生じた損害、損失または費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険の対象（敷地外物件および敷地外ユーティリティ設備を除きます。）に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

36. 火災・盗難危険軽減費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
火災・盗難危険軽減費用	損害が発生した保険の対象と同一の敷地内に対して、被保険者が損害発生の日からその日を含めて180日以内に新たに支出した、次のいずれかに要する費用（注） ① 自動火災報知機の設定 ② 消火設備装置の設定 ③ 扉および窓の錠の取りかえ・補強 ④ 窓用の防犯シャッター類の設定 ⑤ 侵入者探知センサー類の設定 ⑥ 警備保障会社との警備保障契約 ⑦ 上記①から⑥まで以外の火災、破裂・爆発または盗難の危険軽減に必要なかつ有益と当社が認めた対策 （注）購入費用、賃借料、維持・管理費用等をいいます。ただし、賃借料、維持・管理費用等の場合、それぞれの契約日から5年間分を限度とします。
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された火災・盗難危険軽減費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
店総約款	この特約が付帯された店舗総合保険普通保険約款をいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
破裂・爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
普火約款	この特約が付帯された火災保険普通保険約款（一般物件用）をいいます。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、火災、破裂・爆発または盗難の事故によって保険の対象に次の保険金が支払われるべき場合（注）において、これらの事故の危険を軽減する火災・盗難危険軽減費用に対して、火災・盗難危険軽減費用保険金を支払います。

- ① この特約が普火約款に付帯された場合
普火約款第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金
- ② この特約が店総約款に付帯された場合
店総約款第1条（保険金を支払う場合）（1）、（4）または（5）の損害保険金
- ③ この保険契約に追加補償特約（一般物件用）が付帯された場合
同特約第2条（保険金を支払う場合）（1）または（2）の損害保険金
- ④ この保険契約に商品・製品等盗難危険補償特約が付帯された場合
同特約第1条（保険金を支払う場合）の保険金
- ⑤ この保険契約に敷地内屋外設備・装置一括補償特約（時価・実損払）が付帯された場合
同特約第2条（保険金を支払う場合）の損害保険金
（注）普通約款および他の特約の規定により保険の対象の範囲を変更して保険金が支払われるべき場合を含みます。

第3条（火災・盗難危険軽減費用保険金の支払額）

- （1）当社は、1回の事故につき1敷地内ごとに50万円を限度として火災・盗難危険軽減費用保険金を支払います。ただし、1回の事故により1敷地内に所在する複数の保険の対象に対してこの保険契約からそれぞれ損害保険金が支払われるべき場合であっても、当社の支払うべき火災・盗難危険軽減費用保険金の限度額が増額されるものではありません。
- （2）（1）の場合において、当社は、（1）の規定によって支払うべき火災・盗難危険軽減費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えてときでも、火災・盗難危険軽減費用保険金を支払います。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに50万円（他の保険契約等に、限度額が50万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または火災・盗難危険軽減費用の額のいずれか低い額（以下「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および他の特約の規定を準用します。

37. 水災補償変更特約（店総用）

第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この特約に従い、水害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損

害の状況の認定によるものとします。

- ① 保険の対象である建物、家財、設備・什器等または商品・製品等にそれぞれの保険価額の30%以上の損害が生じた場合
 - ② 保険の対象である建物または保険の対象である動産を収容する建物が、床上浸水（居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。）より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物または動産に損害が生じた場合
- （2）当会社は、（1）の waters 保険金が支払われる場合において、その事故によって生ずる残存物取片づけ費用に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第2条（waters 保険金の支払額）

- （1）当会社が前条（1）の waters 保険金として支払うべき損害の額は、店舗総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（損害保険金の支払額）（1）の規定による額とします。
- （2）保険金額が保険価額の80%に相当する額以上の場合には、当会社は、保険金額を限度とし、（1）の規定による損害の額を waters 保険金として、支払います。
- （3）保険金額が保険価額の80%に相当する額より低い場合は、当会社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を waters 保険金として、支払います。

$$\text{（1）の規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}} = \text{waters 保険金の額}$$

第3条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）

- （1）当会社は、第1条（保険金を支払う場合）（1）の waters 保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条（2）の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- （2）（1）の場合において、当会社は、（1）の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第4条（普通約款および他の特約との関係）

- （1）普通約款第1条（保険金を支払う場合）（6）および第6条（waters 保険金の支払額）の規定ならびに第12条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）および第13条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定中 waters 保険金に関する規定（注）は、これを適用しません。

（注）次の特約がこの保険契約に付帯されている場合には、これらの特約の規定中 waters 保険金に関する規定を含みます。

- ① 価額協定保険特約
- （2）次の特約がこの保険契約に付帯されている場合には、第2条（waters 保険金の支払額）の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）（1）の waters 保険金を普通約款第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金とみなして、これらの特約の規定を適用します。ただし、同条（7）の臨時費用保険金は支払いません。
 - ① 付保割合条件付実損払特約
 - ② 価額協定保険特約
 - ③ 新価保険特約

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、普通約款第1条（保険金を支払う場合）、第4条（損害保険金の支払額）から第11条（修理付帯費用保険金の支払額）まで、ならびに第33条（損害防止義務および損害防止費用）（2）、（4）および（5）の規定を除き、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および他の特約の規定を準用します。この場合において、第1条（保険金を支払う場合）（1）の waters 保険金

を普通約款第1条（1）の損害保険金とみなすものとします。

38. 火災通知保険特約（普火・店総用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
最終通知価額	罹災前に当会社が受領した最終の通知における通知価額をいいます。
収容建物等	① 普火約款に基づく保険契約の場合 保険の対象を収容する建物または屋外設備・装置をいいます。 ② 店総約款に基づく保険契約の場合 保険の対象を収容する建物をいいます。
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
制限額	支払保険金制限額をいいます。
損害保険金等	① 普火約款に基づく保険契約の場合 損害保険金をいいます。 ② 店総約款に基づく保険契約の場合 損害保険金または waters 保険金をいいます。
対象明細書	保険証券に添付される対象明細書をいいます。
単一方式	制限額ごとにその収容建物等の在庫価額を通知する方式をいいます。
通知単位	単一方式または包括方式のいずれか定めたものをいいます。
通知日	対象明細書に記載の通知日をいいます。
通知日在庫価額	第8条（在庫価額の通知）の規定によって通知すべき実際の在庫価額をいいます。
店総約款	この特約が付帯された店舗総合保険普通保険約款をいいます。
普火約款	この特約が付帯された火災保険普通保険約款（一般物件用）または火災保険普通保険約款（工場物件用）をいいます。
普通の保険契約	保険の対象についてこの特約による保険契約と契約方式を異にする他の保険契約をいいます。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
包括方式	同一敷地内の複数の制限額に対して、それらの収容建物等の在庫価額をまとめて通知する方式をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約が付帯された保険契約における保険の対象のうち、商品・製品等についてのみ適用されます。

第3条（保険の対象および支払保険金制限額）

- （1）この特約が付帯された保険契約においては、保険契約締結の際に収容建物等ごとに制限額を定めるものとし、その制限額、収容建物等の名称、所在地、構造等を対象明細書に記載するものとします。

(2) この特約が付帯された保険契約においては、(1)の規定により定めた制限額のそれぞれについて通知単位を定め、保険契約締結の際に対象明細書にその内容を記載するものとします。

第4条（保険責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、普通約款の保険責任の始期および終期に関する規定のとおりとします。ただし、その規定中「保険料」とあるのは、この特約においては「暫定保険料」と読み替えて適用します。

第5条（暫定保険料）

制限額の75％に相当する額に所定の保険料率を乗じて得た額を暫定保険料とします。

第6条（制限額または保険の対象の収容建物等の変更）

(1) 保険契約者は、保険契約締結の後、書面により制限額の増額または収容建物等の追加の承認を請求することができます。

(2) (1)の場合において、当会社がこれを承認する場合は、当会社は保険期間の末日までの未經過期間に対し、月割（1か月に満たない期間は1か月とします。）をもって計算した追加暫定保険料を請求します。なお、収容建物等の追加の場合は、保険契約者は第3条（保険の対象および支払保険金制限額）(2)の規定に従い、通知単位についても約定するものとします。

(3) 当会社は、(2)の追加暫定保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、(1)の請求がなかったものとして、取り扱いします。

(4) この特約が付帯された保険契約においては、制限額を減額すること、一部の収容建物等を解約することまたは収容建物等を削除することはできません。ただし、第14条（一部の収容建物等についての保険契約の解約）(1)もしくは(4)に規定する場合は除きます。

第7条（在庫価額の計算方式）

通知日における在庫価額と罹災時の在庫価額は、同一の計算方式によって算出するものとします。

第8条（在庫価額の通知）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険期間開始後、通知日における保険の対象の在庫価額について、通知単位ごとにその通知日から30日以内に書面により当会社に通知しなければなりません。

(2) (1)の規定による通知がなされなかった場合には、制限額と前回の通知価額とのいずれか高い額をもってその通知日の通知価額とみなします。ただし、いかなる場合でも、その通知日の在庫価額を下回ることはいけません。

(3) 通知単位が包括方式である場合は、(2)の規定の適用上、それぞれの収容建物等の制限額を合計した額をもって制限額とみなします。

(4) (1)の約定通知日が適当でないと認められる場合には、保険契約者または当社は、いつでも、相手方に対しこの変更を求めることができます。ただし、既に到来した通知日については除きます。

第9条（保険料の精算）

(1) 保険期間満了後、通知単位ごとに、前条の通知価額の平均価額を算出し、これに所定の保険料率を乗じて得た額を確定保険料とします。

(2) (1)の計算において、普通の保険契約で当会社の承認を得たものがある場合には、その保険契約の存する通知日の通知価額からその保険金額を差し引きします。ただし、通知価額を超えては差し引きません。

(3) 当会社が第12条（保険金の支払額）の規定によって損害保険金等を支払った場合において、罹災時以降の通知日の通知価額（(2)の規定が適用される場合には、通知価額から普通の保険契約の保険金額を差し引いた残額とします。）に支払った損害保険金等の額（損害保険金等の支払が2回以上あった場合には、それぞれの罹災時以降の通知日までに支払った損害保険金等の額のうち最も高い額とします。）を下回るものがあるときは、その通知日の通知価額に代えて損害保険金等の額を

もって、(1)の通知価額の平均価額を算出します。

(4) 当会社は、(1)、(2)および(3)による確定保険料と暫定保険料（包括方式の場合は同一の通知単位内の制限額に対する暫定保険料を合計した額）をそれぞれ合計した額を比較してその差額を返還または請求します。

(5) (4)の暫定保険料は、保険期間の中途において、当会社が収受したものを加算し、返還したものを差し引いた額とします。

第10条（最低保険料）

暫定保険料の合計額の15分の4を最低保険料とし、前条により当会社が差額を返還する場合でも、その返還する額は、暫定保険料の合計額の15分の11を超えないものとします。

第11条（損害の発生）

保険の対象が罹災した場合には、被保険者は、遅滞なく、これを当会社に通知するとともに、当会社の請求するところに従い、入出庫状況を示す証憑書類の写を添付した損害見積書を当会社に提出しなければなりません。

第12条（保険金の支払額）

(1) 当会社が損害保険金等として支払うべき損害の額は、この特約が付帯された普通約款の規定により算出した額とします。

(2) 当会社は、制限額を限度とし、(1)の規定による損害の額を損害保険金等として、支払います。なお、店総約款に基づく保険契約の場合、店総約款第6条（水害保険金の支払額）(4)の規定にかかわらず、次の算式（制限額が罹災時の在庫価額を超えるときは、算式の制限額は、罹災時の在庫価額とします。）によって算出した額を水害保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

$$\text{制限額} \times \text{支払割合}(5\%) = \text{水害保険金の額}$$

(3) 損害が生じた保険の対象（包括方式による保険契約の場合は、その損害のあった収容建物等の保険の対象をいいます。）について、普通の保険契約がある場合は、当会社の承認を得たものであると否とを問わず、当会社は、制限額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金等として、支払います。ただし、次の算式において、普通の保険契約の保険金額は、罹災時の在庫価額を超えないものとします。

$$(1) \text{または}(2) \quad \frac{\text{罹災時の在庫価額} - \text{普通の保険契約の保険金額}}{\text{罹災時の在庫価額}} \times \text{損害保険金等の額} = \text{損害保険金等の額}$$

(4) 最終通知価額が通知日在庫価額に不足していた場合には、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金等として、支払います。ただし、②の場合において、普通の保険契約の保険金額が最終通知価額と同額のときまたはこれを超えるときは、当会社は損害保険金等を支払いません。

① 最終通知価額の通知日に普通の保険契約がない場合

$$(3) \text{の規定による} \quad \frac{\text{最終通知価額} - \text{普通の保険契約の保険金額}}{\text{通知日在庫価額}} \times \text{損害保険金等の額} = \text{損害保険金等の額}$$

② 最終通知価額の通知日に普通の保険契約がある場合

$$(3) \text{の規定による} \quad \frac{\text{最終通知価額} - \text{普通の保険契約の保険金額}}{\text{通知日在庫価額} - \text{普通の保険契約の保険金額}} \times \text{損害保険金等の額} = \text{損害保険金等の額}$$

第13条（保険者の検査権）

当会社は、この保険契約の保険期間中およびその終了後1年以内において、保険の対象およびこれに関する帳簿、記録その他の書類を検査することができます。

第14条（一部の収容建物等についての保険契約の解約）

- (1) 単一方式による保険契約の場合は、保険期間中に、法令その他これに準ずる命令に基づく収容建物等の取りこわし、譲渡もしくは移転または収容建物等の滅失その他やむを得ない事由が生じたときにおいて、当会社の承認を得たときは、保険契約者は、その収容建物等について保険契約を解約することができます。この場合には、その収容建物等について第9条（保険料の精算）の規定に準じ、暫定保険料と既経過期間に対し月割（1か月に満たない期間は1か月とします。）計算した確定保険料とを比較してその差額を返還または請求します。
- (2) (1) の場合において、既経過期間中に、当会社が損害保険金等を支払うべき損害が発生していた場合は、解約日から満期日までの未経過期間に対し、その損害保険金等相当額に対応して月割（未経過月数について1か月未満の端日数は切り捨てて0か月とします。）計算した保険料を(1)の確定保険料に加算し、その額をもって(1)の確定保険料とします。
- (3) (1) の確定保険料は、既経過期間に対し、その収容建物等の制限額の20％に相当する額について月割（1か月に満たない期間は1か月とします。）計算した額を下回ることとはしないものとします。
- (4) 包括方式による保険契約の保険期間中に、(1)の事由が生じた場合において、当会社の承認を得たときは、保険契約者は、その収容建物等をその通知単位から除外することができます。この場合でも、当会社は、暫定保険料を返還しません。ただし、同一の通知単位に属する制限額を有する建物等のすべてについて(1)の事由が生じた場合は、(1)から(3)の規定を準用し、保険料を返還または請求します。

第15条（保険契約の解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも、この保険契約を解約することができます。
- (2) (1) の場合においては、第9条（保険料の精算）の規定に準じ、既経過期間に対し月割（1か月に満たない期間は1か月とします。）計算した確定保険料によって精算するものとします。
- (3) 法令その他これに準ずる命令に基づく収容建物等全部の取りこわし、譲渡もしくは移転または収容建物等全部の滅失その他やむを得ない事由の生じた場合は、保険契約者は、当会社の承認を得てこの保険契約を直ちに解約することができます。この場合は、(2)の規定にかかわらず、第9条（保険料の精算）の規定に準じ、既経過期間に対し月割（1か月に満たない期間は1か月とします。）計算した確定保険料によって精算するものとします。
- (4) (2) および(3)の場合において、既経過期間中に、当会社が損害保険金等を支払うべき損害が発生していたときは、前条(2)に準じ計算した保険料を(2)および(3)の確定保険料に加算し、その額をもって(2)および(3)の確定保険料とします。
- (5) (2) および(3)の確定保険料の合計額は、既経過期間に対し、制限額の20％に相当する額について月割（1か月に満たない期間は1か月とします。）計算した額の合計額を下回ることとはしないものとします。

第16条（普通約款に掲げる損害防止費用との関係）

第12条（保険金の支払額）(3) および(4)の規定は、普通約款の損害防止義務および損害防止費用に関する規定の(2)の負担金を算出する場合にこれを準用します。

第17条（保険金の請求）

被保険者が保険金の支払を請求する場合には、普通約款の保険金の請求に関する規定の(2)に掲げる書類または証拠のほか、保険の対象の入庫状況を示す書類を当会社にしなければなりません。なお、この書類が提出されない場合は、普通約

款の保険金の支払時期に関する規定の(1)に定める手続きは完了しないものとし

第18条（準用規定）

- (1) 普通約款の保険金支払後の保険契約に関する規定にかかわらず、この特約の保険の対象について損害保険金等を支払った場合でも、保険契約は終了しません。
- (2) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通約款の規定中「保険金額」とあるのは「支払保険金制限額または在庫価額のいずれか低い額」と、保険料分割払特約（一般）または保険料分割払特約（大口）を付帯するときには、同特約の規定中、「総保険料」とあるのは「暫定保険料」とそれぞれ読み替えるものとします。

39. 付保割合条件付実損払特約（店総用）

第1条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、この特約が付帯された店舗総合保険普通保険約款第4条（損害保険金の支払額）(3)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

(3) 保険金額が保険価額に保険証券記載の付保割合（以下「付保割合」といいます。）を乗じて得た額以上の場合は、当会社は、保険金額を限度とし、(1)および(2)の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。

- (2) 当会社は、この特約が付帯された店舗総合保険普通保険約款第4条（損害保険金の支払額）(4)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

(4) 保険金額が保険価額に付保割合を乗じて得た額未満の場合は、当会社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。

$$\begin{matrix} (1) \text{ および } (2) \text{ の規定に } & \times & \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times \text{付保割合}} & = & \text{損害保} \\ \text{よる損害の額} & & & & \text{金の額} \end{matrix}$$

第2条（他の特約が付帯されている場合の読み替え）

この保険契約に他の特約が付帯されている場合で、その特約の規定中、前条(1)または(2)に掲げる規定を参照、準用または適用するときは、その特約に特別の約定のないかぎり、この特約により読み替えられた規定を参照、準用または適用することとします。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、店舗総合保険 普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

40. 新価保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
減価割合	再調達価額から時価額を控除した額を再調達価額で除した割合をいいます。
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

時価額	再調達価額から使用による消耗および経過年数に応じた減価額を控除した額をいいます。
付帯特約	この保険契約に付帯されたこの特約以外の特約をいいます。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。

第2条（この特約が適用される範囲）

この特約は、保険の対象が建物、設備・什器等（設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下同様とします。）または屋外設備・装置である場合に適用されます。ただし、次のいずれかに該当する保険の対象である場合は除きます。

- ① 減価割合が50％を超えるもの
- ② 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品
- ③ 稿本、設計書、図案、鋳型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

第3条（新価損害額および新価支払額の定義）

（1）この特約においては、損害が生じた地および時におけるこの特約の保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額をもって、新価損害額とします。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額を限度とし、次の算式（算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。）によって算出した額とします。

修理に伴って生じた

修理費 − 残存物がある場合は、 = 新価損害額

その価額

（2）普通約款または付帯特約の規定中、盗難によって損害が生じ、盗取された保険の対象を回収することができた場合において、そのために支出した必要な費用の額を損害の額に含める旨の規定があるときは、その規定を準用し、その費用の額を（1）の規定による新価損害額に加算するものとします。ただし、損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額を限度とします。

（3）普通約款または付帯特約の規定中、保険の対象について生じた損害の額から免責金額等（免責金額、控除額その他これらに類する額をいいます。以下同様とします。）を差し引く旨の規定がある場合は、その規定を準用し、（1）および（2）の規定による新価損害額から、免責金額等を差し引いた残額をもって新価損害額とします。この場合において、免責金額等の適用方法に関する普通約款または付帯特約の規定は、特別の約定がないかぎり、準用するものとします。

（4）（1）から（3）までの規定による新価損害額を保険の対象について生じた損害の額として、普通約款または付帯特約の規定に従い算出した損害保険金の額をもって、新価支払額とします。この場合において、普通約款または付帯特約の規定中、「保険価額」とあるのは、「損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額」と読み替えて適用します。

第4条（時価支払額の定義）

この特約においては、この特約がないものとして算出した損害保険金の額をもって、時価支払額とします。

第5条（損害保険金の支払額）

当会社は、新価支払額を損害保険金として支払います。ただし、その額が時価支

払額より低い場合は、時価支払額を損害保険金として支払います。

第6条（この特約を付帯しない他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額）

この特約の保険の対象について、この特約と同種の特約を付帯しない他の保険契約等がある場合で、前条の規定により新価支払額を損害保険金として支払うときは、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出したこの保険契約の損害保険金の額を限度とします。

新価損害額（第3条（新価損害額および新価支払額の定義）（3）の規定は適用しないものとし）

−

他の保険契約等によって支払われるべき損害保険金の額

=

損害保険金の額

第7条（準用規定）

（1）この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款および付帯特約の規定を準用します。この場合において、普通約款の規定中「保険の対象の価額」とあるのを「保険の対象の再調達価額」と、「保険価額」とあるのを「損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額」とそれぞれ読み替えるものとします。

（2）下表の付帯特約を準用する場合は、特約の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

<該当なし>

41. 価額協定保険特約（建物新価・家財時価用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
住火約款	この特約が付帯された住宅火災保険普通保険約款をいいます。
店総約款	この特約が付帯された店舗総合保険普通保険約款をいいます。
評価額	保険契約締結時に当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を評価した額をいいます。
評価事項	評価または再評価のために必要なものとして当会社が照会した保険の対象の取得時期、取得価額等の事項をいいます。
普火約款	この特約が付帯された火災保険普通保険約款（一般物件用）をいいます。
保険の対象の価額	保険の対象が建物である場合には、再調達価額をいいます。

第2条（保険の対象の評価）

（1）住火約款、普火約款または店総約款に基づく保険契約においては、保険契約締結時に評価額を保険証券に記載するものとします。

（2）保険金額は、保険証券記載の評価額に保険証券記載の約定付保割合を乗じて得た額により定めるものとします。

第3条（損害保険金の実損払）

当会社は、住火約款第5条（保険金の支払額）（2）および（3）、普火約款第4条（保険金の支払額）（2）および（3）の規定または店総約款第4条（損害保険金の支払額）（3）および（4）の規定にかかわらず、保険金額を限度とし、損害の額を損害保険金として、支払います。

第4条（水害保険金の支払額）

この特約が店総約款に付帯された場合は、店総約款第6条（水害保険金の支払額）（2）の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を水害保険金として、支払います。

$$\begin{array}{l} \text{損害の額または保険金額} \\ \text{のいずれか低い額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{縮小割合} \\ (70\%) \end{array} = \text{水害保険金の額}$$

第5条（保険金を支払うべき損害の額）

建物が保険の対象である場合には、第3条（損害保険金の実損払）および前条の損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額を限度とし、次の算式（注）によって算出した額とします。

$$\begin{array}{l} \text{修理に伴って生じた} \\ \text{修理費} - \text{残存物がある場合は、} \\ \text{その価額} \end{array} = \text{損害の額}$$

（注）算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第6条（再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

建物が保険の対象である場合、その保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金（注1）を支払う旨の約定のない他の保険契約等があるときには、当社は、住火約款第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（1）、普火約款第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（1）または店総約款第12条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（1）の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を損害保険金または水害保険金（注2）として、支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

① 損害保険金

$$\left(\begin{array}{l} \text{前条の規定によって支} \\ \text{払われるべき損害の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{他の保険契約等によ} \\ \text{って支払われるべき} \\ \text{損害保険金（注1）} \\ \text{の額} \end{array} \right) = \text{損害保険金の額}$$

② 水害保険金（注2）

$$\left(\begin{array}{l} \text{前条の規定によって支} \\ \text{払われるべき損害の額} \\ \text{に70\%（注3）を乗じ} \\ \text{て得た額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{他の保険契約等によ} \\ \text{って支払われるべき水害保} \\ \text{険金（注1）（注2）の額} \end{array} \right) = \begin{array}{l} \text{水害保険金} \\ \text{（注2）の} \\ \text{額} \end{array}$$

（注1）共済金を含みます。

（注2）店総約款第1条（保険金を支払う場合）（6）②から④までの水害保険金については、店総約款の規定を適用します。

（注3）他の保険契約等に、縮小割合が70%を超えるものがある場合は、これらの縮小割合のうち最も高い割合とします。

第7条（保険の対象の価額の増加または減少）

（1）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生し、それによって保険の対象の価額が増加または減少した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に申し出なければなりません。

① 保険の対象である建物の増築、改築または一部取りこわし

② この特約が付帯された保険契約において補償しない事故による保険の対象の一部滅失

（2）（1）の場合、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を再評価し、保険金額を変更するものとします。

（3）（1）の規定による手続を怠った場合において、その事実が発生した時から（2）の規定による手続が完了するまでの間に生じた損害については、第3条（損害保険金の実損払）および第4条（水害保険金の支払額）の規定は適用せず、住火約款、普火約款または店総約款の規定を適用して保険金を支払います。ただし、保険の対象の価額が減少した場合を除きます。

（4）（2）の規定による手続がなされた場合には、当社は、次の規定に従い、保険料を返還または請求します。

① 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも高い場合は、その差額に対して、未経過期間に対する月割（1か月に満たない期間は1か月とします。以下同様とします。）をもって計算した保険料を請求します。

② 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも低い場合は、その差額に対して、既経過期間に対する月割をもって計算した保険料を差し引いた額を返還します。

（5）（4）の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領収前に生じた事故による損害については、当会社は、第3条（損害保険金の実損払）および第4条（水害保険金の支払額）の規定は適用せず、住火約款、普火約款または店総約款の規定を適用して保険金を支払います。この場合、保険金額は、（2）の規定にかかわらず、変更しなかったものとします。

第8条（保険の対象の評価または再評価のための告知）

（1）当会社は、第2条（保険の対象の評価）または前条（2）に規定する評価または再評価の際、保険契約者または被保険者が、評価事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

（2）（1）の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

（3）（1）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① 当会社が評価または再評価の際、（1）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

② 保険契約者または被保険者が、住火約款第2条（保険金を支払う場合）または普火約款もしくは店総約款第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、評価事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出た場合

③ 当会社が、（1）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合

（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

（4）（3）②の規定による申出を受けた場合には、当会社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

（5）（4）の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領収前に生じた事故による損害については、当会社は、第3条（損害保険金の実損払）および第4条（水害保険金の支払額）の規定は適用せず、住火約款、普火約款または店総約款の規定を適用して保険金を支払いま

す。

(6)(1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(2)の規定にかかわらず、その損害については、当会社は、第1条(用語の定義)「保険の対象の価額」の定義および第3条(損害保険金の実損払)から第5条(保険金を支払うべき損害の額)までの規定は適用せず、住火約款、普火約款または店総約款の規定を適用して保険金を支払います。この場合において、既に第1条「保険の対象の価額」の定義および第3条から第5条までの規定を適用して保険金を支払っていたときは、当会社は、住火約款、普火約款または店総約款の規定を適用して算出した保険金との差額の返還を請求することができます。

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、住火約款、普火約款または店総約款および他の特約の規定を準用します。

42. 価額協定保険特約(建物新価・家財新価用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
住火約款	この特約が付帯された住宅火災保険普通保険約款をいいます。
店総約款	この特約が付帯された店舗総合保険普通保険約款をいいます。
評価額	保険契約締結時に当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を評価した額をいいます。
評価事項	評価または再評価のために必要なものとして当会社が照会した保険の対象の取得時期、取得価額等の事項をいいます。
普火約款	この特約が付帯された火災保険普通保険約款(一般物件用)をいいます。
保険の対象の価額	保険の対象が明記物件以外のものである場合には、再調達価額をいいます。
明記物件	住火約款第4条(保険の対象の範囲)(2)、普火約款第3条(保険の対象の範囲)(2)②から⑤まで、または店総約款第3条(保険の対象の範囲)(3)②および③に掲げる物をいいます。

第2条(保険の対象の評価)

- (1) 住火約款、普火約款または店総約款に基づく保険契約においては、保険契約締結時に評価額を保険証券に記載するものとします。
- (2) 保険金額は、保険証券記載の評価額に保険証券記載の約定付保割合を乗じて得た額により定めるものとします。

第3条(損害保険金の実損払)

当会社は、住火約款第5条(保険金の支払額)(2)および(3)、普火約款第4条(保険金の支払額)(2)および(3)の規定または店総約款第4条(損害保険金の支払額)(3)および(4)の規定にかかわらず、保険金額を限度とし、損害の額を損害保険金として、支払います。

第4条(水害保険金の支払額)

この特約が店総約款に付帯された場合は、店総約款第6条(水害保険金の支払額)(2)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を水害保険金として、支

払います。

$$\text{損害の額または保険金額のいずれか低い額} \times \text{縮小割合(70\%)} = \text{水害保険金の額}$$

第5条(保険金を支払うべき損害の額)

保険の対象が明記物件以外のものである場合には、第3条(損害保険金の実損払)および前条の損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額を限度とし、次の算式(注)によって算出した額とします。

$$\text{修理に伴って生じた修理費} - \text{残存物がある場合は、その価額} = \text{損害の額}$$

(注) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第6条(再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

保険の対象が明記物件以外のものである場合において、その保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金(注1)を支払う旨の約定のない他の保険契約等があるときには、当会社は、住火約款第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)、普火約款第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)または店総約款第12条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を損害保険金または水害保険金(注2)として、支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

① 損害保険金

$$\left(\text{前条の規定によって支払われるべき損害の額} \right) - \left(\text{他の保険契約等によって支払われるべき損害保険金(注1)の額} \right) = \text{損害保険金の額}$$

② 水害保険金(注2)

$$\left(\text{前条の規定によって支払われるべき損害の額に70\%(注3)を乗じて得た額} \right) - \left(\text{他の保険契約等によって支払われるべき水害保険金(注1)(注2)の額} \right) = \text{水害保険金(注2)の額}$$

(注1) 共済金を含みます。

(注2) 店総約款第1条(保険金を支払う場合)(6)②から④までの水害保険金については、店総約款の規定を適用します。

(注3) 他の保険契約等に、縮小割合が70%を超えるものがある場合は、これらの縮小割合のうち最も高い割合とします。

第7条(保険の対象の価額の増加または減少)

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生し、それによって保険の対象の価額が増加または減少した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に申し出なければなりません。

- ① 保険の対象である建物の増築、改築または一部取りこわし
- ② この特約が付帯された保険契約において補償しない事故による保険の対象の一部滅失
- (2) (1) の場合、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を再評価し、保険金額を変更するものとします。
- (3) (1) の規定による手続を怠った場合において、その事実が発生した時から(2)の規定による手続が完了するまでの間に生じた損害については、第3条（損害保険金の実損払）および第4条（水害保険金の支払額）の規定は適用せず、住火約款、普火約款または店総約款の規定を適用して保険金を支払います。ただし、保険の対象の価額が減少した場合は除きます。
- (4) (2) の規定による手続がなされた場合には、当会社は、次の規定に従い、保険料を返還または請求します。

- ① 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも高い場合は、その差額に対して、未経過期間に対する月割（1か月に満たない期間は1か月とします。以下同様とします。）をもって計算した保険料を請求します。
- ② 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも低い場合は、その差額に対して、既経過期間に対する月割をもって計算した保険料を差し引いた額を返還します。
- (5) (4) の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領収前に生じた事故による損害については、当会社は、第3条（損害保険金の実損払）および第4条（水害保険金の支払額）の規定は適用せず、住火約款、普火約款または店総約款の規定を適用して保険金を支払います。この場合、保険金額は、(2) の規定にかかわらず、変更しなかったものとします。

第8条（保険の対象の評価または再評価のための告知）

- (1) 当会社は、第2条（保険の対象の評価）または前条（2）に規定する評価または再評価の際、保険契約者または被保険者が、評価事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- (2) (1) の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 当会社が評価または再評価の際、(1) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
- ② 保険契約者または被保険者が、住火約款第2条（保険金を支払う場合）または普火約款もしくは店総約款第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、評価事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出た場合
- ③ 当会社が、(1) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
- （注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (3) ②の規定による申出を受けた場合には、当会社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (5) (4) の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領収前に生じた事故による損害については、当会社は、第3条（損害保険金の実損払）および第4条（水害保険金の支払額）の規定は適用せず、住火約款、普火約款または店総約款の規定を適用して保険金を支払います。
- (6) (1) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(2) の規定にかかわらず、その損害については、当会社は、第1条（用語の定義）「保険の対象の価額」の定義および第3条（損害保険金の実損払）から第5条（保険金を

支払うべき損害の額）までの規定は適用せず、住火約款、普火約款または店総約款の規定を適用して保険金を支払います。この場合において、既に第1条「保険の対象の価額」の定義および第3条から第5条までの規定を適用して保険金を支払っていたときは、当会社は、住火約款、普火約款または店総約款の規定を適用して算出した保険金との差額の返還を請求することができます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、住火約款、普火約款または店総約款および他の特約の規定を準用します。

43. 追加特約

（他の長期保険契約がある場合の取扱い）

- (1) 保険の対象について、他の長期保険契約（注）がある場合には、価額協定保険特約第2条（保険の対象の評価）(2) の規定にかかわらず、保険金額を保険証券記載の評価額から他の長期保険契約（注）の保険金額を差し引いた額により定めることができます。

（注）価額協定保険特約を付帯しない他の保険契約で、保険期間が1年を超えるものをいいます。

- (2) (1) の規定により保険金額を定めた場合には、保険契約締結の後、価額協定保険特約第7条（保険の対象の価額の増加または減少）(2) の規定により保険金額を変更するときにも、(1) と同様の方法によるものとします。

- (3) (1) または(2) の規定により保険金額を定めた場合において、損害発生するとき保険金額が保険証券記載の評価額（注1）から他の長期保険契約（注2）の保険金額を差し引いた額に満たないときは、その損害については、価額協定保険特約第3条（損害保険金の実損払）および第4条（水害保険金の支払額）の規定は適用せず、住宅火災保険普通保険約款、火災保険普通保険約款（一般物件用）または店舗総合保険普通保険約款の規定を適用して保険金を支払います。

（注1）価額協定保険特約第7条（保険の対象の価額の増加または減少）の規定によって再評価した場合には、その再評価額とします。

（注2）価額協定保険特約を付帯しない他の保険契約で、保険期間が1年を超えるものをいいます。

- (4) (1) または(2) の規定により保険金額を定めた場合において、損害発生するとき他の長期保険契約（注）により保険金が支払われないときは、その損害については、価額協定保険特約第3条（損害保険金の実損払）および第4条（水害保険金の支払額）の規定は適用せず、住宅火災保険普通保険約款、火災保険普通保険約款（一般物件用）または店舗総合保険普通保険約款の規定を適用して保険金を支払います。

（注）価額協定保険特約を付帯しない他の保険契約で、保険期間が1年を超えるものをいいます。

44. 家賃補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の損失を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。

復旧期間	保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時またはそれに代わる他の建物を再取得した時までに要した期間をいいます。ただし、構造の改良または規模の拡張を伴った場合には、推定復旧期間（注）を超えないものとし、また、損害を受けた保険の対象の復旧または再取得をしない場合で、第4条（賃貸の不継続）ただし書に該当するときは、推定復旧期間（注）をもって復旧期間とみなします。 この期間が約定復旧期間を超えるときは、約定復旧期間をもって限度とします。 （注）保険の対象を罹災直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間をいいます。
約定復旧期間	復旧期間を基準として、当事者が約定した期間をいいます。
家賃	建物の賃貸料（注）で、次に掲げる使用料金、一時金および賄料^{まわいりょう}を含まないものをいいます。また、賃借人のいない戸室については、それが一時的と認められる限りにおいて、その賃貸料は家賃に算入されます。 ア. 水道、ガス、電気、電話等の使用料金 イ. 権利金、礼金、敷金その他の一時金 ウ. 賄料^{まわいりょう} （注）区分して賃貸される建物の場合には、それぞれの戸室の賃貸料をその建物について合計した額とします。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約に従い、この特約の保険の対象が、次の普通約款に掲げる事故によって損害を受けた結果生じた家賃の損失に対して、保険金を支払います。

- ① この特約が住宅火災保険普通保険約款に付帯された場合
普通約款第2条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる事故
- ② この特約が火災保険普通保険約款（一般物件用）に付帯された場合
普通約款第1条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる事故
- ③ この特約が店舗総合保険普通保険約款に付帯された場合
普通約款第1条（保険金を支払う場合）（1）または（3）に掲げる事故

第3条（保険金支払の条件）

当会社は、保険の対象について生じた前条の事故による損害に対して、普通約款およびこの保険契約に適用される特約の規定により損害保険金が支払われるべき場合に限り、前条の損失に対して、保険金を支払います。

第4条（賃貸の不継続）

被保険者が、損害を受けた保険の対象の復旧もしくはそれに代わる他の建物の再取得をしない場合または復旧もしくは再取得した建物の賃貸を継続しない場合は、この特約は、損害発生時に遡って効力を失います。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情があると認められる場合を除きます。

第5条（保険価額）

この特約の保険価額は、損害が生じた時における保険の対象の家賃月額に約定復旧期間月数を乗じた額とします。

第6条（保険金の支払額）

- （1）当会社が第2条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損失の額は、保険価額によって定めます。
- （2）保険金額が保険価額と同額である場合またはこれをこえる場合は、当会社は、保険価額を限度とし、家賃について復旧期間内に生じた損失の額を保険金として、支払います。
- （3）保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額

を保険金として、支払います。

$$\text{家賃について復旧期間内に生じた損失の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{保険金の額}$$

第7条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、復旧期間が終了した後に、これを行使することができるものとします。
- （2）（1）の規定にかかわらず、復旧期間が1か月を超えた場合において、被保険者は、保険金の内払を請求することができます。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、家賃について復旧期間内に生じた損失の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
家賃について復旧期間内に生じた損失の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

45. 休業損失補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
粗利益	売上高から商品仕入高および原材料費（注）を差し引いた残高をいいます。 （注）期首棚卸高を加え、期末棚卸高を差し引きます。
売上減少高	事故直前12か月のうち復旧期間に相当する期間の売上高から復旧期間内の売上高を差し引いた残額をいいます。
休業損失補償特約付保険契約	休業損失補償特約が付帯された当会社との保険契約をいいます。
休業日数	復旧期間内の休業日数（注）をいいます。ただし、一部休業の場合は、復旧期間内の売上減少高等を考慮して公正に休業日数の調整を行うものとします。 （注）定休日を除きます。
行政機関による措置	行政機関による施設の営業の禁止、停止、消毒、隔離その他の措置（行政機関の命令に基づく、被保険者またはその他の者による施設の消毒を含みます。）をいいます。
経常費	事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出する費用をいいます。

継続契約	休業損失補償特約付保険契約の保険期間の終了日（その契約が保険期間の終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。）を保険期間の開始日とし、被保険者を同一とする休業損失補償特約付保険契約をいいます。
契約年度	保険期間の初日からその日を含めて計算して満1か年を1年目の契約年度といたします。以降、保険期間の初日の応当日から順次2年目の契約年度、3年目の契約年度となります。
施設	保険証券記載の被保険者の営業施設をいいます。
支払限度率	最近の会計年度（1か年間）の粗利益の額にその10%を加算して得た額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。
損害	偶然な事故によって保険の対象に生じた損害をいい、事故の際の消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。ただし、次のいずれかに該当する場合は損害とみなしません。 ① ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはこれらの疑いがある場合 ② この保険契約に適用される普通保険約款またはこの保険契約に付帯された他の特約の規定により保険金が支払われる場合において、保険の対象の修理その他の復旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合 ③ この保険契約に適用される普通保険約款またはこの保険契約に付帯された他の特約の規定に規定する事故の発生により、日常生活または通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合
復旧期間	ア、第2条（保険金を支払う場合）（1）または（2）の事故の場合 保険金支払の対象となる期間であって、保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時までには要した期間をいいます。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、かつ、いかなる場合も、保険証券に記載された約定復旧期間を超えないものとします。 イ、第2条（保険金を支払う場合）（3）または（4）の事故の場合 保険金支払の対象となる期間であって、行政機関による措置が開始した時から解除された時までをいいます。ただし、いかなる場合も、同条（3）の事故のときは30日間、同条（4）の事故のときは14日間を超えないものとします。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、この特約の保険の対象が、次のいずれかに該当する事故により損害（消防または避難に必要な処置によって特約の保険の対象について生じた損害を含みます。以下同様とします。）を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失（以下「損失」といいます。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

① 火災

② 落雷

③ 破裂または爆発（「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下同様とします。）

④ 建物（土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。以下同様とします。）の外部分からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。以下（2）④において同様とします。）または（2）の事故による損害を受けた結果生じた損失を除きます。

⑤ 給排水設備（水道管、排水管、貯水タンク、給水タンク、トイレの水洗用の設備、雨樋、浄化槽、スプリンクラー設備および装置、スノーダクト（屋根の積雪を熱で融かして排水する設備）等を指し、常設されておらずその都度排水の用に供する排水ホースの類を除きます。なお、流し台、風呂槽、洗濯機、皿洗器および洗面台等については、本体に連なる排水管部分のみを給排水設備に含み、本体そのものは給排水設備に含みません。以下同様とします。）の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または被保険者以外の者が占有する戸室もしくは場所で生じた漏水、放水等による水濡れ。ただし、次の損失を除きます。

ア、（2）の事故による損害を受けた結果生じた損失
イ、給排水設備自体に損害を受けた結果生じた損失

⑥ 騒擾およびこれに類似の集団行動（群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、次条（2）①の暴動に至らないものをいいます。）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

⑦ 盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。以下同様とします。）

（2）当会社は、次のいずれかに該当する事故によってこの特約の保険の対象について生じた損害（風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が次のいずれかに該当する事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。なお、「建物または屋外設備・装置の外側の部分」とは、建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。）を受けた結果生じた損失に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

① 風災（台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。）

② 雪災

③ 雪災（豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩等をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）

④ 水災（台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。）

（3）当会社は、次に掲げる事故による損失に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

① 施設における食物中毒（以下「食中毒」といいます。）の発生、または施設において製造、加工、卸売、販売もしくは提供を行った食料品に起因する食物中毒の発生。ただし、食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限りません。

② 施設が食中毒の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における行政機関による措置の実施

（4）当会社は、次に掲げる事故による損失に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

① 施設における別表1に掲げる感染症の発生。ただし、感染症の予防及び感染

症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づき都道府県知事等に医師から届出のあったものに限りです。

- ② 施設が別表1に掲げる感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における行政機関による措置の実施

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、この特約においては、次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業によって生じた損害。ただし、これらの作業によって前条の事故が生じた場合を除きます。
- ④ 保険契約者または被保険者が所有（所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。）または運転（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。）する車両またはその積載物の衝突または接触によって生じた損害
- ⑤ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- ⑥ 次のいずれかの事故の際における保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
ア、前条（1）①から⑥までまたは（2）の事故
イ、（2）②に規定する事由によって生じた事故
- ⑦ 万引その他次の行為のいずれもすることなく行われた盗難によって生じた損害
ア、保険の対象が所在する建物、戸室等への不法侵入
イ、暴行または脅迫
- ⑧ 冷凍（冷蔵）装置または設備の破壊・変調または機能停止によって起こった温度変化によって生じた損害。ただし、前条（3）に該当する事故の場合を除きます。
- ⑨ 保険の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難による損害
- ⑩ 前条（2）①から③までの事故によって、別表2に掲げる物について生じた損害
- ⑪ 風、雨、雪、雹または砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害。ただし、建物または屋外設備・装置の外側の部分（建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。）が前条（2）①から③までの事故によって破壊し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害である場合を除きます。

（2）当会社は、この特約においては、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）を受けた結果生じた損失に対しては、保険金を

支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（3）当会社は、この特約においては、次のいずれかに該当する事由によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 国または公共機関による法令等の規制。ただし、前条（3）または（4）に該当する事故の場合を除きます。
- ② 保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害

（4）当会社は、この特約においては、次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた損失に対しては、前条の事故による場合を除き、保険金を支払いません。

- ① 電気的事故による炭化または熔融の損害
- ② 発酵または自然発熱の損害
- ③ 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
- ④ 亀裂、変形その他これらに類似の損害

（5）当会社は、この特約においては、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（前条の事故が生じた場合は、次のいずれかに該当する損害に限りです。）を受けた結果生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含み、保険の対象が建物または屋外設備・装置の場合は、屋根材等のずれや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ③ ねずみ食い、虫食い等

（6）当会社は、この特約においては、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害（保険の対象が建物または屋外設備・装置の場合は、機能の喪失または低下を伴わない雨樋や塀のゆがみ等を含みます。）を受けた結果生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

（7）当会社は、この特約においては、被保険者が営業を行う敷地内に所在する汽器（化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するもの（熱交換器、クーラ、コンデンサ、ブローンがま、蒸留器、塔類、加熱炉および反応器等が1作業設備・装置の中に含まれていて、機構上分離できないものをいいます。）、ボイラ、蒸気タービン、ガスタービン、蒸気機関、内燃機関、油圧機、水圧機等（これらの付属装置を含み、汽器およびボイラのうち、法令による定期検査または性能検査を必要としないものを除きます。）、の破裂または爆発によりその機器が損害（その機器の外部で生じた破裂または爆発による損害およびその機器の外部で生じた火災によりその機器に生じた破裂または爆発による損害については除きます。）を受けた結果生じた損失に対しては、保険金を支払いません。この場合において、「ボイラ」（炉および煙道の構成部分を含みます。）、「汽器」とは、密閉した容器または管内で水を熱し、温水または水蒸気を他へ供給またはこれを受け入れる装置およびこれらの付属装置であって、蒸気缶、温水缶、エコノマイザ、貯湯槽、水蒸気の蒸

気だめ、水蒸気による蒸発器、蒸缶、蓄熱器および蒸気管、給湯管を含みます。

(8) 当会社は、前条の事故を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

(9) 当会社は、この保険契約の保険期間の開始日の翌日から起算して14日以内に発生した前条(4)の事故による損失に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約が継続契約に該当する場合を除きます。

(10) 当会社は、休業損失補償特約付保険契約に施設が追加された場合は、施設が追加された日の翌日から14日以内にその追加された施設で発生した前条(4)の事故による損失に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この特約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物または屋外設備・装置（以下「建物等」といいます。）およびこれらの所在する敷地内にある被保険者の占有する物件とします。
- (2) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。）
 - ② 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ③ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ④ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
 - ⑤ 損害が生じた地および時において、法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
 - ⑥ 動物、植物等の生物。ただし、生垣を除きます。
- (3) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれるものとします。
- ① 保険証券記載の建物等のうち、他人が占有する部分
 - ② 保険証券記載の建物等に隣接するアーケード（屋根おおいのある通路およびその屋根おおいをいいます。以下同様とします。）またはそのアーケードに面する建物等
 - ③ 保険証券記載の建物等へ通じる袋小路およびそれに面する建物等
- (4) 保険証券記載の建物等と配管または配線により接続している次に掲げる事業者の占有する電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で次に掲げる事業者の占有するものは、保険の対象に含まれるものとします。ただし、日本国内に所在しない物を除きます。
- ① 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者
 - ② ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者
 - ③ 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者
 - ④ 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者
 - ⑤ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者

第5条（被保険者）

この特約の被保険者は、保険契約者としてします。

第6条（保険金の支払額）

- (1) 当会社がこの特約において支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の①および②によって算出した損失の額の合計額とします。
- ① 保険金額に休業日数を乗じて得た額。ただし、復旧期間内の売上減少高に支払限度率を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた残額を限度とします。
 - ② 休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用（損害を受けた保険の対象を復旧するために通常要する費用およびこの特約が付帯された普

通保険約款の規定により当会社が負担するべき損害防止費用を含みません。以下「休業日数短縮費用」といいます。）の額。ただし、休業日数短縮費用の支出によって減少させることができた休業日数に保険金額を乗じて得た額を限度とします。

- (2) 第2条（保険金を支払う場合）(2)の事故により損害を受けた結果生じた損失に対して保険金を支払う場合には、復旧期間から、その事故の発生した日を含む最初の3日間を控除した残りの日数内の休業日数により(1)の規定に従い、保険金を算出するものとします。
- (3) 第4条（保険の対象の範囲）(4)の保険の対象が損害を受けた結果生じた損失に対して保険金を支払う場合には、復旧期間から、その事故の発生した日を含む最初の3日間を控除した残りの日数内の休業日数により(1)の規定に従い、保険金を算出するものとします。
- (4) 第2条（保険金を支払う場合）(4)の事故による損失に対して保険金を支払う場合には、1回の事故につき、500万円を限度とし、(1)の規定に従い、保険金を算出するものとします。
- (5) 第2条（保険金を支払う場合）(4)の事故が同一の施設において1契約年度中に2回以上生じた場合、当会社が同条(4)の事故による損失に対して支払う保険金の額は、1つの施設につき契約年度ごとに通算して500万円を限度とします。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等（この保険契約における保険の対象と同一の建物等および敷地内に所在する被保険者が占有する物件について締結された第2条（保険金を支払う場合）の損失を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、第6条（保険金の支払額）に規定する損失の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

第6条（保険金の支払額）に規定する損失の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第8条（営業の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が営業を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの特約に関する権利および義務を営業の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、営業の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第10条（特約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、営業が譲渡された時に営業の譲受人に移転します。

第9条（保険の対象の調査）

当会社は、いつでも保険の対象（ただし、第4条（保険の対象の範囲）(3)および(4)に規定するものを除きます。）またはこれらの所在する敷地内を調査し、または被保険者の保管する帳簿その他の書類の閲覧を求めることができます。

第10条（特約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時にこの特約は効力を失います。
- ① 営業を廃止した場合
 - ② 営業を譲渡した場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれに

ついて、（１）の規定を適用します。

第11条（事故の通知）

- （１）保険契約者または被保険者は、保険の対象について損失の原因となる事故が発生したことを知った場合は、事故発生の実事ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- （２）事故が発生した場合は、当会社は、事故が発生した保険の対象もしくは敷地内を調査し、または被保険者の保管する帳簿その他の書類を閲覧することができます。
- （３）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（１）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（損害および損失防止義務ならびに損失防止費用）

- （１）保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害および損失の発生ならびに拡大の防止に努めなければなりません。
- （２）（１）の場合において、保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）（１）①から③までの事故による損失の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないとき（第6条（保険金の支払額）（２）または（３）の場合において、復旧期間からその事故の発生した日を含む最初の3日間を控除した残りの日数内の休業日数としたために保険金が支払われないときは除きます。）を除き、当会社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。
- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - ② 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます。）の修理費用または再取得費用
 - ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。）
- （３）保険契約者および被保険者が正当な理由がなく（１）に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損失の額とみなします。

$$\begin{array}{rcl} \text{第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害を受けた結果生じた損失の額} & \text{—} & \text{損失の発生または拡大を防止することができたと認められる額} & \text{=} & \text{損失の額} \end{array}$$

- （４）第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定は、（２）に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第7条の規定中「第6条（保険金の支払額）に規定する損失の額」とあるのは「第12条（損害および損失防止義務ならびに損失防止費用）（２）によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。

第13条（保険金の請求）

- （１）当会社に対する保険金請求権は、復旧期間が終了した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- （２）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 当会社所定の保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社所定の損害状況報告書
 - ④ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑤ 当会社所定の事故損失申告書
 - ⑥ 事故が発生する前の決算書類およびこれに代わるべき書類

- ⑦ その他当会社が次条（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、この特約が付帯された普通保険約款および他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款の規定中「損害」とあるのは「損失」と読み替えるものとし

別表1 対象となる感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、バスト、マールブルグ病、ラッサ熱
急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSCORONAウイルスであるものに限ります。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1またはH7N9であるものに限ります。）
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

別表2 風災・雹災・雪災における除外物件

1. 仮設の建物（年間の使用期間が3か月以下のものに限ります。）およびこれに収容される動産
2. ゴルフネット（ボールを含みます。）
3. 建築中の屋外設備・装置
4. 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置
5. 海上に所在する建物およびこれに収容される動産ならびに設備・装置
6. 屋外にある原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材

46. 借家人賠償責任補償特約

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
貸主	転貸人を含みます。
給排水設備	水道管、排水管、貯水タンク、給水タンク、トイレの水洗用の設備、雨樋、浄化槽、スプリンクラー設備および装置、スノーダクト（屋根の積雪を熱で融かして排水する設備）等をいいます（常設されておらずその都度排水の用に供する排水ホースの類を除きます。）。（注） （注）流し台、風呂槽、洗濯機、血洗器および洗面台等については、本体に連なる排水管部分のみを給排水設備に含み、本体そのものは給排水設備に含みません。

借戸室	被保険者が借用または使用する保険証券記載の建物（注１）の戸室（注２）をいい、次に掲げる物のうちその建物の所有者の所有するものを含みます。 ① 畳、建具その他これらに類する物 ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの （注１）一戸建を含みます。 （注２）敷地内に所在する床面積が66㎡未満の物置、車庫その他の付属建物を含みます。
修理費用	借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
損壊	滅失（注）、汚損または損壊をいいます。 （注）紛失、盗取および詐欺は含みません。
他の保険契約等	次の契約をいいます。 ① 第２章借家人賠償責任条項においては、第２章借家人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約 ② 第３章修理費用条項においては、修理費用を補償する他の保険契約または共済契約
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
保険金	次の保険金をいいます。 ① 第２章借家人賠償責任条項においては、第２章借家人賠償責任条項における保険金 ② 第３章修理費用条項においては、修理費用保険金
保険金額	次の保険金額をいいます。 ① 第２章借家人賠償責任条項においては、保険証券記載のこの特約の保険金額 ② 第３章修理費用条項においては、3,000千円
免責金額	保険金の支払額の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額であって、次の額をいいます。被保険者の自己負担となります。 ① 第２章借家人賠償責任条項においては、保険証券記載のこの特約の免責金額（注） ② 第３章修理費用条項においては、3,000円 （注）保険証券に記載がない場合は0円とします。

第２章 借家人賠償責任条項

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかの事故（注１）により、借戸室の損壊について、被保険者がその貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害（注２）に対して、この章、第４章基本条項および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 破裂または爆発
- （注１）以下この章および第４章基本条項において「事故」といいます。
- （注２）以下この章および第４章基本条項において「損害」といいます。

第２条（保険金を支払わない場合）

- （１）当会社は、借戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（注１）またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 被保険者の心神喪失
 - ③ 借戸室の改築、増築、取壊し等の工事、ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注２）
 - ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑥ 核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑦ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ 環境汚染（注５）に起因する事故
 - ⑨ ④から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- （注１）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注２）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注３）使用済燃料を含みます。
- （注４）原子核分裂生成物を含みます。
- （注５）流出、溢出（溢れ出ることをいいます。）もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ借戸室の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。
- （２）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者と借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ② 被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任
- （３）当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注１）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 借戸室の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者、借戸室の所有者、借戸室の貸主またはこれらの者に代わって借戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
 - ② 借戸室の自然の消耗もしくは劣化（注２）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
 - ③ ねずみ食い、虫食い等
- （注１）前条の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。
- （注２）日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化および屋根材等のずれや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。
- （４）当会社は、借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損

であって、借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害（注）に対しては、保険金を支払いません。

（注）機能の喪失または低下を伴わない雨樋のゆがみ等を含みます。

第3条（支払保険金の計算）

（１）１回の事故につき、当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\begin{array}{l} \text{被保険者が貸主に対して負担す} \\ \text{る法律上の損害賠償責任の額} \quad - \quad \text{免責金額} \quad = \quad \text{保険金の額} \\ \text{（注）} \end{array}$$

（注）判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、損害賠償金を支払うことにより、被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引きます。

（２）当会社は、（１）に定める保険金のほか、次条に規定する費用の全額を支払います。ただし、同条⑥の費用は、（１）に規定する損害賠償責任の額が保険金額を超える場合は、その保険金額の（１）の損害賠償責任の額に対する割合によってこれを支払います。

第4条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

費用の種類	費用の内容
① 損害防止費用	第4章基本条項第2条（事故発生時の義務）（１）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 求償権保全費用	第4章基本条項第2条（事故発生時の義務）（１）④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 緊急費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合、その手段を講じたことによって要した費用のうち、次の費用 ア. 緊急措置のために要した費用 イ. あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 示談交渉費用	被保険者が行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
⑤ 協力費用	第6条（当会社による解決）の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

（注）収入の喪失を含みません。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（１）他の保険契約等がある場合、当会社の支払う保険金の額は次に定める額とします。

- ① この章により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合
この保険契約の支払責任額（注）

② 他の保険契約等によりこの章に優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出したこの章により支払うべき保険金の額をいいます。

（２）（１）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第6条（当会社による解決）

被保険者が損害賠償請求権者から損害賠償の請求を受けた場合において、当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第7条（先取特権）

（１）損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第4条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

（２）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注１）
② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（１）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注２）
（注１）被保険者が賠償した金額を限度とします。
（注２）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（３）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（２）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（２）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）第4条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第3章 修理費用条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、次のいずれかの事故（注１）により、借戸室に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との契約に基づき、自己の費用で現実これを修理したときは、修理費用に対して、この特約に従い、修理費用保険金を支払います。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対し、被保険者が借戸室の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。

- ① 火災
② 落雷
③ 破裂または爆発
④ 借戸室の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または借戸室内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、次に掲げる事故は除きます。
ア. 雨、雪、あられ、砂塵、^{じん}粉塵、^{じん}粉塵、^{かい}煤煙その他これらに類する物の落下または

飛来

イ. 土砂崩れ（注2）

ウ. 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ（注2）・落石等の水災

エ. ⑦の事故

⑤ 給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた漏水、放水等による水濡れ。ただし、次の損害を除きます。

ア. ⑦の事故による損害

イ. 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ（注2）・落石等による損害

ウ. 給排水設備自体に生じた損害

⑥ 騒擾およびこれに類似の集団行動（注3）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

⑦ 風災（注4）、雹災または雪災（注5）。ただし、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、借用戸室の外側の部分（注6）が風災、雹災または雪災の事故によって破損し、その破損部分から借用戸室の内部に吹き込むことによって生じた損害に限りです。

⑧ 盗難（注7）

（注1）以下本章および第4章基本条項において「事故」といいます。

（注2）崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、次条（2）①の暴動に至らないものをいいます。

（注4）台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

（注5）豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

（注6）借用戸室の外壁、屋根、開口部等をいいます。

（注7）強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者、借用戸室の貸主（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害。ただし、借用戸室の外側の部分（注3）が前条⑦の事故によって破損し、その破損部分から借用戸室の内部に吹き込むことによって生じた損害については除きます。

（注1）保険契約者、被保険者または借用戸室の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）借用戸室の外壁、屋根、開口部等をいいます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

④ ③以外の放射線照射または放射能汚染

⑤ 環境汚染（注4）に起因する事故

⑥ ①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故（注5）

（注1）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。（注2）使用済燃料を含みます。

（注3）原子核分裂生成物を含みます。

（注4）流出、溢（あ）出（あ）（溢れ出ることをいいます。）もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壤中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ借用戸室の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。

（注5）これらの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合であっても同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

（3）当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。

① 借用戸室の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者、借用戸室の貸主またはこれらの者に代わって借用戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。

② 借用戸室の自然の消耗もしくは劣化（注2）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害

③ ねずみ食い、虫食い等

（注1）前条の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限りです。

（注2）日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化および屋根材等のずれや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。

（4）当会社は、借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害（注）に対しては、保険金を支払いません。

（注）機能の喪失または低下を伴わない雨樋のゆがみ等を含みます。

第3条（保険金支払の対象となる修理費用の範囲）

借用戸室を実際に修理した費用のうち、次のいずれかに該当するもの以外の修理費用とします。

① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の主要構造部

② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用戸室使用者の共同の利用に供せられるもの

第4条（修理費用保険金の支払額）

（1）当会社は、修理費用の額から1回の事故につき、免責金額を差し引いた残額を第1条（保険金を支払う場合）の修理費用保険金として支払います。ただし、保険金額を限度とします。

（2）（1）の場合において、当会社は、（1）の規定によって支払うべき修理費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、修理費用保険金を支払います。

第5条（他の保険契約等がある場合の修理費用保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合、当会社の支払う保険金の額は次に定める額とします。

- ① この章により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合
この保険契約の支払責任額（注）
- ② 他の保険契約等によりこの章に優先して保険金もしくは共済金が支払われる
場合または既に支払われた場合
修理費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合
計額を差し引いた額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度としま
す。
（注）他の保険契約等がないものとして算出したこの章により支払うべき保険金
の額をいいます。
- （2）（1）の修理費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適
用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第4章 基本条項

第1条（被保険者の範囲）

- （1）この特約における被保険者は、次の者をいいます。
 - ① 保険証券記載の借家人賠償責任補償特約の被保険者
 - ② ①の者が未成年者または責任無能力者である場合は、①の者の親権者、その
他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって①の者を監督する者（注）。
ただし、①の者に関する第2章借家人賠償責任条項の事故に限りです。
 - ③ 借戸室の賃借名義人が①の者と異なる場合は、その賃借名義人
（注）監督義務者に代わって①の者を監督する者は①の者の親族に限りです。
- （2）（1）の①の者と①の者以外の被保険者との関係性は、損害の原因となった事
故発生時におけるものをいいます。
- （3）（1）①として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合において
も、当会社は保険契約者または被保険者がその事由に基づく（1）①として指定さ
れた者の変更を当会社に申し出て、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更
が生じなかったものとして取り扱います。
- （4）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、こ
れによって保険金額および第3章修理費用条項第4条（修理費用保険金の支払額）
に定める支払限度額が増額されるものではありません。

第2条（事故発生時の義務）

- （1）保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次のこと
を履行しなければなりません。
 - ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
 - ③ 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。
 - ア、事故の状況、借戸室の貸主の住所および氏名または名称
 - イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合
は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
 - ④ 被保険者が他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、そ
の権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、そ
の全部または一部を承認しないこと。ただし、緊急措置を行う場合を除きます。
 - ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞な
く当会社に通知すること。
 - ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知す
ること。
 - ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを
求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協

力すること。

（注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、
その事実を含みます。

- （2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、
その通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と
異なることを告げた場合、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した
場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① （1）①の場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損
害の額
- ② （1）②、③、⑥から⑧までの場合は、それによって当会社が被った損害の
額
- ③ （1）④の場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得す
ることができたと認められる額
- ④ （1）⑤の場合は、損害賠償責任がないと認められる額
（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第3条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使す
ることができるものとします。
 - ① 第2章借家人賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害
賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額について、被保険者と損害賠償
請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書
面による合意が成立した時
 - ② 第3章修理費用条項に係る保険金の請求に関しては、第3章修理費用条項第
1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が生じた場合において、被保険者
がその貸主との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理した時
- （2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会
社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 第2章借家人賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害
賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額を示す示談書および損害賠償金
の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ④ 第3章修理費用条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が修理費用を
負担することについて借戸室の貸主との間で約定されていることを示す書類
 - ⑤ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注
1）および被害が生じた物の写真（注2）
 - ⑥ その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くこと
のできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等
において定めたもの
（注1）既に支払がなされた場合はその領収書とします。
（注2）画像データを含みます。
- （3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受
けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を
示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保
険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない
事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険
金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の

3親等内の親族

(注) この(3)においては、法律上の配偶者に限ります。

(4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5)当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第4条（保険金の支払時期）

(1)当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）、事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）時価額を含みます。

(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

いものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第5条（時効）

保険金請求権は、第3条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第6条（代位）

(1)損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2)(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3)保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第7条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- (1)この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2)この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。
- (3)この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。

第8条（重大事由解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款の重大事由による解除に関する規定を、次のとおり読み替えてこの特約に適用します。

- (1)当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) 当会社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
- (注) 被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款の保険契約解除の効力に関する規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

47. 個人賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失(注)、汚損または損傷をいい、これらに起因するその財物の使用不能損害を含みます。 (注) 紛失、盗難および詐欺を含みません。
住宅	本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
他人	第3条（被保険者の範囲）に定める被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	保険金の支払額の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載のこの特約の免責金額(注)をいいます。被保険者の自己負担となります。 (注) 保険証券に記載がない場合は0円とします。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、日本国内において生じた次のいずれかの事故(注1)により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害(注2)に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
 - ② 被保険者の日常生活(注3)に起因する偶然な事故
- (注1) 以下この特約において「事故」といいます。
(注2) 以下この特約において「損害」といいます。
(注3) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、次の者をいいます。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(注1)。ただし、本人に関する事故に限りします。
- ⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りします。(注1) 監督義務者に代わって本人を監督する者は本人の親族に限りします。(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限りします。

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との関係性は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(3) (1)の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当会社は保険契約者または被保険者がその事由に基づく本人の変更を当会社に申し出て、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

第4条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第7条（保険金の支払額）に定める保険金額が増額されるものではありません。

第5条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金

を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類
似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注
4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 環境汚染（注5）に起因する事故
- ⑦ ②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に
基づいて生じた事故

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を
執行するその他の機関をいいます。

（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区にお
いて著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

（注5）流出、溢（あふ）出（漏れ）ることをいいます。）もしくは漏出し、または排出
された汚染物質が、地表もしくは土壤中、大気中または海、河川、湖沼、地下
水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生す
るおそれがある状態をいいます。

第6条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担すること
によって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務（注1）遂行に直接起因する損害賠償責任（注2）
- ② 専ら被保険者の職務（注1）の用に供される動産または不動産（注3）の所
有、使用または管理に起因する損害賠償責任（注2）
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害
に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に
対する損害賠償責任を除きます。
- ⑤ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、
その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき
正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、区分所有建物
の共用部分について他の区分所有者に対して負担する損害賠償責任を除きま
す。
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責
任
- ⑨ 航空機、船舶・車両（注4）または銃器（注5）の所有、使用または管理に
起因する損害賠償責任

（注1）職務にはアルバイトおよびインターンシップを含みます。なお、アルバ
イトとは、一時的、臨時的に収入を得るために行う仕事または勉学と両立させ
る形で行う仕事をいいます。また、インターンシップとは在学中に自らの専攻、
将来のキャリアに関連した企業等内での就業体験を行うことをいい、各種免許
交付または資格付与の条件として法令に定められている実習、実地修練、実技
または就業等を除きます。

（注2）被保険者がゴルフの競技または指導を職業としている者以外の場合は、
ゴルフの練習、競技または指導（注6）中に生じた偶然な事故に起因する損害
賠償責任を除きます。

（注3）住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含
みます。

（注4）船舶・車両には、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、身体障害者用
車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません。

（注5）空気銃を除きます。

（注6）ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われ
る更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

第7条（保険金の支払額）

（1）1回の事故につき、当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した
額とします。ただし、保険金額を限度とします。

被保険者が被害者に対し
て負担する法律上の損害
賠償責任の額（注）

－

免責金額

=

保険金の額

（注）判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含
み、損害賠償金を支払うことにより、被保険者が代位取得するものがある場合
は、その価額を差し引きます。

（2）当会社は、（1）に定める保険金のほか、次条に規定する費用の全額を支払い
ます。ただし、同条⑥の費用は、（1）に規定する損害賠償責任の額が保険金額を
超える場合は、その保険金額の（1）の損害賠償責任の額に対する割合によってこ
れを支払います。

第8条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみ
なします。

費用の種類	費用の内容
① 損害防止費用	第11条（事故発生時の義務）（1）①に規定する損害の発 生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 求償権保全費用	第11条（1）④に規定する権利の保全または行使に必要な 手続をするために要した費用
③ 緊急費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認 められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないこと が判明した場合、その手段を講じたことによって要した費用 のうち、次の費用 ア．応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のため に要した費用 イ．あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 示談交渉費用	被保険者が行う折衝または示談について被保険者が当会社 の同意を得て支出した費用
⑤ 協力費用	第10条（当会社による解決）の規定により被保険者が当 会社に協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費 用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用また はその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために 要した費用

（注）収入の喪失を含みません。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合、当会社の支払う保険金の額は次に定める額としま

す。

- ① この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合
この保険契約の支払責任額（注）
- ② 他の保険契約等によりこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。
（注）他の保険契約等がないものとして算出したこの特約により支払うべき保険金の額をいいます。
- （２）（１）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条（当会社による解決）

被保険者が損害賠償請求権者から損害賠償の請求を受けた場合、当会社は、必要と認めたとき、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第11条（事故発生時の義務）

- （１）保険契約者または被保険者は、事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
 - ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
 - ③ 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。
ア、事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
 - ④ 他人に損害賠償の請求（注１）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
 - ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、当会社に通知すること。
 - ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注２）について、遅滞なく、当会社に通知すること。
 - ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
（注１）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
（注２）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
- （２）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（１）の規定に違反した場合、その通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① （１）①の場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② （１）②、③、⑥から⑧までの場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ （１）④の場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額

- ④ （１）⑤の場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第12条（先取特権）

- （１）損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
（注）第8条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。
- （２）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注１）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（１）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注２）
（注１）被保険者が賠償した金額を限度とします。
（注２）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- （３）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（２）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（２）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
（注）第8条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条（保険金の請求）

- （１）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- （２）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ④ 他人の身体の障害に対する損害賠償責任に係る保険金の請求に関しては、次の書類または証拠
ア、被害者の死亡に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
イ、被害者の後遺障害に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
ウ、被害者の傷害または疾病に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑤ 他人の財物の損壊に対する損害賠償責任に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注１）および被害が生じた物の写真（注２）
 - ⑥ その他当会社が次条（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くこと

のできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 画像データを含みます。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条(保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、被害者の治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項(注)被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4)(1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第15条(時効)

保険金請求権は、第13条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第16条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第17条(この特約が付帯された保険契約との関係)

(1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

(2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

(3) この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。

第18条(重大事由の解除に関する特則)

当会社は、この特約が①に掲げる普通保険約款に付帯される場合、その普通保険約款の①に掲げる規定を②のとおり読み替えてこの特約に適用します。

① 読み替える規定

普通保険約款	読み替える規定
火災保険普通保険約款（一般物件用）または火災保険普通保険約款（工場物件用）	第18条（重大事由による解除）
住宅火災保険普通保険約款	第18条（重大事由による解除）
店舗総合保険普通保険約款	第25条（重大事由による解除）
家庭総合保険普通保険約款	基本条項第13条（重大事由による解除）

② 読み替え内容

- （１）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社はこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- （注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- （２）当会社は、被保険者が（１）③アからウまでまたはオのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。
- （注）被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。
- （３）（１）または（２）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、保険契約解除の効力に関する規定にかかわらず、（１）①から④までの事由または（２）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （４）保険契約者または被保険者が（１）③アからオまでのいずれかに該当することにより（１）または（２）の規定による解除がなされた場合には、（３）の規定は、次の損害については適用しません。
- ① （１）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② （１）③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第19条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通

保険約款および他の特約の規定を準用します。

48. 店舗賠償責任補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が日本国内において発生した次のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）により、他人（被保険者以外の者をいいます。以下同様とします。）の身体の障害（この特約においては、人の身体の傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。また、保険期間中に発生したものに限ります。）または他人の財物の損壊（この特約においては、財物の滅失、損傷または汚損をいい、紛失、盗取および詐欺は含みません。また、保険期間中に発生したものに限ります。）に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害（以下「損害」といいます。）を被った場合は、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの特約に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する施設（この特約が付帯された保険契約の保険の対象もしくは保険の対象を収容する建物またはその建物に収容される動産で、保険証券記載の業務の用に供される部分および物をいいます。以下「施設」といいます。）に起因する偶然な事故
- ② 施設の用法に伴う保険証券記載の業務の遂行に起因する偶然な事故

第2条（保険金を支払わない場合）

- （１）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下④において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- （２）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ② 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ④ 排水または排気（煙を含みます。）によって生じた損害賠償責任
 - ⑤ 給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から漏出または溢出（溢れ出すことをいいます。）する蒸気、水その他内容物による財物の損壊に起因する損害賠償責任
 - ⑥ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
 - ⑦ 施設の修理、改造、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、販売もしくは鑑定または化粧等の美容に起因する損害賠償責任
 - ⑨ エレベーター、エスカレーター、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律

- 第185号)第2条(定義)第3項に定める原動機付自転車を含みます。)または施設外における車両(原動力が専ら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑩ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ⑪ 業務を完了した後(業務の目的物の引き渡しを要する場合は、引き渡した後)または業務を放棄した後に、その業務の結果に起因して生じた損害賠償責任
- ⑫ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- (3)当会社は、直接であると間接であると問わず、次のいずれかに起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他石綿と同種の有害な特性

第3条(損害の範囲)

当会社が保険金として支払うべき損害の範囲は、被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金(損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物がある場合は、その価額を差し引きます。)および次条に規定する費用とします。

第4条(費用)

- 保険契約者または被保険者が支出した次の費用(収入の喪失を含みません。)は、これを損害の一部とみなします。
- ① 第7条(事故発生時の義務)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 第7条(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第8条(当会社による解決)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
- ⑤ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

第5条(支払保険金の計算)

- (1)1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額(以下「保険金額」といいます。)を限度とします。

$$\begin{array}{rcl} \text{第3条(損害の範囲)} \\ \text{に規定する損害賠償金} & - & \text{免責金額} \\ \text{の額} & & \text{0円} \end{array} = \text{保険金の額}$$

- (2)当会社は、(1)に定める保険金のほか、前条に規定する費用の全額を支払います。ただし、同条⑤の費用は、第3条(損害の範囲)に規定する損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、その保険金額の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1)第1条(保険金を支払う場合)の損害を補償する他の保険契約または共済契約(以下「他の保険契約等」といいます。)がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- (3)(2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条(事故発生時の義務)

- (1)保険契約者または被保険者は、第1条(保険金を支払う場合)の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。
- ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
- イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
- ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 他人に損害賠償の請求(共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下同様とします。)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容(既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。)について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1)①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② (1)②、③、⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ (1)④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ (1)⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (3)次のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、(1)③の通知において事実と異なることを告げた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合

第8条（当会社による解決）

被保険者が損害賠償請求権者から損害賠償の請求を受けた場合において、当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができま。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第9条（先取特権）

- （1）損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（第4条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。
- （2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（被保険者が賠償した金額を限度とします。）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。）
- （3）保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第10条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行することができるものとします。
- （2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ④ 他人の身体の障害に対する損害賠償責任に係る保険金の請求に関しては、次の書類または証拠
ア、被害者の死亡に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
イ、被害者の後遺障害に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
ウ、被害者の傷害または疾病に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑤ 他人の財物の損壊に対する損害賠償責任に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合はその領収書とします。）および被害が生じた物の写真（画

像データを含みます。）

- ⑥ その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- （3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注）この（3）においては、法律上の配偶者に限ります。
- （4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- （5）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （6）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（保険金の支払時期）

- （1）当会社は、被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日（以下「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（時価額を含みます。）、事故と損害との関係、被害者の治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終るべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ② （1）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

- ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2)の期間に算入しないものとします。

第12条(時効)

保険金請求権は、第10条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第13条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(共同不法行為の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第14条(この特約が付帯された保険契約との関係)

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。
- (3) この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。

第15条(重大事由解除に関する特則)

当社は、普通約款の重大事由による解除に関する規定を、次のとおり読み替えてこの特約に適用します。

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下③において同様とします。)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当社は、被保険者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。)を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1) または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
 - ① (1) ③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (1) ③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第16条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通約款および他の特約の規定を準用します。

49. 賠償事故解決に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険金額	第2条(賠償事故の範囲)に掲げる補償条項および特約の規定に基づく損害ごとに、それぞれ保険証券記載のものまたはこの特約が付帯された補償条項および特約で定められたものをいいます。

免責金額	第2条（賠償事故の範囲）に掲げる補償条項および特約の規定に基づく損害ごとに、それぞれ保険証券記載のものまたはこの特約が付帯された補償条項および特約で定められたものをいいます。
------	---

第2条（賠償事故の範囲）

この特約における賠償事故とは、次に掲げる補償条項および特約において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して当会社が保険金を支払うことを定めた場合のその損害の原因となる事故をいいます。

個人賠償責任補償特約、個人賠償責任保険包括契約に関する特約

第3条（当会社による援助）

（1）当会社は、この特約により、被保険者が日本国内において発生した賠償事故（注1）にかかわる損害賠償の請求を受けた場合は、被保険者の負担する法律上の賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注2）について協力または援助を行います。

（注1）被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。以下この特約において同様とします。

（注2）弁護士を選任を含みます。

（2）（1）に規定する協力または援助は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

第4条（当会社による解決）

（1）被保険者が日本国内において発生した賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注）を行います。

（注）弁護士を選任を含みます。

（2）（1）の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

（3）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、（1）の規定は適用しません。

- ① 1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が、当会社と日本国内で直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が（2）に規定する協力を拒んだ場合
- ④ 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回る場合

（4）（1）に規定する折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注）は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

（注）弁護士を選任を含みます。

第5条（損害賠償請求権者の直接請求）

（1）日本国内において発生した賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して（3）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき、当会社が賠償事故

について被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと

（注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

（3）この特約において損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	－	免責金額	=	損害賠償額
-----------------------------------	---	--------------------------------	---	------	---	-------

（4）損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

（5）（2）または（7）の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

（6）1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注）が保険金額を超えること認められる時以後、損害賠償請求権者は（1）の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は（2）の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

① （2）の④のいずれかに規定する事実があった場合

② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合

③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

（注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

（7）（6）の②または③のいずれかに該当する場合は、（2）の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社が賠償事故について被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。

（注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第6条（損害賠償額の請求および支払）

（1）損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 損害賠償額の請求書

② 死亡に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利

益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

- ③ 後遺障害に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ④ 傷害または疾病に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑥ 他人の財物の損壊に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注１）および被害が生じた物の写真（注２）
 - ⑦ その他当社が（４）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として、保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- （注１）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注２）画像データを含みます。

（２）損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする３親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注）または②以外の３親等内の親族

（注）この（２）においては、法律上の配偶者に限ります。

（３）（２）の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

（４）当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、（１）に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（５）損害賠償請求権者が、正当な理由がなく（４）の規定に違反した場合または（１）、（２）もしくは（４）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

（６）当社は、前条（２）または（６）のいずれかに該当する場合は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定

める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項（注）損害賠償請求権者が（１）および（２）の規定による手続を完了した日をいいます。

（７）（６）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、（６）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次に掲げる日数（注２）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

- ① （６）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会（注３） 180日
- ② （６）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ （６）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（６）の事項の確認のための調査 60日
- ⑤ （６）の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注１）損害賠償請求権者が（１）および（２）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（８）（６）および（７）に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）は、これにより確認が遅延した期間については、（６）または（７）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第7条（仮払金および供託金の貸付け等）

（１）第3条（当社による援助）または第4条（当社による解決）（１）の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当社は、１回の事故につき、保険金額（注）の範囲内で、次のいずれかの貸付けまたは供託を行います。

- ① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け
 - ② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当社の名による供託
 - ③ ②の供託金の、その供託金に付されると同率の利息による被保険者への貸付け
- （注）同一の事故につき既に当社が支払った保険金または第5条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

（２）（１）の③により当社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当社のために供託金（注）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

（注）利息を含みます。

（３）（１）の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、次の①または②の規定は、その貸付金または供託金（注）を既に支払った保険金とみなして適用します。

- ① 第5条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）のただし書
- ② 第5条（7）のただし書
- （注）利息を含みます。
- （4）（1）の供託金（注1）が第三者に還付された場合は、その還付された供託金（注1）の限度で、（1）の当会社の名による供託金（注1）または貸付金（注2）が保険金として支払われたものとみなします。
- （注1）利息を含みます。
- （注2）利息を含みます。
- （5）第2条（賠償事故の範囲）に掲げる補償条項および特約の保険金の請求に関する規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、（1）の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第8条（損害賠償請求権の行使期限）

第5条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合は、これを行行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款および特約の規定を準用します。

50. 電車等運行不能に対する賠償責任追加補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布（注）のみに起因するものを除きます。 （注）特定の者への伝達を含みます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス（注）をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバールフト等座席装置のないリフト等は除きます。 （注）専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
事故	賠償責任補償に関する特約等で規定する事故をいいます。
賠償責任補償に関する特約等	第2条（賠償責任補償に関する特約等）に掲げる補償条項および特約をいいます。

第2条（賠償責任補償に関する特約等）

この特約において、賠償責任補償に関する特約等とは、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う次に掲げる補償条項および特約をいいます。

個人賠償責任補償特約、個人賠償責任保険包括契約に関する特約

第3条（保険金を支払う場合）

この特約により、賠償責任補償に関する特約等で規定する損害に、日本国内において生じた事故により軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を含みます。

第4条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故により軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能が発生したことを知った場合は、賠償責任補償に関する特約等に規定する事故発生時の義務を履行しなければなりません。

第5条（保険金または損害賠償額の請求）

- （1）第3条（保険金を支払う場合）に定める損害について、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、賠償責任補償に関する特約等に定める保険金の請求に必要な書類または証拠のほか、当会社の求めに応じて、損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類を提出しなければなりません。
- （2）第3条（保険金を支払う場合）に定める損害について、賠償事故解決に関する特約に基づき、損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、同特約に定める損害賠償額の請求に必要な書類または証拠のほか、当会社の求めに応じて、損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類を提出しなければなりません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款および特約の規定を準用します。

51. 受託品に対する賠償責任追加補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物	賠償責任補償に関する特約等で規定する財物をいいます。
事故	賠償責任補償に関する特約等で規定する事故をいいます。
受託品	被保険者が日本国内において他人（注）から受託した財物のうち、被保険者が使用または管理する動産をいいます。ただし、不動産に付随して受託され、かつ、不動産に備え付けられた動産を除きます。 （注）賠償責任補償に関する特約等で規定する他人に限りま。
受託品の損壊	受託品の滅失（注）、汚損または損傷をいい、これらに起因するその受託品の使用不能損害を含みます。 （注）紛失、盗難および詐欺を含みません。
賠償責任補償に関する特約等	第2条（賠償責任補償に関する特約等）に掲げる補償条項および特約をいいます。
被保険者	賠償責任補償に関する特約等で規定する被保険者をいいます。

第2条（賠償責任補償に関する特約等）

この特約において、賠償責任補償に関する特約等とは、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う次に掲げる補償条項および特約をいいます。

個人賠償責任補償特約、個人賠償責任保険包括契約に関する特約

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、賠償責任補償に関する特約等で規定する損害に、日本国内において生じた事故により受託品の損壊または盗取について、その受託品につき正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合）

（1）この特約により、賠償責任補償に関する特約等で規定する保険金を支払わない場合について、下表の「読み替え前」欄の規定を「読み替え後」欄のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任	被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（注）について、その財物が受託品でない場合は、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 （注）賠償責任補償に関する特約等で規定する財物の損壊をいいます。

（2）当会社は、賠償責任補償に関する特約等に掲げる損害のほか、次のいずれかに該当する受託品の損壊または盗取によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 通貨、有価証券、預貯金証書（注1）、印紙、切手、小切手、手形、乗車券、電子マネーその他これらに準ずる物
- ② 定期券、クレジットカード、クーポン券、航空券、旅券その他これらに準ずる物
- ③ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ④ 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物
- ⑤ 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
- ⑥ 眼鏡、コンタクトレンズ、義歯、義肢その他これらに準ずる物
- ⑦ ハンググライダー、ウィンドサーフィン、サーフィン、パラセール、スキューバダイビング用具その他これらに準ずる物
- ⑧ 航空機および船舶・車両（注2）ならびにこれらの付属品
- ⑨ 動物、植物等の生物
- ⑩ 移動体通信端末機器および携帯式電子事務機器（注3）ならびにこれらの付属品
- ⑪ ドローンその他の無人航空機およびラジオコントロール模型ならびにこれらの付属品
- ⑫ 銃砲、刀剣その他これらに準ずる物
- ⑬ 公序良俗に反する物
- ⑭ 法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
- ⑮ 受託した地および時における受託品の価額が1個、1組または1対で100万円を超える物（注4）
- ⑯ 商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等
- ⑰ 業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
- ⑱ その他下欄記載の物

（注1）通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
（注2）船舶・車両には、ヨット、モーターボートおよびボートを含み、ゴルフ

場敷地内におけるゴルフ・カート、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません。

（注3）「移動体通信端末機器および携帯式電子事務機器」とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、フープロ、電子手帳等をいいます。

（注4）ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

（3）当会社は、次のいずれかに該当する事由による受託品に生じた事故について、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格（注1）を持たないで自動車等を運転している間
イ. 酒気を帯びて（注2）自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注3）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ③ 被保険者が受託品について、通常必要とされる取扱上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したこと。
- ④ 次の事由またはその他の自然の劣化消耗
ア. 受託品の自然の消耗、摩滅、劣化
イ. 受託品の性質による腐蝕、さび、かび、変色
ウ. 受託品のねずみ食いまたは虫食い等
- ⑤ 被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥
- ⑥ 差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合には、保険金を支払います。
- ⑦ 偶然な外来の事故に直接起因しない受託品の電氣的事故または機械的事故
- ⑧ 受託品の置き忘れまたは紛失
- ⑨ 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれ、あられまたは融雪水の浸入または吹き込み
- ⑩ 詐欺または横領

（注1）運転する地における法令によるものをいいます。

（注2）道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

（注3）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。

（4）当会社は、事故によって生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 受託品に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂、爆発が発生した場合を除きます。
- ② 受託品である液体の流出に起因する損害。ただし、その結果として他の受託品が損壊したことに起因する損害については、この規定は適用しません。
- ③ 受託品のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、受託品の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
- ④ 受託品のうち、楽器について次の事由が生じたことに起因する損害
ア. 弦（注）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、受託品の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
イ. 音色または音質の変化
（注）ピアノ線を含みます。

（5）当会社は、受託品の損壊または盗取について、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 受託品が権利者に返還された後に発見された受託品の事故に起因する損害賠償責任
- ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（注）
- （注）収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。
- （6）当社は、受託品が被保険者以外の者に転貸されている間に生じた事故については、保険金を支払いません。

第5条（事故発生時の義務）

- （1）保険契約者または被保険者は、事故により受託品の損壊または盗取が発生したことを知った場合は、賠償責任補償に関する特約等に定める事故発生時の義務とともに次のことを履行しなければなりません。
- ① 受託品の名称および損害状況を遅滞なく、当会社に通知すること。
- ② 受託品に盗難があった場合には、遅滞なく、警察に届け出ること。
- （2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく、（1）の規定に違反した場合、その通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、賠償責任補償に関する特約等に定める金額のほか、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条（保険金または損害賠償額の請求）

- （1）第3条（保険金を支払う場合）に定める損害について、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、賠償責任補償に関する特約等に定める保険金の請求に必要な書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 受託品の損壊または盗取に対する損害賠償責任に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）
- ② 盗難による損害の場合は警察署の盗難届出証明書
- （注1）既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- （注2）画像データを含みます。
- （2）第3条（保険金を支払う場合）に定める損害について、賠償事故解決に関する特約に基づき、損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、同特約に定める損害賠償額の請求に必要な書類または証拠のほか、当社の求めに応じて、損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類を提出しなければなりません。
- （3）当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（1）および（2）に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （4）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合は（1）から（3）までの書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（保険金の支払時期）

- 賠償責任補償に関する特約等に定める請求完了日には、被保険者が前条（1）の規定による手続を完了した日を含めるものとします。

第8条（準用規定）

- この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

別表 第4条（保険金を支払わない場合）（2）⑤の運動等

- 山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- （注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- （注2）グライダーおよび飛行船を除きます。
- （注3）職務として操縦する場合を除きます。
- （注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

52. 借家人賠償責任補償特約包括契約に関する特約

第1条（借戸室の範囲）

- この特約が付帯された保険契約において、借家人賠償責任補償特約（以下「借家賠特約」といいます。）第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に定める借戸室（以下「借戸室」といいます。）は、借家人賠償責任補償特約包括契約に関する特約明細書（以下「特約明細書」といいます。）の「借戸室の範囲」欄に記載された条件に合致する保険契約者の借用する全ての物件とします。ただし、別表の工場物件に該当する物件を除きます。

第2条（保険金額）

- 各借戸室についての借家賠特約第2章借家人賠償責任条項の保険金額は、特約明細書の「保険金額」欄（保険期間の中途において保険契約者が新たに借用した借戸室については、「自動補償の保険金額」欄）に記載された金額とし、同特約第3章修理費用条項の保険金額は、同特約第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に記載された金額とします。

第3条（保険責任期間）

- この特約による当社の保険責任の始期および終期は、次のとおりとします。ただし、第5条（通知）に定める通知書に記載された期間を超えないものとします。
- ① この保険契約の保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻をいいます。以下「有効期間の始期」といいます。）において保険契約者が借用している借戸室については、有効期間の始期から、その借戸室を借用しなくなった時またはこの保険契約の保険期間の末日の午後4時（以下「有効期間の終期」といいます。）のいずれか早い時まで
- ② 保険期間の中途において保険契約者が新たに借用した借戸室については、借用した時からその借戸室を借用しなくなった時または有効期間の終期のいずれか早い時まで

第4条（既存物件に関する保険料）

- （1）有効期間の始期に既に保険契約者が借用している借戸室については、保険契約者は有効期間の始期から有効期間の終期までに対応する保険料を、有効期間の始期までに当社に支払うものとします。
- （2）当社の保険責任が開始した後でも、（1）の保険料の領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（通知）

- この保険契約の締結後、第1条（借戸室の範囲）に定める借戸室を新たに借用した場合、または借戸室についての借家契約を解約した場合には、保険契約者は借用または解約のあった日の翌月末日までに所定の通知書により当社に通知しなければなりません。

第6条（追加物件の自動補償）

前条の新たに借用した借用戸室については、当会社への通知の手続きの完了前であっても、借用した日から翌月末日までの期間に限り、第2条（保険金額）に定める保険金額を限度とし、保険金を支払います。

第7条（保険料の精算）

第5条（通知）の場合において、当会社は保険期間満了後遅滞なく、各借用戸室が借用または解約された日から未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を請求または返還します。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款および借家賠特約の規定を準用します。

別表 工場物件

次の（１）、（２）または（３）の工場敷地内（注１）に所在する物件をいいます。

（１）（２）および（３）以外のもので次の①、②または③のいずれかに該当する工業上の作業（注２）（注３）を行う工場

① 工業上の作業に使用する動力の合計が50kW以上の設備を有するもの

② 工業上の作業に使用する電力（注４）の合計が100kW以上の設備を有するもの

③ 作業人員（注５）が常時50人以上のもの

（２）熱供給事業者が事業用として占有する熱発生所

（３）次の①、②または③のいずれかに該当する電力施設

① 電気事業者または鉄道事業者が事業用として占有する発電所、変電所または開閉所

② 自らの工業上の作業（注２）（注３）に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した発電所で、その最大出力が100kW以上のもの

③ 自らの工業上の作業（注２）（注３）に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した変電所で、その設備容量（主要変圧器の定格容量の合計）が100kVA以上のもの

（注１）工場敷地内とは、囲いの有無を問わず、工業上の作業（注２）（注３）を行う建物または屋外設備・装置が所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。この場合、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

（注２）工業上の作業とは次のものをいいます。

ア．製造または加工作業

イ．機械、器具類の修理または改造作業

ウ．廃棄物の再資源化作業（注６）

エ．その他次の作業

（ア） 鉱石、鉱油または天然ガスの採取作業

（イ） 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に規定する熱供給事業者（以下「熱供給事業者」といいます。）が事業用として占有する熱発生所において行う熱供給作業

（ウ） 電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する電気事業者（以下「電気事業者」といいます。）または鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に規定する鉄道事業者（以下「鉄道事業者」といいます。）が事業用として占有する発電所、変電所または開閉所において行う発電、変電または開閉作業

（エ） 電気事業者および鉄道事業者以外の者が、自らのア．イ．ウ．エ．（ア）、（イ）または下記（オ）の工業上の作業に使用するために、発電所または変電所として独立の敷地内を設けて行う発電または変電作業

（オ） 上記（ア）～（エ）以外の作業のうち、次の作業

α．動物のと畜または解体作業

β．蚕種の製作用業

γ．農産物のうち、豆または種子を選別する作業

δ．洗濯業者が行う衣服その他の洗濯作業

ε．ガス充てん業者が行うガスの充てん作業

φ．梱包業者または包装業者が行う物品の荷造または包装作業

g．石油精製工場敷地内外に所在し石油精製業者が占有する貯油所または石油輸出入業者、石油貯油業者もしくは石油卸売業者が占有する貯油所における石油および石油製品の貯蔵、混合調成および圧送作業

(注3) 工業上の作業には次の作業は含まれません。 ア. 研究または実験のための作業 イ. 学校または職業訓練所における教科のための作業 ウ. 生物の飼育、養殖または栽培作業 (注4) 工業上の作業に使用する電力とは、動力用でなく熱源等に使用する電力、例えば、電気炉、電熱、電気溶接、めっき、電気分解等に使用する電力をいいます。 (注5) 作業人員の計算は次のとおりとします。 ア. 交替制（2交替、3交替）により作業を行う場合は、1労働日（24時間）を通じ最も多いときの人員によります。 イ. 季節的な作業により作業人員に変動がある場合に限り、1年を通じ最も多い時の作業人員によります。 (注6) 廃棄物の再資源化作業とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する「廃棄物」および資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に規定する「使用済物品等」ならびに「副産物」のうち有用なものを再生資源または再生部品として使用可能な状態にすることをいいます。なお、再生資源には、熱を得るための燃料を含みます。
--

53. 長期保険保険料一括払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。	
用語	定義
住火約款	住宅火災保険普通保険約款をいいます。
店総約款	店舗総合保険普通保険約款をいいます。
普火約款	普火（一般）約款、普火（工場）約款および普火（倉庫）約款をいいます。
普火（一般）約款	火災保険普通保険約款（一般物件用）をいいます。
普火（工場）約款	火災保険普通保険約款（工場物件用）をいいます。
普火（倉庫）約款	火災保険普通保険約款（倉庫物件用）をいいます。
普通約款	この保険契約に適用される普通保険約款をいいます。

第2条（保険料の返還または請求－通知義務等の場合）

(1) この特約が付帯された普通約款の次の①の規定に掲げる事実が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、次の②に掲げる規定にかかわらず、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に対し、次の①の規定に掲げる事実が生じた時以降の期間に対応する当社の定める長期保険未経過料率（以下「未経過料率」といいます。）を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

① 保険料を変更するべき事実に関する規定
住火約款第10条（通知義務）(1)
店総約款第16条（通知義務）(1)
普火約款第9条（通知義務）(1)
② 普通約款における保険料の返還または請求に関する規定
住火約款第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)

店総約款第27条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)
普火約款第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)
(2) 保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、次に掲げる規定にかかわらず、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還または請求します。
住火約款第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)
店総約款第27条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)
普火約款第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)

第3条（保険料の返還－失効の場合）

保険契約が失効となる場合には、次に掲げる規定にかかわらず、当社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料（未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。）を返還します。

住火約款第21条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)
店総約款第28条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)
普火約款第21条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)

第4条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

この特約が付帯された普通約款の次の①に掲げる規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、次の②に掲げる規定にかかわらず、当社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還します。

① 将来に対する保険金額の調整規定
住火約款第16条（保険金額の調整）(2)
店総約款第23条（保険金額の調整）(2)
普火約款第16条（保険金額の調整）(2)
② 普通約款における保険料の返還または請求に関する規定
住火約款第23条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(2)
店総約款第30条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(2)
普火（一般）約款第23条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(2)
普火（工場）約款第23条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）
普火（倉庫）約款第23条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

第5条（保険料の返還－解除の場合）

普通約款の規定に従い当社が保険契約を解除した場合または保険契約者が保険契約を解除した場合には、次に掲げる規定にかかわらず、当社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対

応する未経過料率を乗じて計算した保険料（未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。）を返還します。

住火約款第24条（保険料の返還－解除の場合）
店総約款第31条（保険料の返還－解除の場合）
普火約款第24条（保険料の返還－解除の場合）

第6条（保険料の返還または請求－保険料または料率改定の場合）

この保険契約に適用されている保険料または料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第7条（保険料の返還－損害保険金を支払った場合）

普通約款の次に掲げる規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、この保険契約の終了の原因となった損害が生じた日の属する契約年度（注）を経過した以後の期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還します。

住火約款第32条（保険金支払後の保険契約）
店総約款第39条（保険金支払後の保険契約）
普火約款第32条（保険金支払後の保険契約）

（注）保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および他の特約の規定を準用します。

54. 長期保険保険料年払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約年度	保険期間の初日からその日を含めて計算して満1か年を1年目の契約年度といいます。以降、保険期間の初日の応当日から順次2年目の契約年度、3年目の契約年度となります。
年額保険料	この保険契約の各契約年度に対する保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約に従い、保険契約者が、年額保険料を、初年度については保険契約の締結と同時に、次年度以降については払込期日までに、払い込むことを承認します。

第3条（保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条の初年度の年額保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（次年度以降の年額保険料不払の場合の免責）

（1）当会社は、第2条（保険料の払込方法）の規定にかかわらず、次年度以降の年額保険料について、その年額保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込むことを怠った場合は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による

損害に対しては、保険金を支払いません。

（2）次年度以降の年額保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が

（1）の年額保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

（3）保険契約者が事故の発生の日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき次年度以降の年額保険料の払込みを怠っていた場合には、被保険者が保険金の支払を受ける前に、保険契約者は払込みを怠っていた年額保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

第5条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

（1）普通約款の告知義務に関する規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、告知事項（注）についての訂正の申出を当会社が承認し、かつ、保険料を変更する必要があるときは、普通約款の保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合に関する規定にかかわらず、当会社は、承認した日の属する契約年度末までの各契約年度の年額保険料の差額については、変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差額を返還または請求し、承認した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

（注）普通約款の告知義務に関する規定において、保険契約締結の際、保険契約申込書の記載事項を正確に告げなければならないとしている保険契約においては保険契約申込書の記載事項とします。

（2）普通約款の通知義務に関する規定における危険増加（注）が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通約款の保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合に関する規定にかかわらず、当会社は、危険増加（注）または危険の減少が生じた時の属する契約年度の年額保険料の差額については、保険契約者または被保険者の申出に基づく危険増加（注）または危険の減少が生じた時以降の期間に対して、次の規定に従い、返還または請求し、危険増加（注）または危険の減少が生じた時の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

① 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも高い場合は、その差額に対して、未経過期間に対する月割（1か月に満たない期間は1か月とします。以下同様とします。）をもって計算した保険料を請求します。

② 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも低い場合は、その差額に対して、既経過期間に対する月割をもって計算した保険料を差し引いた額を返還します。

（注）普通約款の通知義務に関する規定に定める事実の発生によってこの保険契約を解除することができる保険契約においてはその事実とします。

（3）当会社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

（4）（1）または（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、危険増加（注）が生じた場合における、その危険増加（注）が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。

（注）普通約款の通知義務に関する規定に定める事実の発生によってこの保険契約を解除することができる保険契約においてはその事実とします。

（6）（1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認す

る場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通約款の保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合に関する規定にかかわらず、当社は、承認した日の属する契約年度の年額保険料の差額については、(2)①および②の規定に従い、保険料を返還または請求し、承認した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

(7)(6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約に従い、保険金を支払います。

(8)(1)、(2)または(6)の年額保険料の差額について、当社が保険料を請求した場合は、保険契約者はその全額を一時に払い込まなければなりません。

第6条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

(1) 普通約款の保険契約締結の際における保険金額の調整に関する規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、保険契約者が超過部分についての保険契約の取り消しを請求した日の属する契約年度までの各契約年度については、変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差額を返還し、保険契約者が超過部分についての保険契約の取り消しを請求した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

(2) 普通約款の保険契約締結の後における保険金額の調整に関する規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、保険契約者が保険金額の減額を請求した日の属する契約年度の年額保険料の差額については、当社は、次の①の額から②の額を差し引いてその残額を返還することとし、保険契約者が保険金額の減額を請求した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

- ① 減額前の保険金額に対する保険料から、減額後の保険金額に対する保険料を差し引いた残額
- ② ①の保険料の既経過期間に対し月割をもって計算した保険料

第7条（保険料または保険料率の改定による年額保険料の変更）

保険期間の途中において、保険料または保険料率が改定された場合においても、当社はこの保険契約の年額保険料の変更は行いません。

第8条（保険金の支払および未払込年額保険料の払込み）

当社は、保険金支払の原因となった事故が払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までの期間内に生じ、その事故による損害に対して保険金を支払う場合において、年額保険料が支払われていないときは、支払保険金からその金額を差し引きます。

第9条（解除－年額保険料不払の場合）

当社は、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までに年額保険料を払い込まなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。なお、この場合の解除は、払込期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通約款および他の特約の規定を準用します。

55. 保険料分割払特約（一般）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。
未払込保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた残額をいいます。

第2条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の営業日に行われたときは、当社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。なお、この場合であっても第2回分割保険料以外の払込期日は変更しません。

第4条（第1回分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当社は、前条の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 当社が第9条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当社は、普通約款の追加保険料ごとの規定を適用します。

第6条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）

- (1) 当社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が

（１）の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第7条（保険契約が終了する場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、普通約款の規定に従い、保険金の支払によりこの保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払いを受ける以前に未払込保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第8条（解除－分割保険料不払の場合）

（１）当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

（２）（１）の解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

- ① （１）①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
- ② （１）②による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日

（３）（１）の規定により当社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年額保険料から既経過期間に対する保険料を差し引いた額
- ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

第9条（保険料の返還または請求）

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

56. 保険料分割払特約（大口）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。
未払込保険料	この保険契約の総保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた残額をいいます。

第2条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、この保険契約の総保険料が当社が別に定める額を超える場合に限り、保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込方法等）

- （１）保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- （２）第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、払込期日に分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- （３）第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。なお、この場合であっても第2回分割保険料以外の払込期日は変更しません。

第4条（第1回分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当社は、前条の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（追加保険料の払込み）

- （１）当社が第9条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- （２）保険契約者が（１）の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当社は、普通約款の追加保険料ごとの規定を適用します。

第6条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）

- （１）当社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- （２）第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が（１）の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第7条（保険契約が終了する場合の保険料払込み）

この保険契約の総保険料の払込みを完了する前に、普通約款の規定に従い、保険金の支払によりこの保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払いを受ける以前に未払込保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第8条（解除－分割保険料不払の場合）

（１）当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

（２）（１）の解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

- ① （１）①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
- ② （１）②による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日

（３）（１）の規定により当社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づくこの保険契約の総保険料から既経過期間に対する保険料を差し引いた額
- ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

第9条（保険料の返還または請求）

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

57. 保険料クレジットカード払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
保険料	保険契約締結後に払い込む追加保険料およびこの保険契約に適用される特約の規定により当会社が請求する保険料を含みます。

第2条（クレジットカードによる保険料払込みの承認）

当会社は、この特約に従い、保険契約者がクレジットカードを使用して、この保険契約の保険料を払い込むことを承認します。

第3条（保険料の払込み）

- （1）保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して払い込む旨の申出があった場合は、当会社は、クレジットカード発行会社に対して、払込みに使用されるクレジットカードが有効であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードを使用した保険料の払込みを承認した時をもって、保険料が払い込まれたものとみなします。
- （2）当会社は、次のいずれかに該当する場合には、（1）の規定は適用しません。
- ① 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいる場合を除きます。
- ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込み後の取扱い）

- （1）前条（2）①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者にこの保険契約の保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対して保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合は、当会社は、その払い込んだ保険料相当額については、保険契約者に請求できないものとします。
- （2）保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、（1）の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、前条（1）の規定を適用します。
- （3）保険契約者が（2）の保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。
- （4）（3）の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（保険料の返還の特則）

この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定により、当会社が

保険料を返還する場合は、当会社は、クレジットカード発行会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条（2）の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に払い込んでいる場合を除きます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

58. 初回保険料の口座振替特約（翌月振替用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	次の保険料をいいます。 ① 保険料を一括して払い込む場合 この保険契約に定められた総保険料 ② 年額保険料（注）を分割して払い込む場合 第1回目に払い込むべき分割保険料 ③ 長期保険保険料年払特約が付帯されている場合 初年度の年額保険料（注） （注）この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
初回保険料払込期日	保険期間の初日の属する月の翌月の提携金融機関ごとに当会社の定める日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

- （1）この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替によって払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- （2）この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
- ① 保険契約締結の時に、指定口座が提携金融機関に設定されていること。
- ② この保険契約の締結および当会社の定める損害保険料口座振替依頼の手続きが、保険期間の初日までになされていること。

第3条（初回保険料の払込み）

- （1）初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- （2）初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがあったものとみなします。
- （3）保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- （4）（1）の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行

われなかったことによるときは、初回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。なお、この場合であっても初回保険料以外の払込期日は変更しません。

第4条（初回保険料領収前の事故）

- （１）初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに払い込まなければなりません。
- （２）当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前の事故による損害または損失に対して、普通約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定は適用しません。
- （３）（２）の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者（注）が、初回保険料領収前の事故による損害または損失に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者の代理人を含みます。
- （４）保険契約者が（２）の初回保険料の払込みを怠った場合で、その払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めるときは、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第5条（解除－初回保険料不払の場合）

- （１）当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （２）（１）の解除は保険期間の初日からその効力を生じます。

第6条（継続に関する特約との関係）

この保険契約がこれに付帯された特約の規定により継続される場合（注）は、継続された保険契約に対してはこの特約は適用されません。

（注）自動継続特約（地震保険用）により、地震保険のみが継続される場合を含みます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および他の特約の規定を準用します。

59. 初回保険料の払込取扱票・請求書払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
初回保険料	次の保険料をいいます。 ① 保険料を一括して払い込む場合 この保険契約に定められた総保険料 ② 年額保険料（注）を分割して払い込む場合 第1回目に払い込むべき分割保険料 ③ 長期保険保険料年払特約が付帯されている場合 初年度の年額保険料（注） （注）この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。

払込期日	保険期間の初日の属する月の翌月末日をいいます。
払込取扱票	次のいずれかによるものをいいます。 ① 当会社所定の書面による払込取扱票 ② 当会社が定める情報処理機器等の通信手段により提示する払込取扱票
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を払込取扱票等によって払い込むことについての合意がある場合に適用されます。

第3条（初回保険料の払込み）

- （１）保険契約者は、この特約により、初回保険料の払込みを次のいずれかの方法によって行うものとします。
- ① 払込期日までに、保険契約締結後に当会社より送付または提示する払込取扱票を使用して払い込むこと。
- ② 払込期日までに、①以外の当会社が指定する方法により払い込むこと。
- （２）（１）①により初回保険料を払い込む場合は、当会社は、保険契約者が保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回保険料の払込みがあったものとみなします。

第4条（初回保険料領収前の事故）

- （１）払込期日までに初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を払込期日の属する月の翌月末までに払い込まなければなりません。
- （２）当会社は、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前の事故による損害または損失に対して、普通約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定は適用しません。
- （３）（２）の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者（注）が、初回保険料領収前の事故による損害または損失に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者の代理人を含みます。

第5条（解除－初回保険料不払の場合）

- （１）当会社は、払込期日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （２）（１）の解除は、保険期間の初日からその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および他の特約の規定を準用します。

60. 適用保険料に関する特約

- （１）この保険契約に適用するべき保険料は、保険期間開始の時に使用されている保険料または保険料率により、計算するものとします。
- （２）この保険契約に適用されている保険料または保険料率が保険期間の途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

61. セキュリティ適用時精算特約

保険期間の中途において、保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物について機械警備（警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）に定める警備業者が行う同法に定める機械警備業務をいいます。）を新たに実施または終了（解約・解除・満了等をいいます。）することにより、セキュリティ割引が新たに適用される場合または適用されなくなる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、火災保険普通保険約款（一般物件用）、店舗総合保険普通保険約款および長期保険保険料年払特約の規定を次の（１）および（２）のとおり読み替えて適用します。

（１）火災保険普通保険約款（一般物件用）第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（２）および店舗総合保険普通保険約款第27条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（２）

（２）危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（２）長期保険保険料年払特約第5条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（２）

（２）普通約款の通知義務に関する規定における危険増加（注１）が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通約款の保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合に関する規定にかかわらず、当会社は、危険増加（注１）または危険の減少が生じた時の属する契約年度の年額保険料の差額については、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、危険増加（注１）または危険の減少が生じた時以降の期間（注２）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求し、危険増加（注１）または危険の減少が生じた時の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

（注１）普通約款の通知義務に関する規定に定める事実の発生によってこの保険契約を解除することができる保険契約においてはその事実とします。

（注２）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

62. 長期保険保険料払込特約（地震保険用）

第1条（保険料の返還または請求－通知義務の場合）

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（２）の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条（保険料の返還－失効等の場合）

（１）保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）（３）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する

別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（２）地震保険普通保険約款第33条（付帯される保険契約との関係）（２）の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）（４）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）（２）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）（２）の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還－解除の場合）

地震保険普通保険約款第10条（告知義務）（２）、第11条（通知義務）（２）もしくは（６）、第19条（重大事由による解除）（１）または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（３）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険普通保険約款第25条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条（保険料の返還または請求－料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条（保険料の返還－保険金を支払った場合）

地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）（１）の規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度（注）を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（注）保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 未経過料率係数表

経過年数 経過月数	2年契約		3年契約			4年契約				5年契約				
	0年	1年	0年	1年	2年	0年	1年	2年	3年	0年	1年	2年	3年	4年
1 か月まで	92%	44%	95%	62%	30%	96%	71%	47%	22%	97%	77%	57%	38%	18%
2 か月まで	88%	40%	92%	59%	27%	94%	69%	45%	20%	95%	75%	56%	36%	16%
3 か月まで	84%	36%	89%	57%	24%	92%	67%	43%	18%	93%	74%	54%	34%	15%
4 か月まで	80%	32%	86%	54%	22%	90%	65%	41%	16%	92%	72%	52%	33%	13%
5 か月まで	76%	28%	84%	51%	19%	88%	63%	39%	14%	90%	70%	51%	31%	11%
6 か月まで	72%	24%	81%	49%	16%	86%	61%	37%	12%	88%	69%	49%	29%	10%

7か月まで	68%	20%	78%	46%	14%	84%	59%	35%	10%	87%	67%	48%	28%	8%
8か月まで	64%	16%	76%	43%	11%	82%	57%	33%	8%	85%	66%	46%	26%	7%
9か月まで	60%	12%	73%	41%	8%	80%	55%	31%	6%	84%	64%	44%	25%	5%
10か月まで	56%	8%	70%	38%	5%	78%	53%	29%	4%	82%	62%	43%	23%	3%
11か月まで	52%	4%	68%	35%	3%	75%	51%	27%	2%	80%	61%	41%	21%	2%
12か月まで	48%	0%	65%	32%	0%	73%	49%	24%	0%	79%	59%	39%	20%	0%

(注) 経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

63. 長期保険保険料年払特約（地震保険用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約年度	保険期間の初日からその日を含めて計算して満1か年を1年目の契約年度といいます。以降、保険期間の初日の応当日から順次2年目の契約年度、3年目の契約年度となります。
年額保険料	この保険契約の各契約年度に対する保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
普通約款	この特約が付帯された地震保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約に従い、保険契約者が、年額保険料を、初年度については保険契約の締結と同時に、次年度以降については払込期日までに、払い込むことを承認します。

第3条（保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条の初年度の年額保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（次年度以降の年額保険料不払の場合の免責）

- (1) 当会社は、第2条（保険料の払込方法）の規定にかかわらず、次年度以降の年額保険料について、その年額保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込むことを怠った場合は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 次年度以降の年額保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が(1)の年額保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が事故の発生の日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき次年度以降の年額保険料の払込みを怠っていた場合には、被保険者が保険金の支払を受ける前に、保険契約者は払込みを怠っていた年額保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

第5条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 普通約款第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、告知事項についての訂正の申出を当会社が承認し、かつ、保険料を変更する必要があるときは、普通約款第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(1)の規定にかかわらず、当会社は、承認した日の属する契約年度末までの各契約年度の年額保険料の差額については、変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差額を返還または請求し、承認した日の属する契約年度の翌

契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通約款第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、危険増加または危険の減少が生じた時の属する契約年度の年額保険料の差額については、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求し、危険増加または危険の減少が生じた時の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。

- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通約款第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定にかかわらず、当会社は、承認した日の属する契約年度の年額保険料の差額については、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未經過期間に対する保険料を返還または請求し、承認した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約に従い、保険金を支払います。

- (8) (1)、(2)または(6)の年額保険料の差額について、当会社が保険料を請求した場合は、保険契約者はその全額を一時に払い込まなければなりません。

第6条（保険料の返還・保険金額の調整の場合）

- (1) 普通約款第17条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、保険契約者が超過部分についての保険契約の取り消しを請求した日の属する契約年度までの各契約年度については、変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差額を返還し、保険契約者が超過部分についての保険契約の取り消しを請求した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

- (2) 普通約款第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、保険契約者が保険金額の減額を請求した日の属する契約年度の年額保険料の差額については、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し普通約款別表に掲げる短期率を乗じた保険料を差し引いてその残額を返還することとし、保険契約者が保険金額の減額を請求した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

第7条（保険料率の改定による年額保険料の変更）

保険期間の中途において、保険料が改定された場合においても、当会社はこの保険契約の年額保険料の変更は行いません。

第8条（保険金の支払および未払年額保険料の払込み）

当会社は、保険金支払の原因となった事故が払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までの期間内に生じ、その事故による損害に対して保険金を支払う場合において、年額保険料が支払われていないときは、支払保険金からその金額を差し引きします。

第9条（解除－年額保険料不払の場合）

当会社は、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までに年額保険料を払い込まなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。なお、この場合の解除は、払込期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

64. 団体扱に関する特約（一般A）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般A－1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A－2）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	第8条（特約の失効）(1)①から④までのいずれかの事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体（注）をいいます。 （注）法人・個人の別を問いません。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
未払込保険料	この保険契約の保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた残額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（注）に勤務し、毎月その企業体（注）から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの契約が締結されていること。
 - ア. 団体と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A－1）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条（賃金の支払）に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限りです。

イ. 職域労働組合等と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A－2）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等がアのただし書に定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限りです。

- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
 - イ. 集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
- （注）法人・個人の別を問いません。

第3条（保険料の払込方法）

- （1）当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。
 - ① この保険契約の保険料の全額を一時に払い込むこと。
 - ② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
- （2）（1）の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。
 - ① （1）①の場合の保険料または（1）②の場合の第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
 - ② （1）②の場合の第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（2）①の保険料または第1回保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

- （1）当会社が第12条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- （2）保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当会社は、普通約款の追加保険料ごとの規定を適用します。

第6条（保険契約が終了する場合の保険料払込み）

この保険契約の保険料の払込みを完了する前に、普通約款の規定に従い、保険金の支払によりこの保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払いを受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条（特約の失効）

- （1）この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ③ 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
 - ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者

による保険料の集金が行われなくなった場合
(2)(1)①の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にその旨を通知します。

第9条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

前条（1）の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第10条（未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第11条（解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

(1) 当会社は、第9条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2)(1)の解除の効力は、集金不能日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみ生じます。

(3)(1)の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づくこの保険契約の保険料から既経過期間に対する保険料を差し引いた額
- ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

第12条（保険料の返還または請求）

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

65. 団体扱に関する特約（一般B）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
勤務事業所	保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般B）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	第8条（特約の失効）(1)①から④までのいずれかの事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体（注）をいいます。 （注）法人・個人の別を問いません。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
未払込保険料	この保険契約の保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた残額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（注）に勤務し、毎月その企業体（注）から給与の支払を受けていること。

② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。

ア. 団体

イ. 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織

③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア. 勤務事業所において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。

イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

（注）法人・個人の別を問いません。

第3条（保険料の払込方法）

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

① この保険契約の保険料の全額を一時に払い込むこと。

② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。

(2)(1)の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

① (1)①の場合の保険料または(1)②の場合の第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むこと。ただし、保険証券記載の保険の対象について、保険契約者が勤務事業所において当会社と団体扱に係る特約を付した保険契約を締結していた場合であって、その保険契約の保険期間の末日（注）をこの保険契約の保険期間の初日とするときには、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができるものとします。

② (1)②の場合の第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

（注）その保険契約が保険期間の途中で解除された場合には、その解除日とします。

第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（2）①の保険料または第1回保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

(1) 当会社が第12条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当会社は、普通約款の追加保険料ごとの規定を適用します。

第6条（保険契約が終了する場合の保険料払込み）

この保険契約の保険料の払込みを完了する前に、普通約款の規定に従い、保険金の支払によりこの保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払いを受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条（特約の失効）

- （１）この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
- ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が勤務事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ③ 保険契約者またはその代理人が保険料を勤務事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合
 - ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかった場合
- （２）（１）①の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にその旨を通知します。

第9条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

前条（１）の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から１か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第10条（未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第11条（解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

- （１）当会社は、第9条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （２）（１）の解除の効力は、集金不能日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみ生じます。
- （３）（１）の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。
- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づくこの保険契約の保険料から既経過期間に対する保険料を差し引いた額
 - ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

第12条（保険料の返還または請求）

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

66. 団体扱に関する特約（一般C）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。

集金不能日等	第8条（特約の失効）（１）①の事実の場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日をいい、同条（１）②から④までのいずれかの事実の場合は、その事実が発生した日をいいます。
退職者	退職によりその団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体（注）をいいます。 （注）法人・個人の別を問いません。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
未払込保険料	この保険契約の保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた残額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

- この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（注）に勤務し、毎月その企業体（注）から給与の支払を受けていること。
 - ② 団体に勤務している者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている団体、労働組合または共済組織と当会社との間に集金契約が締結されていること。
 - ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
ア. 指定口座から、口座振替により、集金日に保険料を集金すること。
イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。
（注）法人・個人の別を問いません。

第3条（保険料の払込方法）

- （１）当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承諾します。
- ① この保険契約の保険料の全額を一時に払い込むこと。
 - ② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
- （２）（１）の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。
- ① （１）①の場合の保険料または（１）②の場合の第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
 - ② （１）②の場合の第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（２）①の保険料または第1回保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

- （１）当会社が、第12条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- （２）保険契約者が（１）の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当会社は、普通約款の追加保険料ごとの規定を適用します。

第6条（保険契約が終了する場合の保険料払込み）

この保険契約の保険料の払込みを完了する前に、普通約款の規定に従い、保険金の支払によりこの保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払いを受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第7条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条（特約の失効）

（１）この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して１か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して１か月以内に指定口座から振り替えられなかった場合
- ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
- ④ 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合

（２）（１）①または④の事実が発生した場合は、当社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にその旨を通知します。

第9条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

前条（１）の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日等から１か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第10条（未払込保険料不払の場合の免責）

当社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第11条（解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

（１）当社は、第9条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（２）（１）の解除の効力は、集金不能日等またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみ生じます。

（３）（１）の規定により当社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づくこの保険契約の保険料から既経過期間に対する保険料を差し引いた額
- ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

第12条（保険料の返還または請求）

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

第13条（退職者に対する特約）

（１）第2条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、団体が退職者について団体扱による保険契約の締結を認める場合において、団体の退職者である保険契約者がその制度を利用して保険契約を締結するときは、その保険契約者がその構成員となっていた団体、労働組合または共済組織と当会社との間に保険料集金契約が締結されており、保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾して

いるときに限り、この特約を適用することができます。

- ① 指定口座から、口座振替により、集金日に保険料を集金すること。
- ② ①により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

（２）（１）の規定により、保険契約者が団体の退職者である場合は、当社は、第8条（特約の失効）（１）③の事実が発生したことによる同条（１）の規定を適用しません。

67. 団体扱に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「保険料集金に関する契約」による保険料集金契約をいいます。
集金不能日	第8条（特約の失効）（１）①から③までのいずれかの事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体をいいます。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
未払込保険料	この保険契約の保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた残額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 団体と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ② 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第3条（保険料の払込方法）

（１）当社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① この保険契約の保険料の全額を一時に払い込むこと。
- ② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。

（２）（１）の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

- ① （１）①の場合の保険料または（１）②の場合の第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込むこと。
- ② （１）②の場合の第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込むこと。

第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当社は、前条（２）①の保険料または第1回保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

（１）当社が第12条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求

した場合は、保険契約者は団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当会社は、普通約款の追加保険料ごとの規定を適用します。

第6条 (保険契約が終了する場合の保険料払込み)

この保険契約の保険料の払込みを完了する前に、普通約款の規定に従い、保険金の支払によりこの保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払いを受ける以前に未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第7条 (保険料領収証の発行)

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条 (特約の失効)

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってその効力を失います。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合、またはその他この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなった場合
- ③ 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合

(2) (1) ①の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にその旨を通知します。

第9条 (特約失効後の未払込保険料の払込み)

前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1か月以内に、未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第10条 (未払込保険料不払の場合の免責)

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第11条 (解除－特約失効による未払込保険料不払の場合)

(1) 当会社は、第9条(特約失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) (1)の解除の効力は、集金不能日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみ生じます。

(3) (1)の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づくこの保険契約の保険料から既経過期間に対する保険料を差し引いた額
- ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

第12条 (保険料の返還または請求)

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

68. 代位求償権不行使特約

この特約が付帯された普通保険約款の代位に関する規定により、被保険者が借家人(賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者)をいい、転貸人および転借人を含みます。以下同様とします。に対して有する権利を、

当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合を除きます。

69. 告知等変更特約 (店総用)

第1条 (この特約が適用される範囲)

この特約は、保険法(平成20年法律第56号)第36条第4号の規定に該当する保険契約に適用されます。

第2条 (告知義務)

当会社は、この特約に従い、店舗総合保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第15条(告知義務)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第15条 (告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げなかったことを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。)
- ③ 保険契約者または被保険者が、第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生前に、保険契約申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(4) (2)に規定する事実が、当会社が保険契約申込書において定めた危険(損害の発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、(2)の規定を適用します。

(5) (2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第26条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(6) (5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

第3条 (通知義務)

当会社は、この特約に従い、普通約款第16条(通知義務)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第16条（通知義務）

（１）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。

- ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更すること。
- ② 保険の対象を他の場所に移転すること。
- ③ ①および②のほか、保険契約申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生すること。

（２）（１）の事実がある場合（（４）ただし書の規定に該当する場合を除きます。）には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（３）（２）の規定は、当会社が、（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または（１）の事実が生じた時から５年を経過した場合には適用しません。

（４）（１）に規定する手続を怠った場合には、当会社は、（１）の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、（１）①または③に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。

（５）（４）の規定は、（１）の事実に基づかずに発生した第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第4条（保険の対象の調査）

当会社は、この特約に従い、普通約款第19条（保険の対象の調査）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第19条（保険の対象の調査）

（１）当会社は、いつでも保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することができます。

（２）保険契約者、被保険者または保険の対象を占有する者が、正当な理由がなく（１）の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（３）（２）の規定は、（２）に規定する拒否の事実があった時から１か月を経過した場合には適用しません。

第5条（保険金額の調整）

当会社は、この特約に従い、普通約款第23条（保険金額の調整）（１）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第23条（保険金額の調整）

（１）保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。

第6条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

当会社は、この特約に従い、普通約款第27条（保険料の返還または請求－告知

義務・通知義務等の場合）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第27条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

（１）告知等変更特約（店総用）第2条（告知義務）の規定により読み替えて適用される第15条（告知義務）（１）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

（２）告知等変更特約（店総用）第3条（通知義務）の規定により読み替えて適用される第16条（通知義務）（１）の事実が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、保険契約者または被保険者の申出に基づく同条（１）の事実が生じた時以降の期間に対して、次の規定に従い、保険料を返還または請求します。

① 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも高い場合は、その差額に対して、未経過期間に対する月割（１か月に満たない期間は１か月とします。以下同様とします。）をもって計算した保険料を請求します。

② 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも低い場合は、その差額に対して、既経過期間に対する月割をもって計算した保険料を差し引いた額を返還します。

（３）当会社は、保険契約者が（１）または（２）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（４）（１）または（２）の規定による追加保険料を請求する場合において、（３）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（５）（４）の規定は、告知等変更特約（店総用）第3条（通知義務）の規定により読み替えて適用される第16条（通知義務）（１）の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

（６）（１）および（２）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、（２）①および②の規定に従い、保険料を返還または請求します。

（７）（６）の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第7条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

当会社は、この特約に従い、普通約款第30条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第30条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

第23条（保険金額の調整）（２）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、次の①の額から②の額を差し引いて、その残額を返還します。

① 減額前の保険金額に対する保険料から、減額後の保険金額に対する保険料を差し引いた残額

② ①の保険料の既経過期間に対し月割をもって計算した保険料

第8条（保険料の返還－解除の場合）

当会社は、この特約に従い、普通約款第31条（保険料の返還－解除の場合）（1）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第31条（保険料の返還－解除の場合）

（1）告知等変更特約（店総用）第2条（告知義務）の規定により読み替えて適用される第15条（告知義務）（2）、同特約第3条（通知義務）の規定により読み替えて適用される第16条（通知義務）（2）、同特約第4条（保険の対象の調査）の規定により読み替えて適用される第19条（保険の対象の調査）（2）、第25条（重大事由による解除）（1）または同特約第6条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の規定により読み替えて適用される第27条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料（未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。）を返還します。

第9条（保険金の請求）

当会社は、この特約に従い、普通約款第35条（保険金の請求）（2）④の規定中、「次条（1）」とあるのは「告知等変更特約（店総用）第10条（保険金の支払時期）の規定により読み替えて適用される第36条（保険金の支払時期）（1）」と読み替えて適用します。

第10条（保険金の支払時期）

当会社は、この特約に従い、普通約款第36条（保険金の支払時期）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第36条（保険金の支払時期）

（1）当会社は、被保険者が前条（2）の手續を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日まで、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
- ② （1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- ⑤ 損害を受けた保険の対象もしくは損害発生事由が特殊である場合または同一敷地内に所在する多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合において、（1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

（3）（2）①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、（2）①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、（2）①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

（4）（1）から（3）までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）から（3）までの期間に算入しないものとします。

第11条（保険契約の継続）

当会社は、この特約に従い、普通約款第40条（保険契約の継続）（1）の規定中「第15条（告知義務）」とあるのは「告知等変更特約（店総用）第2条（告知義務）」の規定により読み替えて適用される第15条（告知義務）」と読み替えて適用します。

第12条（他の特約が付帯されている場合の読替え）

この保険契約に他の特約が付帯されている場合で、その特約の規定中、この特約で読み替えるべき普通約款の規定を参照、準用または適用するときは、その特約に特段の約定がないかぎり、この特約により読み替えられた普通約款の規定を参照、準用または適用することとします。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および他の特約の規定を準用します。

70. 機械警備工事変更サポート特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
機械警備	警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）に定める警備業者が行う同法に定める機械警備業務（注）が施され、かつ、有効に機能している状態のものをいいます。 （注）火災危険に対する監視があるものに限りします。
設置工事日	機械警備の新たな実施のために、その工事を行う日をいいます。
店総約款	店舗総合保険普通保険約款をいいます。
普火約款	火災保険普通保険約款（一般物件用）をいいます。
普通約款	この保険契約に適用される普通保険約款をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約締結の際、保険契約者が、保険契約締結日から保険期間の初日までの間に設置工事日が設定され、保険の対象の建物または保険の対象を収容する建物に対して新たに機械警備を実施することが定められている事実に基づき、保険期間の初日の時点における、機械警備の実施状況について当会社に事実を告げ

た結果、この保険契約にセキュリティ割引が適用されている場合に適用されます。

第3条（自然災害等による設置工事日変更に関する特則）

（１）自然災害等の自然状況およびその他やむを得ない事由によって、設置工事日が変更された結果、警備契約期間の開始日が変更され、保険期間の初日までに機械警備が実施されない事実が発生した場合でも、保険期間の初日から起算して7日目までに機械警備が実施される予定であるときは、次に掲げる規定にかかわらず、当会社への通知は必要ありません。

店総約款第16条（通知義務）（１）
普火約款第9条（通知義務）（１）

（２）（１）の規定により、当会社への通知が生じない場合には、次に掲げる規定を適用しません。

店総約款第16条（通知義務）（２）および第27条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（２）
普火約款第9条（通知義務）（２）および第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（２）
長期保険保険料一括払特約第2条（保険料の返還または請求－通知義務等の場合）（１）
長期保険保険料年払特約第5条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（２）
保険料分割払特約（一般）第9条（保険料の返還または請求）
保険料分割払特約（大口）第9条（保険料の返還または請求）
団体扱に関する特約（一般A）第12条（保険料の返還または請求）
団体扱に関する特約（一般B）第12条（保険料の返還または請求）
団体扱に関する特約（一般C）第12条（保険料の返還または請求）
団体扱に関する特約第12条（保険料の返還または請求）

（３）（１）および（２）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

保険期間の初日から起算して7日目までに機械警備が実施されないことが明らかになった場合
保険期間の初日から起算して7日目までに普通約款および他の特約に定める保険金を支払われるべき事故が発生し、かつ、事故が発生した時点において機械警備が実施されていない場合
警備契約期間の開始日以外の機械警備の実施に関する事項に変更が生じ、保険契約の内容の変更が必要となる場合

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通約款および他の特約の規定を準用します。

71. 共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更に係る書類等の受領もしくは承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領または承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書等の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生 の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、すべての引受保険会社が行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

MEMO

保険証券に表示された特約の略称は、この約款・特約集の中で下記のものをいいます。

コード№	略 称	正 式 名 称	コード№	略 称	正 式 名 称
F6	商品等盗難補償特約	商品・製品等盗難危険補償特約	09	店舗賠償責任補償	店舗賠償責任補償特約
F1	地火費対象外特約	地震火災費用保険金補償対象外特約（店総用）	L3	借家人賠償包括特約	借家人賠償責任補償特約包括契約に関する特約
74	地震危険補償特約	地震危険補償特約	02	長期保険（一括払）	長期保険保険料一括払特約
A8	地震補償縮小	地震危険補償特約（縮小支払方式）	21	長期保険年払特約	長期保険保険料年払特約
J0	地震補償支払限度額	地震危険補償特約（支払限度額方式）	08	保険料分割払特約（一般）	保険料分割払特約（一般）
13	地震衝撃危険対象外	地震衝撃危険補償対象外特約	A7	保険料分割払特約（大口）	保険料分割払特約（大口）
14	地震破裂爆発補償	地震破裂爆発危険補償特約	C8	カード支払特約	保険料クレジットカード払特約
15	地震水災危険補償	地震水災危険補償特約	H1	初回口振特約	初回保険料の口座振替特約（翌月振替用）
77	噴火危険補償	噴火危険補償特約	M1	初回払込票請求書払	初回保険料の払込取扱票・請求書払特約
94	ガラス損害補償	ガラス損害補償特約	05	適用保険料特約	適用保険料に関する特約
67	冷凍（冷蔵）対象外	冷凍（冷蔵）損害補償対象外特約	25	長期保険（地震用）	長期保険保険料払込特約（地震保険用）
68	冷凍（冷蔵）補償	冷凍（冷蔵）損害補償特約	L9	長期年払（地震用）	長期保険保険料年払特約（地震保険用）
59	ボイラ等破壊対象外	ボイラ等破裂・爆発損害補償対象外特約	01	団体扱に関する特約	団体扱に関する特約（一般A）
H8	テロ危険等対象外	テロ危険補償対象外特約	01	団体扱に関する特約	団体扱に関する特約（一般B）
M4	水災補償変更	水災補償変更特約（店総用）	01	団体扱に関する特約	団体扱に関する特約（一般C）
06	通知（基本方式）	火災通知保険特約（普火・店総用）	01	団体扱に関する特約	団体扱に関する特約
80	付保割合条件付実損	付保割合条件付実損払特約（店総用）	12	代位求償権不行使	代位求償権不行使特約
65	新価保険特約	新価保険特約	G2	共同保険特約	共同保険に関する特約
28	価額協定（時価用）	価額協定保険特約（建物新価・家財時価用）			
29	価額協定（新価用）	価額協定保険特約（建物新価・家財新価用）			
07	価格協定追加特約	追加特約			
10	家賃補償特約	家賃補償特約			
F7	休業損失補償特約	休業損失補償特約			
40	借家人賠償責任補償	借家人賠償責任補償特約			
70	個人賠償責任補償	個人賠償責任補償特約			

事故の受付窓口

電話で事故連絡

事故受付センター

0120-210-545（通話料無料）

受付時間：24時間・365日

＊携帯電話からご利用になれます。

ネットで事故連絡（二次元コード）



簡単にお手続きいただけます。

ご相談・苦情受付窓口

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

当社へのお問い合わせ・ご相談・苦情は、以下にご連絡ください。

お客様相談室

0120-333-962（通話料無料）

受付時間：9:00～12:00 13:00～18:00

〔月～金曜日（祝日・休日および年末年始を除く）〕

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

03-4332-5241（全国共通）

（受付時間：午前9時15分～午後5時（土日祝日・年末年始を除く））

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2丁目6番2号 セコム損保ビル

<https://www.secom-sonpo.co.jp/>